

水俣市議会会議録

平成30年9月第3回定例会（8月31日招集）

水俣市議会事務局

平成30年9月第3回定例会（8月31日招集）会期日程表

（会期 8月31日から9月21日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月31日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	9月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）
11	10日	月			議案調査
12	11日	火	午前9時30分		本会議
13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君・野中重男君・松本和幸君）
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（牧下恭之君・谷口明弘君・小路貴紀君） 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	————	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月			国民の祝日
19	18日	火	————	委員会	委員会
20	19日	水		休 会	議事整理日
21	20日	木		休 会	議事整理日
22	21日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録目次

平成30年8月31日（金） ——— 1日目 ———

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	2
開 議	2
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
議案上程	4
日程第3 議第68号 専決処分の報告及び承認について	5
専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	
日程第4 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について	6
日程第5 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第7 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	8
日程第8 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第9 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）	10
日程第10 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	12
日程第11 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	13
日程第12 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	13
日程第13 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	14
日程第14 議第79号 工事請負契約の締結について	15
日程第15 議第80号 市道の路線認定について	15
日程第16 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	16
日程第17 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	17
日程第18 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	23

市長の提案理由説明	1 - 27
散 会	30

平成30年9月11日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○岩村龍男君の質問	3
1 新庁舎建設について	3
2 水俣市の交通行政について	3
(1) 運転免許自主返納制度について	
(2) コミュニティバス「みなくるバス」について	
(3) 南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）開通に伴う対策について	
市長の答弁	4
○岩村龍男君の再質問	6
市長の答弁	6
○岩村龍男君の再々質問	7
市長の答弁	7
総務部長の答弁	8
○岩村龍男君の再質問	10
総務部長の答弁	10
○岩村龍男君の発言	12
休憩・開議	12
○藤本壽子君の質問	13
1 水俣川河口臨海部振興構想について	13
2 水俣市の野良猫の避妊、去勢などの活動への支援について	13
3 「核兵器廃絶平和都市宣言」について	14

市長の答弁	2 - 14
○藤本壽子君の再質問	15
市長の答弁	18
○藤本壽子君の再々質問	19
休憩・開議	21
○藤本壽子君の再々質問（続）	21
市長の答弁	21
福祉環境部長の答弁	22
○藤本壽子君の再質問	23
福祉環境部長の答弁	24
○藤本壽子君の再々質問	25
福祉環境部長の答弁	26
総務部長の答弁	26
○藤本壽子君の再質問	27
総務部長の答弁	28
○藤本壽子君の再々質問	29
総務部長の答弁	30
市長の答弁	30
休憩・開議	30
○桑原一知君の質問	30
1 市職員の接遇マナーとモチベーション向上について	31
2 中山間地域の活性化について	31
3 有害鳥獣被害対策について	32
市長の答弁	32
○桑原一知君の再質問	33
市長の答弁	35
○桑原一知君の再々質問	36
市長の答弁	36
副市長の答弁	37
○桑原一知君の再質問	38
副市長の答弁	39
○桑原一知君の再々質問	40

副市長の答弁	2 - 41
産業建設部長の答弁	42
○桑原一知君の再質問	43
産業建設部長の答弁	44
○桑原一知君の発言	44
散 会	45

平成30年 9月12日（水） ——— 3日目 ———

出欠席議員	3 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	2
○高岡朱美君の質問	3
1 観光振興について	3
2 障がい者雇用について	3
3 水俣市長野地区に予定されているメガソーラー事業について	4
市長の答弁	4
○高岡朱美君の再質問	5
市長の答弁	8
○高岡朱美君の再々質問	8
市長の答弁	8
福祉環境部長の答弁	9
○高岡朱美君の再質問	10
市長の答弁	12
福祉環境部長の答弁	12
○高岡朱美君の再々質問	13
市長の答弁	14
産業建設部長の答弁	15

○高岡朱美君の再質問	3 - 16
産業建設部長の答弁	17
○高岡朱美君の再々質問	18
産業建設部長の答弁	19
休憩・開議	19
○野中重男君の質問	19
1 水俣病について	20
2 水俣川河口臨海部振興構想について	20
3 「日本の環境首都みなまた」のロゴマークについて	20
4 ふるさと大好き寄附条例について	20
市長の答弁	21
○野中重男君の再質問	22
市長の答弁	22
○野中重男君の再々質問	23
市長の答弁	24
市長の答弁	24
○野中重男君の再質問	25
市長の答弁	26
○野中重男君の再々質問	27
休憩・開議	27
市長の答弁	28
休憩・開議	28
福祉環境部長の答弁	28
○野中重男君の再質問	29
福祉環境部長の答弁	29
○野中重男君の再々質問	29
市長の答弁	31
総合政策部長の答弁	32
○野中重男君の再質問	32
教育長の答弁	33
○野中重男君の再々質問	34
総合政策部長の答弁	36

休憩・開議	3 - 36
○松本和幸君の質問	36
1 児童虐待について	37
2 公共下水道事業の地方公営企業への移行について	37
3 下水道区域内の汲み取りについて	37
4 国保水俣市立総合医療センターHCU新設改修工事入札について	37
5 小中学校空調設備設置について	37
市長の答弁	37
福祉環境部長の答弁	38
○松本和幸君の再質問	38
福祉環境部長の答弁	38
○松本和幸君の再々質問	38
福祉環境部長の答弁	39
市長の答弁	39
○松本和幸君の再質問	39
市長の答弁	40
○松本和幸君の発言	40
産業建設部長の答弁	41
○松本和幸君の再質問	41
産業建設部長の答弁	42
○松本和幸君の発言	42
総合医療センター事務部次長の答弁	43
○松本和幸君の再質問	43
総合医療センター事務部次長の答弁	44
○松本和幸君の発言	45
教育長の答弁	45
○松本和幸君の再質問	45
教育長の答弁	46
○松本和幸君の再々質問	46
教育長の答弁	47
散 会	47

出欠席議員	4 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○牧下恭之君の質問	3
1 ごみのリサイクルについて	4
2 高校生までの医療費無料化について	4
3 高齢者の運転免許証自主返納支援について	4
市長の答弁	5
○牧下恭之君の再質問	6
市長の答弁	6
○牧下恭之君の発言	7
副市長の答弁	7
○牧下恭之君の再質問	8
副市長の答弁	8
市長の答弁	9
○牧下恭之君の再々質問	9
副市長の答弁	9
福祉環境部長の答弁	9
○牧下恭之君の再質問	10
福祉環境部長の答弁	11
○牧下恭之君の発言	12
休憩・開議	12
○谷口明弘君の質問	12
1 第6次水俣市総合計画について	13
2 庁舎建て替えについて	13
市長の答弁	13
○谷口明弘君の再質問	15

市長の答弁	4 - 16
○谷口明弘君の再々質問	17
市長の答弁	17
総合政策部長の答弁	18
○谷口明弘君の発言	19
休憩・開議	20
○小路貴紀君の質問	20
1 水俣市スポーツキッズサポーター基金について	21
2 多様な住環境の整備について	21
3 市保有施設へのエアコン設置について	21
市長の答弁	21
○小路貴紀君の再質問	22
市長の答弁	23
○小路貴紀君の再々質問	24
市長の答弁	24
産業建設部長の答弁	25
○小路貴紀君の再質問	26
産業建設部長の答弁	26
○小路貴紀君の再々質問	27
産業建設部長の答弁	28
教育長の答弁	28
○小路貴紀君の再質問	28
教育長の答弁	30
総合政策部長の答弁	30
○小路貴紀君の発言	30
休憩・開議	32
質 疑	32
日程第2 議第68号 専決処分の報告及び承認について	32
専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）	
日程第3 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について	32
日程第4 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について	32
日程第5 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める	

		条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 - 32
日程第6	議第72号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第7	議第73号	水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第8	議第74号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）……………	33
日程第9	議第75号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	33
日程第10	議第76号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	34
日程第11	議第77号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	34
日程第12	議第78号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	34
日程第13	議第79号	工事請負契約の締結について……………	34
日程第14	議第80号	市道の路線認定について……………	34
日程第15	議第81号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について……………	35
日程第16	議第82号	平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	35
日程第17	議第83号	平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について……………	35
議案上程……………			35
日程第18	議第84号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	35
日程第19	議第85号	平成29年度水俣市一般会計決算認定について……………	36
日程第20	議第86号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について……………	40
日程第21	議第87号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について……………	43
日程第22	議第88号	平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について……………	44
日程第23	議第89号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について……………	46
		市長の提案理由説明……………	47
休憩・開議……………			49
質 疑……………			49
委員会付託……………			49
日程第24		特別委員会の設置について……………	49
休憩・開議……………			50
		正副委員長互選結果の報告……………	50
散 会……………			50

出欠席議員	5 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（藤本壽子君）	4
発言取消申出書	4
日程第1 議第68号専決処分の報告及び承認についてから日程第15 議第84号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について15件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業副委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	7
委員会審査報告書	10
委員長報告に対する質疑	11
質 疑	11
討 論	12
休憩・開議	13
○小路貴紀君の賛成討論（議第79号）	13
○中村幸治君の反対討論（議第79号）	16
○谷口明弘君の賛成討論（議第79号）	17
○野中重男君の反対討論（議第79号）	18
○高岡朱美君の反対討論（議第81号）	21
休憩・開議	22
○桑原一知君の賛成討論（議第79号）	22
採 決	23
日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	24
採 決	25
閉会中継続審査・調査申出書	25
議案上程	26
日程第17 議第90号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	26

市長の提案理由説明	5 - 27
休憩・開議	27
質 疑	27
委員会付託	28
休憩・開議	28
○総務産業副委員長の報告	28
委員会審査報告書	28
委員長報告に対する質疑	29
討 論	29
採 決	29
日程第18 議員派遣について	29
採 決	30
閉 会	30

平成30年8月31日

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第1号)

提案理由説明

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、平成30年8月31日水俣市長第3回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成30年8月31日午前10時30分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成30年9月21日午後4時9分水俣市議会議長第3回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

平成30年8月31日（金曜日）

午前10時30分 開会

午前10時45分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 睦 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総 合 政 策 部 長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福 祉 環 境 部 長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総 合 政 策 部 次 長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総 合 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 次 長（松 木 幸 蔵 君）
総 合 政 策 部 政 策 推 進 課 長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

平成30年8月31日 午前10時30分開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

第4 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について

第5 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

第10 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

第11 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

第12 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

第13 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

第14 議第79号 工事請負契約の締結について

第15 議第80号 市道の路線認定について

第16 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

第17 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第18 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会

午前10時30分 開会

○議長（福田 斉君） ただいまから平成30年第3回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（福田 斉君） これから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成30年4月分、5月分、6月分、平成29年度4月分、5月分の一般会計、特別会計等及び平成30年5月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、帆足総合政策部長、関総務部長、深江福祉環境部長、城山産業建設部長、本田総合政策部次長、坂本総務部次長、田中産業建設部次長、設楽政策推進課長、梅下財政課長、小島教育長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（福田 斉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において塩崎達朗議員、岩阪雅文議員を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（福田 斉君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

平成30年9月第3回定例会（8月31日招集）会期日程表

（会期 8月31日から9月21日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	8月31日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	9月1日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	2日	日			市の休日（日曜日）
4	3日	月			議案調査
5	4日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	5日	水			議案調査
7	6日	木			議案調査
8	7日	金			議案調査
9	8日	土			市の休日（土曜日）
10	9日	日			市の休日（日曜日）
11	10日	月			議案調査
12	11日	火	午前9時30分		本会議

13	12日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	13日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	14日	金	————	委員会	委員会
16	15日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	16日	日			市の休日（日曜日）
18	17日	月			国民の祝日
19	18日	火	————	委員会	委員会
20	19日	水		休 会	議事整理日
21	20日	木		休 会	議事整理日
22	21日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（福田 斉君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

日程第3 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

日程第4 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について

日程第5 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

日程第10 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議第79号 工事請負契約の締結について

日程第15 議第80号 市道の路線認定について

日程第16 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第17 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第18 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 齊君） 日程第3、議第68号専決処分の報告及び承認についてから、日程第18、議第83号平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてまで、16件を一括して議題とします。

議第68号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡 利治

専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

専第12号

専 決 処 分 書

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成30年7月7日専決

水俣市長 高岡 利治

（専決処分を必要とする理由）

平成30年7月7日の豪雨による災害復旧等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

（別紙）

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,765,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
17	繰入金	857,775	30,259	888,034

	1 基金繰入金	857,775	30,259	888,034
18 繰越金		1	8,265	8,266
	1 繰越金	1	8,265	8,266
補正されなかった款に係る額		14,869,436		14,869,436
歳 入 合 計		15,727,212	38,524	15,765,736

歳 出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
8 消防費		606,978	2,370	609,348
	1 消防費	606,978	2,370	609,348
10 災害復旧費		28,305	36,154	64,459
	1 農林水産施設災害復旧費	1	10,102	10,103
	2 公共土木施設災害復旧費	13,357	21,069	34,426
	4 厚生労働施設災害復旧費	0	4,983	4,983
補正されなかった款に係る額		15,091,929		15,091,929
歳 出 合 計		15,727,212	38,524	15,765,736

議第69号

水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について

水俣市スポーツキッズサポーター基金条例を次のように制定することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市スポーツキッズサポーター基金条例

(設置)

第1条 スポーツを通した子どもたちの健全育成を推進する財源に充てるため、水俣市スポーツキッズサポーター基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積立てる額は、寄附金等を財源として水俣市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間、利率及び必要な事項を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、水俣市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、スポーツを通した子どもたちの健全育成を図るために必要な場合は、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

スポーツを通じた子どもたちの健全育成を推進することを目的として、寄附金を財源とする水俣市スポーツキッズサポーター基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものである。

議第70号

水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例

水俣市ふるさと大好き寄附条例（平成20年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、地域資源を活用し、地域の特性に見合った」を削る。

第2条第3号中「福祉モデル都市づくり」を「社会福祉の充実」に改め、同条第4号中「読書のまちづくり」を「教育・文化振興」に改め、同条第5号中「文化振興・スポーツ振興」を「スポーツ振興及びスポーツを通じた子どもたちの健全育成」に改める。

第5条第1項第4号中「読書のまちづくり基金」を「ふるさと創生基金、奨学基金、徳富蘇峰・蘆花生家関連施設維持整備基金、文化振興基金、読書のまちづくり基金及び公共施設整備基金」に改め、同項第5号中「ふるさと創生基金、奨学基金、スポーツ振興基金、徳富蘇峰・蘆花生家関連施設維持整備基金、文化振興基金及び公共施設整備基金」を「スポーツ振興基金及びスポーツキッズサポーター基金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

スポーツキッズサポーター基金の創設に伴い、寄附金を充当する事業の区分を明確化し、寄附者の意思を具体的に事業に反映することにより、さらなる寄附の促進を図り、本市の個性豊かで活力あるまちづくりに資するため、本案のように制定しようとするものである。

議第71号

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号中「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項第5号中「した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含

む。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は平成31年4月1日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第72号

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
 - 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 第16条第2項に次の1号を加える。
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）
- 附則第2条中「行う者」の次に「(次項において「施設等」という。)」を加え、同条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する

日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第1条第2項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案のように制定しようとするものである。

議第73号

水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例

水俣市児童館設置条例（平成17年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（使用料）

第4条 児童館の使用料は、無料とする。ただし、第1条の目的以外の使用にあつては、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前項ただし書の使用料を減免することができる。
- 3 使用料の減免については、水俣市行政財産使用料条例（平成7年条例第33号。以下「使用料条例」という。）第3条を準用する。
- 4 使用料の納付については、使用料条例第4条を準用する。
- 5 過料については、使用料条例第5条を準用する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区 分	使用料（1時間あたり）	冷暖房使用料（1時間あたり）
多世代交流室 遊戯室	300円	300円
多世代交流室 厨 房	250円	
多世代交流室 集会室	200円	100円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る使用料について適用し、同日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

多世代交流事業の推進を図り、目的外使用について使用料を設定する必要があるため、本案のように制定しようとするものである。

議第74号

平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度水俣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ214,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,980,558千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加・変更は、「第5表地方債補正」による。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
11 分担金及び負担金		114,239	6,000	120,239
	1 分担金	2,052	6,000	8,052
13 国庫支出金		1,991,103	20,628	2,011,731
	1 国庫負担金	1,638,803	13,670	1,652,473
	2 国庫補助金	345,800	6,958	352,758
14 県支出金		1,286,431	19,410	1,305,841
	2 県補助金	516,107	19,410	535,517
16 寄附金		52,002	2,000	54,002
	1 寄附金	52,002	2,000	54,002
17 繰入金		888,034	144,882	1,032,916
	1 基金繰入金	888,034	144,839	1,032,873
	2 特別会計繰入金	0	43	43
19 諸収入		374,184	2,602	376,786
	4 雑入	247,848	2,602	250,450
20 市債		2,233,200	19,300	2,252,500
	1 市債	2,233,200	19,300	2,252,500
補正されなかった款に係る額		8,826,543		8,826,543
歳入合計		15,765,736	214,822	15,980,558

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,966,810	14,505	1,981,315
	1 総務管理費	1,640,562	3,334	1,643,896

	2 徴税費	185,892	8,666	194,558
	3 戸籍住民基本台帳費	74,727	2,490	77,217
	4 選挙費	17,654	15	17,669
3 民生費		5,337,765	6,078	5,343,843
	1 社会福祉費	3,077,736	6,078	3,083,814
4 衛生費		2,205,012	1,250	2,206,262
	2 清掃費	939,673	1,250	940,923
5 農林水産業費		494,454	20,653	515,107
	1 農業費	224,722	19,159	243,881
	2 林業費	90,342	1,494	91,836
6 商工費		671,636	5,395	677,031
	1 商工費	198,833	5,395	204,228
7 土木費		1,519,596	11,045	1,530,641
	2 道路橋りょう費	598,109	3,258	601,367
	3 河川費	88,505	3,918	92,423
	5 都市計画費	604,534	3,869	608,403
8 消防費		609,348	2,600	611,948
	1 消防費	609,348	2,600	611,948
9 教育費		1,180,855	76,788	1,257,643
	1 教育総務費	209,319	12,773	222,092
	2 小学校費	145,920	19,055	164,975
	3 中学校費	100,485	32,500	132,985
	4 社会教育費	465,631	10,460	476,091
	5 保健体育費	259,500	2,000	261,500
10 災害復旧費		64,459	76,508	140,967
	1 農林水産施設災害復旧費	10,103	15,899	26,002
	2 公共土木施設災害復旧費	34,426	60,609	95,035
補正されなかった款に係る額		1,715,801		1,715,801
歳 出 合 計		15,765,736	214,822	15,980,558

第2表 継続費補正

変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
8 消防費	1 消防費	水俣芦北広域行政事務組合消防本部 芦北消防署新庁舎建設	千円 269,041	平成30年度	千円 167,474	千円 313,365	平成30年度	千円 167,474
				平成31年度	101,567		平成31年度	145,891

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算システム管理運用経費	千円 3,564
4 衛生費	1 保健衛生費	住民健康管理システム経費	1,512

9 教育費	4 社会教育費	徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業	22,020
-------	---------	-----------------	--------

第4表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
新庁舎等ネットワーク構築業務委託料	自 平成31年度 至 平成33年度	千円 87,828
公式ホームページリニューアル業務委託料	自 平成30年度 至 平成31年度	9,996
林地台帳システム使用料	自 平成31年度 至 平成35年度	2,471

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設等整備事業	千円 9,500	証書借入又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	9,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般単独（一般）事業	千円 105,100				千円 104,600			
過疎対策事業	1,219,900				1,220,500			
災害復旧事業	96,500				106,200			
補正されなかった事業に係る額	427,900				2,136,800			
計	2,233,200				2,243,000			

議第75号

平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,833,882千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,200,790	270	3,201,060
	1 県補助金	3,200,790	270	3,201,060
補正されなかった款に係る額		632,822		632,822
歳入合計		3,833,612	270	3,833,882

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,999	270	72,269
	1 総務管理費	34,212	270	34,482
補正されなかった款に係る額		3,761,613		3,761,613
歳出合計		3,833,612	270	3,833,882

議第76号

平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第1号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
6 諸収入		471	380	851
	2 償還金及び還付加算金	471	380	781
補正されなかった款に係る額		407,792		407,792
歳入合計		408,263	380	408,643

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 諸支出金		401	380	781
	1 償還金及び還付加算金	401	380	781
補正されなかった款に係る額		407,862		407,862
歳出合計		408,263	380	408,643

議第77号

平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度水俣市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,613,510千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第2号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 国庫支出金		944,122	1,255	945,377
	2 国庫補助金	358,097	1,255	359,352
4 支払基金交付金		913,052	456	913,508
	1 支払基金交付金	913,052	456	913,508
6 繰入金		523,733	131	523,864
	1 一般会計繰入金	523,733	131	523,864
7 繰越金		1	76,655	76,656
	1 繰越金	1	76,655	76,656
8 諸収入		5,874	3	5,877
	3 雑入	5,773	3	5,776
補正されなかった款に係る額		1,148,228		1,148,228
歳入合計		3,535,010	78,500	3,613,510

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		79,119	1,395	80,514
	1 総務管理費	38,566	1,395	39,961
6 諸支出金		701	77,105	77,806
	1 償還金及び還付加算金	701	77,062	77,763
	2 繰出金	0	43	43
補正されなかった款に係る額		3,455,190		3,455,190
歳出合計		3,535,010	78,500	3,613,510

議第78号

平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度水俣市の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表債務負担行為補正」による。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 債務負担行為補正

追加

事	項	期	間	限	度	額
---	---	---	---	---	---	---

水俣市浄化センター等運転管理業務委託	自 平成30年度 至 平成36年度	千円 795,530
--------------------	----------------------	---------------

議第79号

工事請負契約の締結について

水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）について、次のように請負契約を締結することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

- 1 工事名
水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）
- 2 工事内容
水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）1式
建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造、4階建、1棟
延床面積：3,715㎡
空調機器工事、空調配管工事、空調ダクト工事等
- 3 工事場所
水俣市牧ノ内8-1地内
- 4 工期
平成30年9月25日から平成31年5月31日まで
- 5 契約金額
149,040,000円
（うち消費税及び地方消費税額11,040,000円）
- 6 契約の相手方
住所 熊本県水俣市古賀町2-5-29
商号又は名称 飯塚・興南建設工事共同企業体
代表者名 飯塚電機工業 株式会社 水俣営業所
所長 松本 ふく美
- 7 契約の方法 条件付一般競争入札（事前審査型）

（提案理由）

水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものである。

議第80号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

路 線	起 点	終 点	重要な経過地
大迫・京泊線	大迫字要崎地内	大迫字村前地内	なし

（提案理由）

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるので、本案のように提案するものである。

(添付図掲載略)

議第81号

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長又は議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

3 この規約の施行の際現に在職する広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

(提案理由)

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

議第82号

平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成29年度水俣市病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度水俣市病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 総合医療センター事業収益	7,185,859,000	0	0
第1項 医業収益	6,561,739,000	0	0
第2項 医業外収益	620,111,000	0	0
第3項 特別利益	4,009,000	0	0
第2款 久木野診療所事業収益	11,241,000	0	0
第1項 医業収益	7,469,000	0	0
第2項 医業外収益	3,541,000	0	0
第3項 訪問看護事業収益	229,000	0	0
第4項 特別利益	2,000	0	0
収益的収入合計	7,197,100,000	0	0

支出

区 分	予 算					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 総合医療センター事業費	7,148,412,000	△286,000	0	0	0	7,148,126,000
第1項 医業費用	7,051,220,000	0	0	0	0	7,051,220,000
第2項 医業外費用	54,067,000	△286,000	0	0	0	53,781,000
第3項 特別損失	41,125,000	0	0	0	0	41,125,000
第4項 予備費	2,000,000	0	0	0	0	2,000,000
第2款 久木野診療所事業費	20,053,000	0	0	0	0	20,053,000
第1項 医業費用	14,448,000	0	0	0	0	14,448,000
第2項 医業外費用	3,000	0	0	0	0	3,000
第3項 訪問看護事業費用	5,391,000	0	0	0	0	5,391,000
第4項 特別損失	11,000	0	0	0	0	11,000
第5項 予備費	200,000	0	0	0	0	200,000
収益的支出合計	7,168,465,000	△286,000	0	0	0	7,168,179,000

(単位：円)

額				
合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考	
7,185,859,000	7,130,425,091	△55,433,909		
6,561,739,000	6,508,268,487	△53,470,513	内仮受消費税及び地方消費税	22,793,602
620,111,000	619,522,124	△588,876	〃	5,444,918
4,009,000	2,634,480	△1,374,520	〃	622
11,241,000	9,779,380	△1,461,620		
7,469,000	6,172,816	△1,296,184	内仮受消費税及び地方消費税	4,162
3,541,000	3,540,972	△28	〃	0
229,000	65,592	△163,408	〃	0
2,000	0	△2,000	〃	0
7,197,100,000	7,140,204,471	△56,895,529	内仮受消費税及び地方消費税	28,243,304

(単位：円)

額						
地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考	
0	7,148,126,000	6,658,664,883	0	489,461,117		
0	7,051,220,000	6,570,507,488	0	480,712,512	内仮払消費税及び地方消費税	152,599,842
0	53,781,000	52,720,281	0	1,060,719	〃 87,419 納付消費税等	20,262,800
0	41,125,000	35,437,114	0	5,687,886	〃	65,456
0	2,000,000	0	0	2,000,000		
0	20,053,000	16,055,099	0	3,997,901		
0	14,448,000	11,561,952	0	2,886,048	内仮払消費税及び地方消費税	268,277
0	3,000	0	0	3,000	〃	0
0	5,391,000	4,478,418	0	912,582	〃	19,538
0	11,000	14,729	0	△3,729		
0	200,000	0	0	200,000		
0	7,168,179,000	6,674,719,982	0	493,459,018	内仮払消費税及び地方消費税	153,040,532

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 総合医療センター資本的収入	308,604,000	8,800,000	317,404,000	0
第1項 企業債	305,900,000	8,800,000	314,700,000	0
第2項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0
第3項 補助金	2,000	0	2,000	0
第4項 負担金	1,000	0	1,000	0
第5項 繰入金	2,700,000	0	2,700,000	0
資本的収入合計	308,604,000	8,800,000	317,404,000	0

支出

区 分	予 算				額	
	当初予算額	補正予算額	予備費 充当額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次 繰越額
第1款 総合医療センター資本的支出	821,770,000	108,935,000	0	930,705,000	0	0
第1項 建設改良費	308,703,000	8,846,000	0	317,549,000	0	0
第2項 企業債償還金	497,267,000	89,000	0	497,356,000	0	0
第3項 長期貸付金	14,800,000	0	0	14,800,000	0	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0
第5項 投資有価証券	0	100,000,000	0	100,000,000	0	0
資本的支出合計	821,770,000	108,935,000	0	930,705,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額618,641,131円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,612,684円、過年度分損益勘定留保資金602,028,447円で補てんした。

(単位：円)

額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合 計			
0	317,404,000	217,786,000	△99,618,000	
0	314,700,000	214,500,000	△100,200,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,000	586,000	584,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	2,700,000	2,700,000	0	
0	317,404,000	217,786,000	△99,618,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
930,705,000	836,427,131	8,846,000	0	8,846,000	85,431,869	
317,549,000	224,271,258	8,846,000	0	8,846,000	84,431,742	内仮払消費税及び地方消費税 16,612,684
497,356,000	497,355,873	0	0	0	127	
14,800,000	14,800,000	0	0	0	0	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	
100,000,000	100,000,000	0	0	0	0	
930,705,000	836,427,131	8,846,000	0	8,846,000	85,431,869	内仮払消費税及び地方消費税 16,612,684

平成29年度水俣市病院事業剰余金計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	資本金	資 本 剰 余 金				
		自己資本金	再評価 積立金	受贈財産 評 価 額	寄附金	補助金
前年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
前年度処分額	0	0	0	0	0	0
議会の議決による処分額	0	0	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0	0	0
利益積立金の積立	0	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	0	0	0	0
処分後残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0
当年度変動額	0	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,049,817,507	0	14,204,500	0	0	0

平成29年度水俣市病院事業剰余金処分計算書（案）

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
	自己資本金		
当年度末残高	2,049,817,507	14,204,500	1,637,126,299
議会の議決による処分額	0	0	△400,000,000
減債積立金の積立	0	0	△400,000,000
処分後残高	2,049,817,507	14,204,500	(繰越利益剰余金) 1,237,126,299

(単位：円)

剰余金							資本合計
		利益剰余金					
その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	減債 積立金	利益 積立金	建設改良 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余金 合計	
0	14,204,500	0	0	0	1,978,254,494	1,978,254,494	4,042,276,501
0	0	490,000,000	0	300,000,000	△790,000,000	0	0
0	0	490,000,000	0	300,000,000	△790,000,000	0	0
0	0	490,000,000	0	0	△490,000,000	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	300,000,000	△300,000,000	0	0
0	14,204,500	490,000,000	0	300,000,000	1,188,254,494	1,978,254,494	4,042,276,501
0	0	0	0	0	448,871,805	448,871,805	448,871,805
0	0	0	0	0	448,871,805	448,871,805	448,871,805
0	14,204,500	490,000,000	0	300,000,000	1,637,126,299	2,427,126,299	4,491,148,306

議第83号

平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

平成29年度水俣市水道事業会計決算について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定に基づき、剰余金を処分することとする。

平成30年8月31日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度水俣市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	522,896,000	120,000	0
第1項 営業収益	474,637,000	0	0
第2項 営業外収益	48,257,000	120,000	0
第3項 特別利益	2,000	0	0

支出

区 分	予 算 額					小 計
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款 水道事業費	413,801,000	4,832,000	0	0	0	418,633,000
第1項 営業費用	379,808,000	3,332,000	0	△8,000	0	383,132,000
第2項 営業外費用	32,991,000	1,500,000	0	0	0	34,491,000
第3項 特別損失	2,000	0	0	8,000	0	10,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

(2) 資本的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
第1款 資本的収入	2,311,000	18,873,000	21,184,000	0
第1項 負担金	2,308,000	0	2,308,000	0
第2項 補助金	1,000	18,873,000	18,874,000	0
第3項 繰入金	1,000	0	1,000	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0

支出

区 分	予 算 額					小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額				
第1款 資本的支出	217,834,000	58,000	0	0	217,892,000	72,189,032	0	
第1項 建設改良費	174,585,000	58,000	0	0	174,643,000	72,189,032	0	
第2項 企業債償還金	42,249,000	0	0	0	42,249,000	0	0	
第3項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額182,810,897円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支額

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
523,016,000	522,678,829	△337,171	
474,637,000	464,063,510	△10,573,490	うち仮受消費税及び地方消費税 32,676,547円
48,377,000	58,496,119	10,119,119	うち仮受消費税及び地方消費税 296,566円
2,000	119,200	117,200	

(単位：円)

地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
11,719,140	430,352,140	375,464,050	4,309,000	50,579,090	
11,719,140	394,851,140	358,272,315	4,309,000	32,269,825	うち仮払消費税及び地方消費税 6,959,682円
0	34,491,000	17,183,335	0	17,307,665	消費税及び地方消費税 6,920,600円
0	10,000	8,400	0	1,600	
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
0	21,184,000	24,794,911	3,610,911	
0	2,308,000	1,299,911	△1,008,089	
0	18,874,000	23,495,000	4,621,000	
0	1,000	0	△1,000	
0	1,000	0	△1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		
290,081,032	207,605,808	80,642,000	0	80,642,000	1,833,224	
246,832,032	165,357,933	80,642,000	0	80,642,000	832,099	うち仮払消費税及び地方消費税 11,846,098円
42,249,000	42,247,875	0	0	0	1,125	
1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	

整額12,830,107円、当年度分損益勘定留保資金11,750,130円、過年度分損益勘定留保資金158,230,660円で補てんした。

平成29年度水俣市水道事業剰余金計算書
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

	資本金	剰余金			
		資本剰余金			
		工事負担金	受贈財産評価額	補助金	繰入金
前年度末残高	2,352,640,881	0	423,360	8,323,000	0
前年度処分額	278,049,118	0	0	0	0
議会の議決による処分額	278,049,118	0	0	0	0
減債積立金の積立て	0	0	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	0	0	0
資本金への組入れ	278,049,118	0	0	0	0
処分後残高	2,630,689,999	0	423,360	8,323,000	0
当年度変動額	0	0	0	0	0
自己資本金への繰入れ	0	0	0	0	0
自己資本金への組入れ	0	0	0	0	0
減債積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
建設改良積立金からの組入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の受入れ	0	0	0	0	0
資本剰余金の取崩し	0	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0	0
当年度末残高	2,630,689,999	0	423,360	8,323,000	0

平成29年度水俣市水道事業剰余金処分計算書（案）

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	2,630,689,999	8,746,360	127,374,853
議会の議決による処分額	41,575,345	0	△127,374,853
減債積立金の積立て	0	0	0
建設改良積立金の積立て	0	0	△85,799,508
資本金への組入れ	41,575,345	0	△41,575,345
処分後残高	2,672,265,344	8,746,360	(繰越利益剰余金) 0

(単位：円)

余 金					資 本 合 計
資本剰余金合計	利 益 剰 余 金				
	減債積立金	建設改良積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計	
8,746,360	0	112,586,063	391,381,327	503,967,390	2,865,354,631
0	0	113,332,209	△391,381,327	△278,049,118	0
0	0	113,332,209	△391,381,327	△278,049,118	0
0	0	0	0	0	0
0	0	113,332,209	△113,332,209	0	0
0	0	0	△278,049,118	△278,049,118	0
8,746,360	0	225,918,272	(繰越利益剰余金) 0	225,918,272	2,865,354,631
0	0	0	127,374,853	127,374,853	127,374,853
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	127,374,853	127,374,853	127,374,853
8,746,360	0	225,918,272	(当年度未処分利益剰余金) 127,374,853	353,293,125	2,992,729,484

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第68号専決処分の報告及び承認について、専第12号平成30年度水俣市一般会計補正予算第3号について申し上げます。

本案は、平成30年7月7日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,852万4千円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ157億6,573万6千円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第17款繰入金、第18款繰越金をもって調整いたしております。

次に、議第69号水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について申し上げます。

本案は、スポーツを通した子どもたちの健全育成を推進することを目的として、寄附金等を財源とする水俣市スポーツキッズサポーター基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第70号水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、スポーツキッズサポーター基金の創設に伴い、寄附金を充当する事業の区分を明確化し、寄附者の意思を具体的に事業に反映することにより、さらなる寄附の促進を図り、本市の個性豊かで活力あるまちづくりに資するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第71号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第72号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育所等との連携、食事の提供の特例及び食事の提供の経過措置について定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第73号水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、多世代交流事業の推進を図り、目的外使用について使用料を設定する必要があるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第74号平成30年度水俣市一般会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,482万2,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ159億8,055万8,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、電算システム新規開発事業、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第5款農林水産業費に、市内一円土地改良事業、熊本県中山間農業モデル地区支援事業、第7款土木費に、市内一円河川等維持補修費、第9款教育費に、小中学校空調設備整備事業、小・中学校施設維持管理費、スポーツキッズサポーター関連事業、第10款災害復旧費に公共土木施設の災害復旧費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、継続費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合消防本部芦北消防署新庁舎建設の変更を計上いたしております。

繰越明許費の補正として、徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業ほか2件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、新庁舎等ネットワーク構築業務委託料ほか2件の追加を計上いたしております。

また、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業を追加、過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第75号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億3,388万2,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に国保事業報告システムの改修に伴う委託料の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第4款県支出金をもって調整いたしております。

次に、議第76号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ38万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億864万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第2款諸支出金に保険料還付金及び還付加算金の増額を計上いたしております。

この財源といたしましては、第6款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第77号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,850万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,351万円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第6款繰入金、第7款繰越金、第8款諸収入をもって調整いたしております。

次に、議第78号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正として、水俣市浄化センター等の運転管理業務委託料の追加を計上いたしております。

次に、議第79号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第80号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、熊本県の「主要地方道水俣田浦線」の改良により、旧道となった区間を引継ぎ、水俣市道認定基準を満たしていることから、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第81号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第82号平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、収益的収入71億4,020万円、収益的支出66億7,472万円となり、差し引き4億6,548万円の利益となります。

消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は4億4,887万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入2億1,779万円、資本的支出8億3,643万円となり、差し引き不足額6億1,864万円は、当年度分消費税等資本的収支調整額1,661万円、

過年度分損益勘定留保資金 6 億 203 万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高 16 億 3,713 万円につきましては、減債積立金に 4 億円を積み立てる処分を行います。

次に、議第 83 号、平成 29 年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

なお、金額につきましては万円単位で申し上げます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、事業収益 5 億 2,267 万円、事業費 3 億 7,546 万円で、差し引き 1 億 4,721 万円となり、消費税等調整後の損益計算によりますと、当年度純利益は 1 億 2,737 万円となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入 2,479 万円、資本的支出 2 億 760 万円となり、差し引き不足額 1 億 8,281 万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,283 万円、当年度分損益勘定留保資金 1,175 万円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 5,823 万円で補てんいたしております。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高 1 億 2,737 万円につきましては、建設改良積立金に 8,580 万円を積み立て、資本金に 4,157 万円を組み入れる処分を行います。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第 68 号から議第 83 号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 齊君） 提案理由の説明は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明 9 月 1 日から 9 月 10 日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、9 月 11 日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により 9 月 11 日の会議は午前 9 時 30 分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は 9 月 4 日正午まで、議案質疑の通告は 9 月 11 日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午前 10 時 45 分 散会

平成30年9月11日

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第2号)

一 般 質 問

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月11日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後2時31分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第2号

平成30年9月11日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|-----------|---|
| 1 岩村 龍男 君 | 1 新庁舎建設について |
| | 2 水俣市の交通行政について |
| | (1) 運転免許自主返納制度について |
| | (2) コミュニティバス「みなくるバス」について |
| | (3) 南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）開通に伴う対策について |
| 2 藤本 壽子 君 | 1 水俣川河口臨海部振興構想について |
| | 2 水俣市の野良猫の避妊、去勢などの活動への支援について |
| | 3 「核兵器廃絶平和都市宣言」について |
| 3 桑原 一知 君 | 1 市職員の接遇マナーとモチベーション向上について |
| | 2 中山間地域の活性化について |
| | 3 有害鳥獣被害対策について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

監査委員から、平成30年6月分の公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、岩村龍男議員に許します。

(岩村龍男君登壇)

○岩村龍男君 改めまして、皆さんおはようございます。政進クラブの岩村です。

9月定例会一般質問1番目を務めさせていただきます。

まず初めに、ここ1カ月間の中で3件の大きな災害が発生いたしました。西日本豪雨、台風21号、北海道大地震において大切な命が奪われました。いつ、どこで、どのような災害が発生するかわかりません。市民の安心・安全を守る行政、議会として、日ごろからのあらゆる災害の想定、対策、行動を考えることが必要かと感じました。

さて、高岡市長におかれましては、就任8カ月、多忙な日々を過ごされているかとお察しいたします。水俣市第6次総合計画の策定、新庁舎建設等、水俣の将来に希望が持てる企画・計画をつくっていただきたい。

また、市民の安心・安全を第一に考え、災害が発生した時点での敏速な対応が必要です。また、避難等が完了した時点での生活圏の確保、衛生環境の確保、必要であれば仮設住宅棟の設置など、現場第一主義の災害対策の策定をお願いし、あつてはならないが、災害に遭われた方たちの目線、立場から対応できるようにお願いします。

それでは、通告に従いまして、以下質問いたします。

大項目1、新庁舎建設について。

①、建設配置のケーススタディーについて。

庁舎建替等対策特別委員会に3案から1案へ絞り込んだと説明があった。今後は基本設計から実施設計に入っていくが、決定の流れはどのようなになるのか。

②、市民ワークショップが3回、高校生ワークショップが1回開催されているが、意見、要望を基本設計にどのように反映していくのか。

③、建設予定地は浸水対策のため、現状地盤から1メートルかさ上げすることになっているが、隣接している蘇峰記念館・蘇峰公園はどうなるのか。

④、8月24日の庁舎建替等対策特別委員会の中で市民への周知について要望が出たが、どのような方法でどのような内容で周知するのか。

大項目2、水俣市の交通行政について。

(1)、運転免許自主返納制度について。

①、自主返納特典制度を平成28年10月1日より導入されたが、制度導入後の成果はあったと思われるか。

②、現在の返納特典は、みなくるバス、または、乗り合いタクシーの回数券を進呈されているが、今後は支援制度の見直し等は考えていないのか。

(2)、コミュニティバス「みなくるバス」について。

①、平成28年3月、市街地循環線が運行開始され、水俣市地域公共交通網形成計画実施事業も一段落というところですが、平成29年度は案内表示の改善等、今年度も路線図の設置等に取り組みられる計画があるが、新たな路線、停留所の計画はないのか。

②、公共交通網の充実が図られているが、平成29年には約6,000万円を市が負担しているとのこと。今年度の状況はどうなっているのか。

(3)、南九州西回り自動車道水俣インター（仮称）開通に伴う対策について。

インターチェンジ開通に伴い交通量は必然的に増加すると予想されるが、交通安全キャンペーンや事故防止対策の計画等は企画されるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 岩村議員の御質問に順次お答えします。

まず、新庁舎建設については私から、水俣市の交通行政については総務部長から、それぞれお答えします。

まず初めに、新庁舎建設について、順次お答えします。

まず、建設配置のケーススタディーについて、庁舎建替等対策特別委員会に3案から1案へ絞り込んだと説明があった。今後は基本設計から実施設計に入っていくが、決定の流れはどのようになるのかとの御質問にお答えします。

8月24日の庁舎建替等対策特別委員会において、建物配置の方向性を1案に絞り込んだことについて御説明をいたしました。今後の流れとしましては、基本設計の第1段階として、各階に窓口機能や議会機能などをどのように配置するか各階の構成、各階ごとに市民交流ゾーン、執務室ゾーンなどをどのように配置するかゾーニングを検討したところで、非常時でも水や電力などのライフラインを確保し、市の業務を継続して行うことが可能となる災害時事業継続計画への対応、設備計画の方針、敷地への進入路、駐車場、建物の位置などを検討する配置計画、各階平面計画、隣接する蘇峰記念館なども視野に入れた外構連続整備方針の素案を9月末までに作成し関係者への説明、報告等を行い、ブラッシュアップしてまいります。

次に、基本設計の第2段階として、立面断面や構造、設備、外構などの計画を11月中旬までに策定し、関係者への説明、報告等を行ってまいります。

なお、詳細な検討項目として、窓口方式の検討や待ち合いスペース等の配置、来庁者と職員の動線分離等については基本設計の第1段階で、執務空間レイアウト、サイン計画及び備品整備計

画については第2段階で、それぞれ並行して検討してまいります。

これらを基本設計（案）として取りまとめ、パブリックコメントを実施した後、本年12月末までに基本設計を完成させる予定です。なお、基本設計完了後に市民を対象とした市民報告会を行い、その後、速やかに実施設計に着手してまいります。実施設計では、基本設計図書をもとに詳細な検討を行い、具体的な仕様等を決定し、実施設計図書及び仕様書を作成してまいります。

また、これらの業務と並行して、各種申請図書等の作成及び関係機関との協議を行ってまいります。実施設計の各段階におきましても、関係者への説明、報告等を行い、設計内容のブラッシュアップを行ってまいります。実施設計の完了は来年9月末を予定しています。

なお、関係者等への説明、報告については、庁舎建替等対策特別委員会、庁内検討会議、庁議、課長会議等を想定しており、あわせて市民への周知を図るよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市民ワークショップが3回、高校生ワークショップが1回開催されているが、意見、要望を基本設計、実施設計にどのように反映していくのかとの御質問にお答えします。

これまでに行了しました市民ワークショップ、高校生ワークショップでは、出席者の皆様から活発な意見交換等をしていただき、数多くの貴重な御意見、御要望をいただいたところです。これらの御意見、御要望につきましては、市ホームページに掲載しておりますが、早速、主要な意見を建物配置等の方向性を3案から1案に決定する際の7つの評価項目に反映させていただいたところです。今後、いただきました貴重な御意見、御要望等を基本設計・実施設計にどう反映していくかにつきましては、庁内検討会議で検討し、設計者と協議しながら、できるだけ反映できるように努めてまいりたいと考えております。

次に、建設予定地は浸水対策のため、現状地盤から1メートルかさ上げすることになっているが、隣接している蘇峰記念館、蘇峰公園はどうなるのかとの御質問にお答えします。

蘇峰記念館と蘇峰公園の整備等につきましては、今回の新庁舎建設基本・実施設計業務委託には含まれておりません。しかしながら、市庁舎の敷地をかさ上げする方針を決定いたしましたので、排水計画や周辺施設も視野に入れた外構連続整備方針策定の際には、周辺施設に影響がないよう関係部署と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

次に、8月24日の庁舎建替等対策特別委員会の中で、市民への周知について要望が出たが、どのような方法・内容で周知するのかとの御質問にお答えします。

市民への周知につきましては、今後の基本・実施設計、解体工事、建築工事等のロードマップや進捗状況等について、適時、写真等も交えながら、市報、市ホームページに掲載するほか、パブリックコメント、市民報告会等でもお示ししていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 明確な答弁ありがとうございました。

決定の流れについては、基本設計は本年12月、実施設計については来年9月末とのことで答弁がございました。関係者への説明、報告等の会議が大変になるかと思いますが、どうぞ頑張っていていただきたいと思います。

ワークショップの意見・要望については、建設配置等の方向性を決定する中、7つの評価項目に反映されたとの答弁ですので、今後についても市民の皆様の貴重な時間をいただいての意見・要望ですので大切に協議・検討をお願いいたします。

蘇峰記念館・蘇峰公園については、これまでの5案の建物・駐車場・配置計画において蘇峰記念館・蘇峰公園そのままの掲載でしたので質問に至りました。ぜひ、方針策定の際には水俣の象徴でもありますので、新庁舎と蘇峰記念館・蘇峰公園がマッチするような景観ができるようお願いいたします。

市民への周知については、平成28年12月に旧庁舎から現在の仮庁舎へ移転し、1年8カ月が経過している中で市民の方から「市役所はどけ建つつかい」「いつから解体すつかい」「別んとけ建つつかい」などの声をよく聞きましたので、今回の質問に至りました。

今後の計画では庁舎建てかえ工事は、平成33年10月完成、11月移転と聞いております。その間の動きについて、ポイントポイントでの市民への周知が必要だと思っておりますので、答弁いただいたように住民報告会や市報等での特集をしっかりとした形でお願いしたいと思っております。

それでは、2回目の質問に入ります。

絞り込んだ1案については、1階が駐車場、2階にワンフロアで主要窓口を置くことになっているが、ワークショップ等では2階へのアクセスとしてエレベーターやエスカレーター設置の声があるが、どのようなことを基本にして検討を行い、決定していくのか。

次に、庁舎建替等対策特別委員会の視察報告に各種証明書自動交付機の設置検討の意見があったが、導入する予定であれば設置場所によっては市民の動線が変わってくるのではないかと。

次に、新庁舎建てかえ工事について、解体・建築等の発注については、地元企業への対応はどうお考えか、以上、3点質問します。よろしくをお願いいたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、岩村議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、一つ目といたしまして、1階が駐車場、そして2階がワンフロアの主要窓口を置くけれども、2階へのアクセスやエスカレーター等についてどのように決定をしていくのかという御質問かと思っております。

2階の主要窓口へのアクセスにつきましては、階段のほかにエレベーターやエスカレーター等が考えられるんですが、これまで行った仮庁舎における来庁者の人数調査、こういったものを考

慮しまして、各設備の利便性、そして安全性、それから一番大事な建設費用、それから維持管理、こういうものもろもろを比較・検討をいたしまして、最終的には市として総合的に判断をして決定をしていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の庁舎建替等対策の特別委員会の視察の報告の中に、証明書の自動交付機、これについての意見があったということで、導入するのであれば、動線等も変わってくるのではないかと御質問であったかと思いますが、この各種証明書の自動交付機の設置に関しましては、庁内検討会議において、関係部署でその利便性等も含めて検討、そして意見の集約等を行いまして、その後、市内部での設置の必要性、こういったものを見きわめていきたいというふうに考えております。

当然、設置する場合には、そういった市民の皆様の動線についても検討していかなければいけないというふうに考えております。

それから、3つ目の御質問ですけれども、新庁舎建設に関しての工事、そして解体、建設に関する発注、こういったものを地元業者への対応はどう考えているのかという御質問であったかと思えます。

地元の業者を活用することにつきましては、市議会、そして市民ワークショップのほうでも地元経済の活性化という観点から積極的に活用すべきだという御意見をいただいております。

本市といたしましても、可能な限り地元企業を活用できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

質問の順番は変わりますが、地元企業への対応については、地元経済の活性化を一番に考えていただき、可能な限り、答弁のとおり活用をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

3回目の質問に入ります。

市民の皆さんが利用しやすい庁舎を目指し、またランニングコストも十分考慮した中での計画をお願いします。エレベーター、エスカレーターの設置は多額の建設費と維持管理費がかかると聞いておりますが、利便性・安全性を検討し総合判断が必要かと思えます。

そこで、庁舎への来客数、訪問先などの現状把握はできているのか、1点質問いたします。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、3回目の御質問にお答えいたします。

先ほどの質問にもございましたように、エスカレーター等の設置について、その費用面とか管理の面、こういったものが費用がかかるというふうに聞いているけれども、それに対しての訪問

先であるとか来客数、こういったものの把握ができているのかという御質問であったかと思えます。

仮庁舎への来客者数と1階フロアへの訪問先につきましては、先ほども申し上げましたが、ことしの5月7日から5月11日にかけて実施をいたしました来庁者人数調査によりまして把握をしております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に水俣市の交通行政について、答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 次に、水俣市の交通行政についての御質問のうち、運転免許自主返納特典制度について、順次お答えします。

まず、自主返納特典制度を平成28年10月1日より導入されたが、制度導入後の成果はあったと思われるかとの御質問にお答えします。

水俣市の自主返納特典制度は、免許証返納後の公共交通の利用促進を目的として開始し、みなくるバスの回数券、または乗り合いタクシーの回数券7,500円分をお渡ししております。

免許証を返納された後の特典受領者は、平成28年度が51人、平成29年度が51人、平成30年度は9月1日現在ですが、24人となっております。

なお、警察署に免許を返納された方は、平成27年度が50人でありましたが、特典制度導入後は、平成28年度が85人、平成29年度が106人と増加しておりまして、その特典の効果などを調査するアンケートを昨年10月から実施しております。

このアンケートの中の自主返納特典制度が返納のきっかけになったかとの質問に対して、なったとの回答が25人、ならなかったとの回答が20人となっており、この特典が返納のきっかけの一つになったのではないかと考えております。

次に、現在の返納特典は、みなくるバス、または乗り合いタクシーの回数券を進呈されているが、今後、支援制度の見直し等は考えていないのかとの御質問にお答えします。

先ほども申し上げたとおり、返納者に対する特典につきましては、コミュニティバスもしくは乗り合いタクシーの回数券7,500円分を交付しております。

また、その他、産交バス及び南国交通バスが免許証返納者に対して、料金を半額に割り引くなど企業の社会的貢献活動による支援も実施されておられます。なお、その際、警察署が発行する運転免許経歴証明書の提示が必要となりますが、証明書の申請時に手数料として1,100円の御負担をいただいております。

免許証返納者に対して、申請時の負担感を軽減させる上でも、今後、他市の情報を収集しなが

ら、支援制度について検討してまいりたいと考えます。

次に、コミュニティバス「みなくるバス」について、順次お答えします。

まず平成28年3月、市街地循環線が運行開始され、水俣市地域公共交通網形成計画実施事業も一段落というところですが、平成29年度は案内表示の改善等、今年度も路線図の設置等に取り組みられる計画があるが、新たな路線、停留所の計画はないのかとの御質問にお答えします。

水俣市の公共交通に関しては、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画である水俣市地域公共交通網形成計画に基づき現在取り組んでいるところです。

公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとして市内の交通事業者等と協議を重ね、国土交通大臣の認定を受けて策定されるものでございます。市街地と新水俣駅を結ぶ市街地循環線については、公共交通会議において検討協議を行い、本計画に計上し、廃止された路線の補完、新水俣駅へのアクセス改善、新幹線ダイヤとの連動などの役割を含めて運行を開始したところです。

新たな路線の導入については、本計画策定過程において長期的な視点から、利用見込みや経費などを踏まえて検討を行っておりますが、水俣市全体の人口が減少し、公共交通の利用者も減少している中、現時点ではこれ以上の路線の追加は計画しておりません。また、新たな停留所については、地域や利用者などの要望に応じて、現行ルートに大きな影響が出ない範囲でのみ対応しております。今後は湯の鶴温泉センターへの乗り入れや市役所旧庁舎解体に伴う現ルート内でのバス停の新設を予定しております。

次に、公共交通網の充実が図られているが、平成29年度には約6,000万円を市が負担しているとのことであるが、今年度の状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

平成30年度は前年度の実績をベースにバス路線維持費補助金として歳出で約7,280万円、歳入の県補助金に約650万円を予算計上しております。このバス路線維持費補助金は前年10月から本年9月までの1年間の運行経費に対し、国の補助額などを差し引いた欠損額の補助を行いますので、今年度分の金額は確定しておりませんが、燃料費の高騰や人件費の増加などによる運行経費の増加が見込まれるため、市負担の増加が予想されます。

次に、南九州西回り自動車道水俣インターチェンジ（仮称）開通に伴う対策についてお答えします。

インターチェンジ開通に伴い、交通量は必然的に増加することが予想されるが、交通安全キャンペーンや事故防止対策の計画等は企画されるのかとの御質問にお答えします。

来年の春には、待望の南九州西回り自動車道が水俣まで延伸してまいります。市外からの通勤はもちろんのこと、観光、物流面で水俣インターチェンジ（仮称）を利用する車両は増加するものと予想されます。

なお、事故防止対策の計画等の策定や開通に伴う交通安全啓発キャンペーンにつきましては、今後開通前に水俣警察署、交通安全関係団体等と協議しながら、検討してまいります。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問に入ります。

運転免許自主返納について、水俣市では運転に不安を抱える方の自主返納を支援し、公共交通機関の利用促進・維持、交通安全の促進を目的とした制度だと思えます。特典制度がきっかけだとアンケートにて半数以上の方が答えられていることは効果があったということで、これからもよき支援につながるようお願いいたします。課内においても関係機関と検討していただき、特典制度をしっかりとした形で広報なりしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、免許返納特典の支援制度の見直しについてですが、近隣の市町村の支援制度についても、予算的には横並びですが、期間を限定しない乗り合いタクシー等の割引の支援や、運転免許取り直し通知書、または運転免許経歴証明書を提示で交通機関の割引ができます。また、運転免許経歴証明書は写真つきで公的機関等での身分証明書としての効力があります。現在は1,100円の申請料が必要ですが、この申請料の負担を支援することはできないのか質問いたします。

次に、新たな路線・停留所について明確な説明をいただきました。平成27年度から平成31年度までの5カ年計画ですので、新たな路線の導入は難しいかと思われそうですが、計画から3年経過した中、新しい施設やデイケアサービスを開始した施設等もありますので、次の計画の際には、市内の施設または運営状況、水俣の人口減少の現実を見据え、適切な計画・検討を要望として終わります。

次に、平成29年度市が約6,000万円の負担があるが、今年度の状況はについて、答弁によれば、今年度も市負担の増加が見込まれるということですので、29年度約6,000万円ですが、今年度の予測される負担はどれくらいなのか。また、この先何らかの対策はあるのか、質問いたします。

最後に、インター開通に伴う企画についてですが、水俣警察署、交通安全関係団体等の方たちと協議をしていただき検討するとのことですので、ぜひ交通安全事故防止対策に関する企画をお願いいたします。

最後に、インター開通に伴う企画を各課で計画されていると思われそうですが、どのような企画があるか、質問いたします。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 岩村議員の2回目の御質問にお答えします。3点あったかと思えます。

まず、運転免許経歴証明書の申請料負担についてお答えをいたします。

高齢者を取り巻く公的サービスについては、自主返納制度に限らず、地域社会全体の課題であると考えております。議員御指摘の運転免許経歴証明書の申請料の負担、これを支援することにつきましては、庁内関係各課や交通安全関係団体とまずは連携をいたしまして、協議してまいりたいと考えております。

2番目の質問で、今年度の市の負担予測とこの先の対策についてお答えをいたします。

まだ今年度の実績が出ていないため、明確な負担額はお答えすることはできませんが、主な負担増の要因としては、燃料費の高騰及び利用者の減少が考えられます。

燃料費につきましては、前年度からその単価が4%増加をしております。利用者数についても8月までの利用者での前年比は約6%の減となっております、この分の収入も減ることになります。これらの影響額だけで試算をいたしますと、約120万円の市の負担増となっております。

さらに、これ以外にも人件費や車両の修繕なども負担増の要因となってくると思います。これに対しまして、その利用者減の対策としましては、新水俣駅・市街地間のアクセス向上のための新路線導入や既存車両の改修などを行っております。

また、バス利用者に対する意識向上を図るため、バス時刻表を全世帯に配布したりしました。さらに、子どもたちにもみなくるバス等への親しみを持ってもらおうと、バスの乗り方教室なども実施しているところでございます。特に今年度は熊本高専八代キャンパスと連携いたしまして、市外から来られた方々がバスを利用しやすくなるような案内看板の設置、若い人などバス乗車のきっかけとなるようなインスタグラムキャンペーンも予定をしております。

地方バスの利用者減は全国的な課題でございまして、利用者を増加させることは難しいと思っておりますが、利用者減に少しでも歯どめをかけられるようにこれからも取り組んでまいりたいと思っております。

なお、次の平成32年度以降の地域公共交通網形成計画においても現状を踏まえまして、さらなる効率化を目指した計画としたいと思っております。

次に、3番目の質問です。インター開通に伴う企画についてお答えをいたします。

まず、(仮称)水俣インターチェンジの供用開始時には、完成した自動車道路コースに市民みんなでその完成をお祝いするウォーキングイベントを考えております。

また、供用開始に合わせて、市内飲食店、宿泊施設で使用可能なクーポンあたりを発行し、またスタンプラリーなどの開通記念キャンペーンを行う予定としております。さらに、県の北部や福岡方面をターゲットにしたPRも考えております。

このほか、インター開通を契機として、市内の企業がその販路拡大とか、あるいは観光客誘致に取り組めますように物産展の出店、あるいは観光PRを行うための補助金を創設いたします。

さらに、市内の民間団体におかれましては、南九州西回り自動車道早期実現期成会、あるいは水俣商工会議所が主催され、それから観光物産協会、飲食業組合の共催ということで、西回り自動車道の沿線地域物産展、港フェスティバル、水俣物産展、花火大会のほか、新たな水俣の名物料理や特産物を利用した料理の販売、PRイベントを来年5月に開通イベントとして実施される予定とお聞きをしております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 岩村龍男議員。

○岩村龍男君 ありがとうございます。

免許を返納するということは大変勇気が必要なことです。今の時代、車は生活に欠かせないものです。移動手段の車が使えなくなることはこれまでの生活が一変します。しかし、運転に自信がなくなったり、事故を心配しての免許返納の決断をしなければならないときが来ます。公共交通の整備や免許返納支援をぜひ前へ進めていただきたいと思います。

こちらのほうは要望で終わります。

次に、路線の約6,000万の負担についてですが、利用者は減少が考えられる、路線は確保しなければならない、大変難しいところですが、少しでも負担が軽減できるよう公共交通網・形成計画・実施事業概要にのっとり、環境配慮・持続性向上に向けた公共交通の運行改善に全力で取り組んでいただきたいと思います。

最後に、インター開通に伴う企画についてでございますが、7件の企画・PR活動の内容の紹介をいただきました。特に、自動車道上でのウォーキング大会等は楽しみな企画だと思います。自動車道を歩くことは開通行事等でしかできない企画ですので、たくさんの参加ができるような大会にしていきたいと思います。

また、市外への周知は当然ですが、市民の方たちへの開通イベント等の周知もよろしくお願ひします。一緒に頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最後に、インターが開通すれば、交通量は確実に増加が予想されます。安全キャンペーン、事故防止対策等を検討実施できるようにお願ひいたします。

また、水俣署管内では、約2年と何カ月かですか、ことしの12月をもって約1,000日の死亡事故ゼロというような目標もございますので、こういったところも踏まえて、ぜひ交通事故対策、安全キャンペーンは取り組んでいただきたいと思いますので、要望として終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（福田 斉君） 以上で岩村龍男議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時08分 休憩

○議長（福田 齊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。

ことしの猛暑、頻繁に起こる台風、今までにない豪雨、9月に入ってから、大阪での猛烈な台風による被害、そして、その二、三日後には、北海道で震度7という地震が起きました。

本日の熊日新聞を見ました。搜索活動がやっと終わったということが書いてございました。全国でお亡くなりになった方々、また、御家族の皆様にご心からのお見舞いを申し上げたいと思います。

北海道で、地震が起きましたときは、函館や札幌、釧路などの友人の顔が浮かんできました。まさか北海道一円まで広がるとは思っていませんでした。特に、道内一円が停電というそんな事態が起こるとは夢にも思いませんでした。

新聞や報道機関の話では、電力会社がブラックアウトを想定し、有効な手だてをしておけば、既に9月8日には北海道の全ての電源が回復していたはずだと述べておりました。中には、原発がとまっていたから電力が足りなかったというようなコメントをいう人がありましたが、これに対しては、とんでもない。とまっていたからよかった。泊原発は震度2でも外部電源が喪失するようなことになり、もし稼働しており、しかももっと震度が大きい場合、福島と同じ事故になった可能性がある、そのような心配の声も聞きました。

気候変動や地震・災害は、ますます増加していけだろこと身をにしみて感じた夏でした。

気がめいりそうになりますが、しかし今こそ防災の強化とともに水俣の歩む道、水俣の掲げる政策は1つだと私は思います。

環境首都水俣としてこの地球温暖化、エネルギー問題に真摯に取り組んでいくことこそ、また持続可能な社会を水俣からつくっていくことが求められているのではないのでしょうか。

質問に入りたいと思います。

大項目の1番からです。水俣川河口臨海部振興構想について。

①、6月議会において、この事業に対する説明会を開催するよう陳情が議会に提出されましたが、説明会の日程はどのようになっているのか。

②、陳情の趣旨は把握しているか。

③、公有水面埋め立てにおける環境影響評価、これはどのような意味を持っているのか。

④、およそ5ヘクタールに及ぶ公有水面埋め立て事業にかかる費用はどれくらいになるか。

次に、水俣市の野良猫の避妊、去勢などの活動への支援についてお尋ねします。

①、熊本県の殺処分ゼロの方針以来、保健所の捕獲が行われていないが、地域での野良猫によ

る苦情の現状はいかがか。

②、市民による野良猫の避妊、去勢への取り組みを把握しているか。

③、水俣市が行っている支援は、どのようなことか。

④、今回、熊本県は飼い主がいない猫の避妊、去勢手術の費用の補助制度を新設した。県との連携はどのようになっているか。

最後の質問です。核兵器廃絶平和都市宣言について。

①、水俣市議会においては、いつ採択されたのか。

②、その内容は、どのようなものであったか。

③、水俣市においては、この決議を受けとめ、どのような取り組みをしているか。

④、環境モデル都市づくり宣言とこの宣言は関連性があると思うか。

以上、本壇からの質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣川河口臨海部振興構想については私から、水俣市の野良猫の避妊、去勢などの活動への支援については福祉環境部長から、核兵器廃絶平和都市宣言については総務部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣川河口臨海部振興構想について、順次お答えします。

まず6月議会において、この事業に対する説明会を開催するよう陳情が議会に提出されたが、説明会の日程はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想につきましては、現在、公有水面埋立免許取得申請に向け、環境保全図書等の作成を進めているところです。これらの完成までにもうしばらく時間を要する見通しではありますが、現時点におきましての市民説明会の開催時期につきましては、10月下旬から11月ごろを目標としているところです。

次に、陳情の趣旨は把握しているかとの御質問にお答えします。

陳情の趣旨につきましては、議会に提出されました陳情書に記載された陳情理由によりますと、市民への説明会が開催されないまま工事が着工されると新たな環境問題が心配され、水俣市財政への影響、市民の知る権利が侵害されることが心配されるとの内容から、早急な市民説明会の開催を求めるということであるかと理解しています。

次に、公有水面埋め立てにおける環境影響評価はどのような意味を持っているかとの御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想事業では、現在の護岸の沖合約80メートルの公有水面を埋め立てる計画ですので、公有水面埋立法に基づく埋立免許を取得する必要があります。公有水面を埋め立てる事業では、この公有水面埋立法及び関係省令により、公有水面埋立免許願書の添付書類として、環境保全に関し講じる措置を記載した図書の添付が義務づけられています。本事業における環境影響評価は、この環境保全図書作成の中で検討することとなります。

この環境保全図書は、埋め立てを行うことで起こる環境の変化に対し、埋め立て箇所現状調査を行い、埋め立てに伴い生じる影響について予測し、環境保全対策を検討し、事業に反映させることを目的としています。

この環境保全図書を公有水面埋立免許願書に添付し、熊本県知事に申請をします。その後の審査の過程で一般住民へ公告・縦覧、市町村長への意見聴取等があり、県は最終的な許可の判断をすることになります。

次に、およそ5ヘクタールに及ぶ公有水面埋め立て事業にかかる費用はどれくらいになるのかとの御質問にお答えします。

水俣川河口臨海部振興構想事業は、大きく臨海部、河口部、現道部の3つのエリアで構成されていますが、御質問の公有水面埋め立て事業は臨海部に当たります。現在の丸島漁港の北側、水俣産業団地沖に新たに護岸を築造し、公有水面を埋め立て、産業振興に係る土地を創出し、海域においては、藻場育成と干潟機能を有するゾーンを形成します。

この事業用地を創出する費用としては、調査及び設計費、工事費並びに工事に伴う隣接地工作物の補償費が上げられます。現在の概略数量と市場の単価で計算をしますと埋め立て事業にかかる費用は約30億円を見込んでいます。しかし、今後の詳細設計による数量の変動、市場の単価の変動等により、事業費も変動する可能性があり、現時点では先ほどの概算金額でしか申し上げられません。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、2回目の質問をしたいと思います。

市民説明会を求める内容なんですけれども、この陳情を出された方にお伺いしたところでは、以前にももうこの工事が始まるということを聞いたときも、2年もっと前だと思えるんですけれども、そのときから市のほうには要望をしていたということで、私は、市民のほうの陳情の趣旨と、それから受けとめる執行部のほうの趣旨が少し受けとめ方が違っているのではないかなというふうに考えました。

つまり、市民のほうは、この事業が八幡残渣プールの前の道路であって、護岸の計画であったこと、そして、その当時、熊本地震が起りまして、一体この八幡プールのところの護岸はどうなるんだろうかということで、大変市民のほうは不安に思ったということがありまして、ぜひ工

事自体の全体像を含めて説明を受けたいという、それが大きな趣旨であったのではないかというふうには私は受けとめております。ところが、市民への説明会というのはなく、工事にかかる設計費など、議会のほうはその旨は大体把握はしておりましたけれども、どんどん進んでいくという状況になりまして、改めてまた今回、陳情に及ばれたのではないかというふうに思っています。

私もずっとエコタウンの関係者の方や、それから漁業関係者の方などへのお話があったその内容も聞いておりましたけれども、人づてにしか聞けないという市民の思いというのはあったのではないかなというふうに思います。

そして、こんなふうにも言われていました。トンネルの工事が進んできますと、大型のトラックが通りますね。それなども市民としてはどういうふうに受けとめていいのか。はっきり言って、市民としては迷惑なことになるわけですね。やはりきちんとしたこの工事自体の説明をする必要があったのではないかというふうに私は思っています。

ここで、またもう一度お尋ねをしたいんですが、新たな環境問題が心配されるということを陳情に結ばれ、また、このところだと思えるんですけれども、市民の知る権利が侵害されているのではないかということを陳情されているんですけれども、再びお伺いします。この点についてどのように思われるか、それが1番目の質問です。

そして、環境影響評価については、もう私が申し上げることもなく、市のほうはその意味を御存じだと思いますけれども、環境省から出ている文書には、このようにその必要性を書いています。開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてあらかじめ考えておく必要がある。このような考えから生まれたのが環境アセスメントだということですね。

私もいろいろ文献を調べてみたりしましたけれども、埋め立て工事の規模でいうと、大きいところは50ヘクタールぐらいあったりして、そういうところは第一種というらしくて、また別の扱いといいますか、大きな環境アセスになってくるんだらうと思うんですけれども、水俣市の場合は、5ヘクタールであり、環境保全図書から公有水面埋立許可願書、それを添付して熊本県知事に免許申請するという流れであるということでございますけれども、ただそれであっても、河口部の5ヘクタールという大きさはやはり海域に大きな影響を持つと私は考えます。

漁業者の方とも陳情を出される以前には、一緒に現場を見たりしたこともございましたけれども、本当は埋め立ててほしくないという本音を聞いています。その理由としては、魚介類の産卵場所であることやひじきなども採れるところであったり、海流の流れも変わってしまうことになるということで、やはり心配だということも聞いておりました。

今現在の私の意見としては、埋め立て予定地が水俣市の漁業者にとって非常に有益な場所であるという観点から、この公有水面の埋め立てについては、私個人は反対でございます。本当にこ

の工事による産業振興が妥当なものなのか、そのことを漁業者、関係団体、市民が一同に話し合う必要があると思っています。

そこで2番目の質問ですけれども、改めてお尋ねします。この工事が今後、工事後にどのような構想を考えておられるのか、できるだけ具体的にお答えをいただきたいと思います。それが2番目の質問です。

次に、埋め立て事業にかかる費用について、御足労いただきましたけれども、5ヘクタールの埋め立て部分にかかる費用であるということでも理解いたしました。それであればなおのこと、この事業に至った経緯とかかる費用がどのような目的のために使われるのか、精査する必要があると私は考えています。

そこで、この事業の説明の中に、護岸工事に着手するとともに工事を起因とした損失補償に備え、漁業損失補償調査の実施という項目がございます、予算の中に出ておりましたが、具体的にどのようなケースが考えられ、どれくらいの額になるのかということをお答えいただけないか、お答えできる範囲で結構ですので、お答えをいただきたいと思います。これが質問の3です。

それから質問の最後ですけれども、4番目の質問です。

今回環境省より、水俣病対策ということで111億円ということで概算要求が出ております。そのうち、水俣市の通称八幡プール跡地の市道改修とあわせて取り組む不知火海側の護岸整備には、7,000万円を盛り込んだとあります。私は、この7,000万円はどこから出たのだろうという疑問がございましたので、環境省の特殊疾病室の担当者の方にお聞きしました。

これは、先週の時点でありましたけれども、水俣病特別措置法の中の第36条をもとに概算要求したというふうに返事をもらいました。この36条は、政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域住民の健康、地域社会のきずなの修復を図る。その2に、政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施、その他必要な措置を講じるものとするとあります。これが第36条ですね。そのとき、環境省の疾病室の方とも話しましたけれども、定期的に魚や水質の調査をしているんだということをおっしゃっていただきました。

しかし昨日、36条ではなくて、特別措置法の中の35条でしたと、お金の出どころは35条でしたということで、環境省の特殊疾病室の担当の方からのお話があり、謝罪をされましたけれども、この35条の条項をよく読みますと、今回の事業には、関係のない内容に私には思えるんです。事業会社が事業を継続することなどにより、地域の振興及び雇用が図られることとあります。

もちろん地域振興にはなるんだろうと思いますけれども、直接的にこの事業者に対しておられるという感じのことを言われているのかなというふうに私は感じました。

それで、この事業に対する直接的というよりも間接的と言えると思うんですけれども、事業者

が事業を継続するために地域振興のためお金を出すんだという内容なんですね。

この事業に対するJNCさんの振興計画というのは私は把握はできていないと思っているんです。今回の事業についての何かこんなことをされるということは特には聞いていないというふうにできていませんので、私は特措法をもとに概算要求をされたということであれば、むしろ36条が妥当であるのではないかということで、そこで、改めて市長にお伺いしたいんですけれども、当事者————は、このことをどのように捉えておられるのか。どのような責任を感じておられるのか、いま一度市のほうから問うていただけないか、要望をしていただけないかというふうに思います。この4つが私の質問です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、藤本議員の2回目の御質問にお答えいたします。全部で4点ということで、お伺いをいたしました。

まずは、陳情が出されているけれども、住民の知る権利が侵害をされているのではないかとというようなことで御質問ございましたけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたこの公有水面の埋立許可申請、これに向けて今現在環境保全図書等の作成を進めております。それができた後に住民説明会を先ほど10月の下旬から11月ぐらいに行いたいというふうに答弁で申し上げたとおりでございます。

陳情のほうにつきましては、これは市議会に対して提出をされたものでありますので、市議会のほうではまだ継続審議というふうになっておりますので、現時点において私のほうからの答弁は差し控えたいというふうに思っております。

それから、埋め立てにどのような構想、そして具体的にこの埋め立ての目的は何なのかということのお尋ねかと思います。

この公有水面の埋め立てによって創出される約4.8ヘクタール、このうちの2.7ヘクタールを企業誘致のために用地として活用する計画でございます。また、水産業の振興に資するために、現在水俣市漁協が行っているヒラメやクルマエビ、ガザミなどの稚魚の放流、それから生育場所として今回の埋立地の外側の一部に新たな干潟を造成する計画でありまして、この干潟を稚魚が外敵から身を守る場所とすることで、生存率の向上を図るとともに、周辺海域への定着率が上がることによって、漁獲量の増加を目指していきたいというふうに考えております。また、この稚魚の放流を市内の小学生などが行う、また干潟の観察などの環境学習に活用する場所とするために、その用地としての埋立地内に約0.3ヘクタールを整備する計画です。

そのほか1.3ヘクタール、これは埋め立てに伴い喪失する市道を新たにつけかえるための用地として、新たな市道の幅員を約8メートルに広げ、片側1車線、これを整備いたしまして、丸島漁港及び丸島地区並びに産業団地への往来をしやすくすることによって、利便性の向上を図るこ

とを計画としております。

3つ目の御質問ですが、漁業者への損失補償、漁業損失補償調査がどのようなものかという御質問だったかと思えますけれども、この調査に関しましては、埋め立て工事に伴いまして、万が一海洋汚濁等が発生をした場合に、漁業者に損害を与えた場合、工事着手前の漁獲量や漁業経営等の漁業実態調査を行いまして、現状を把握した上で、工事において海洋汚濁等が発生した場合の個々のケースで漁業被害を想定して、そのときの補償の目安となる額が幾らかになるのかの算定をするものであります。

想定されるケースとしましては、例えば護岸の背後を埋め立てる際に汚濁防止用のフェンスを設置して工事を行う予定にしておりますけれども、何らかの原因によって汚濁がフェンス外に漏れて、漁を行う領域に被害が及び、例えば数日間漁を行うことができなくなった、こういったときのために休業分を補償するといったようなことが考えられるかというふうに思います。この業務を行うことによりまして、本年度中には補償額を算定するための基準ができ上がる予定であります。

最後に4つ目でございますけれども、JNCのほうに環境省からその予算が7,000万出ているということで、それにはJNCのほうにも話をすべきじゃないのかというような、今回の臨海構想に関してということでございますけれども、私どもといたしましては、これはあくまでも地域経済の活性化に資する事業であるというふうに考えております。

ただし、JNCさんのほうでも可能な限りの範囲で協力をしていただけるといふふうには伺っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をしたいと思います。

市民の陳情のことですけれども、市議会に提出されたので市議会のほうで何とかしてくれというような答弁だったと思うんですけれども、これはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、無責任ではないかなというふうに私は感じております。

市議会は受けましたけれども、その前に市のほうにずっと説明会をしてくれという要望をされていたわけですね。なので、やはりそれは市議会だけではなくて、執行部の皆さんも同じようにどのようにこれに対して説明をしていくかという責任があるのではないかというふうに思います。

なので、これは要望ですけれども、ぜひ当事者だけの説明ではなく、市民の疑問に答えていたきたいということで、これは要望にさせてもらいたいと思います。

さて、この30年間、漁業者からお話を聞いてきました。漁獲高が落ちてきたのはいつごろから

ですかと言うと、やはり大きかったのは百間の埋め立て工事が終わった後が大きかったと言われます。また、ミカン生産者で、元漁師だった人の話では、水俣の海が本当に戻ってくるには、干潟を回復することだと常々言っておられました。つまり、水俣市の経済活動により水俣の海は疲弊してきたと言えます。これ以上、水俣の河口部、砂地海岸を埋め立てるということは、漁業にとってはますます疲弊する原因になると思っています。

そしてまた懸念することがございますので、まず1番に質問をしたいと思います。

排出土砂のことです。近隣でさまざまところのトンネル工事があって土砂が排出されているわけですが、八代国交省と近隣の町々にお電話したり連絡をして聞きました。

芦北は、人吉や町内の土地の造成などに使ったということでした。それから、津奈木も陸地が多く、一部だけ海岸整備に使用したとのことでした。出水のほうは私も大変恥ずかしかったんですけども、出水はトンネルはありませんでしたというふうに言われまして、そのような状況を近隣の町からは聞いています。

ちょっとこの土砂について、いろいろ調べてみたんですけども、いろいろな物質が混入しているというふう聞いております。一番心配なのは、ヒ素のような物質が混入している可能性があるということなんですけれども、これについて、海水への汚染につながる可能性があると思いますけれどもどのようにされるのか、調査をされるつもりがあるのかということをお聞きしたいと思っています。

質問の最後になりますけれども、JNCさんに市長から聞いていただきかけたことですが、国は八幡プール護岸から流出される物質に異常がないかということで監視していく、現在も行っているんですけども、それに呼応して、原因企業としては何はともあれこの事業にかかわる八幡プールの中身の特定が必要ではないかということをお聞きしたいと思います。

私の質問ですけれども、平成28年6月議会にこの臨海事業にかかわる八幡プールに対する、このプールの中には、どのような物質が混入しているのかという質問を水俣市のほうにいたしました。そうしますと、水俣市は、平成26年9月5日にJNCから市に説明された内容によりますと、八幡プールに埋め立てられた物質は、瓦れきと汚泥であると聞いていますという答弁でありました。

御存じのように、文献によるとこのプールには、昭和33年チッソは、それまで流していたアセトアルデヒド酢酸工場からの排水をその毎日の量ですけれども200トンにも及んだということです。

私が質問した内容は、もちろんこの土壌を分析した上での物質の内容のことです。一度ぜひJNCさんに対して土壌の分析結果を求めています。市民の安心安全のために、そのことを合わせて、要望していただけないかというふうに思っています。

質問は、以上2つです。

さらに、要望をつけ加えます。

水俣川河口臨海部事業の初発の動機は、この八幡プールの護岸強化の一面を持っていたことは、否めない事実であります。なぜ、護岸を強固にしなければならないか。根本の原因は、八幡プールの中の物質が安全でない状態だからではないでしょうか。原因企業と国が責任を持って安全に管理していく。さらには、市民が求めているのは水俣の子どもたちの未来のためには、このプールの中身の分析、そして、それを国との協力で無害化していくこと、その道筋をつくるべきであるというふうに思いまして、このことを述べて、2つの質問で終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

藤本壽子議員。

○藤本壽子君 今、議長のほうからの御提言がありまして、申しわけございません。私は頭がいっぱいになっていて、きちんと把握ができていないんですけれども、原因企業をJNCさんだというふうに言ったということですので、その点につきましては間違っていたと思いますので、訂正させていただきたいと思います。ちょっと自分でもきちっと今把握ができていない状況ですので。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

まず、最初の要望で申されました先ほどの市民の方からの陳情に対して、私のほうがそれは市議会のほうで何とかしてくれというのは無責任じゃないかというような言葉もございましたけれども、これは先ほど2回目の答弁でも申し上げましたように、議会のほうに上がっている陳情でございます。まだ継続審査ということになっておるものを私がその件に関してどうしろこうしろということができないというような形で申し上げたものでして、それに対して、いろいろ口を差し挟むということになれば、やはりもうこれは二元代表制の基本が崩れるのではないかとということで、あくまでも議会のほうに提出されたものに関しまして、私のほうではお答えはできませんということの答弁だったということで御理解をいただければというふうに思っております。

ただ、私ども執行部といたしましては、公有水面の埋め立ての免許の取得の申請に向けまして、今保全図書の作成というものを粛々と進めております。それができましたら、先ほどから申

し上げているように10月下旬から11月ぐらいに市民の皆様に対する説明会はしますということで申し上げておりますので、何も市民の声を聞かない、知る権利を奪うとかそういうことではないということで、御理解をいただければというふうに思っております。随時、私どもとしてはそういったものに対して、市民の皆様と話をしていくということでございます。

では、御質問のほうにお答えしたいというふうに思いますけれども、そのトンネルから排出されました土砂がそういうヒ素とかの有害な物質が混入されているのではないかと。じゃあそれに対しての分析や調査はどういうふうにするんだという御質問かと思えます。

現在、水俣の浜松町にJNC所有の土地に南九州西回り自動車道の建設に伴い発生しました土砂を仮置きをさせていただいております。この分に関しましては、搬出現場ごとにヒ素を含めた重金属の成分調査試験を行っていただくように国土交通省にお願いをしております、その結果、土壤汚染対策法の基準を超える量は検出をされていないということでございます。

2番目の御質問のその八幡プールの件で、例えば、JNCのほうにもそういったものを明らかにすることを市のほうからも要望をするべきじゃないかという御質問でございましたけれども、この八幡プールにつきましては民有地でもありますので、藤本議員の言われる要望をするということは、私どもでは難しいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市の野良猫の避妊、去勢などの活動への支援について答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、水俣市の野良猫の避妊、去勢などの活動への支援について順次お答えいたします。

まず、熊本県の殺処分ゼロの方針以来、保健所の捕獲が行われていないが、地域での野良猫による苦情の現状はいかがかとの御質問にお答えいたします。

猫に関しての苦情は、基本的に保健所が窓口であります。本市へ直接苦情はほとんどありませんが、苦情があった際は保健所の指導に市も同行しているところであります。

本市での猫の苦情の現状は、野良猫と言うよりも自宅で飼い猫がふえて多頭飼いとなり、その猫が近隣の住宅に侵入し苦情となるものであります。このような世帯は市内に数件あり、苦情により飼い主宅を訪問し、避妊、去勢などの指導を行いましたが、御理解をいただけないケースもあります。

次に、市民による野良猫の避妊、去勢への取り組みを把握しているかとの御質問についてお答えいたします。

TNRと呼ばれる有志団体が、年2回、本市において避妊、去勢の手術を行っております。市内でこの活動を支援する方々が猫の避妊の相談やあっせんをボランティアで行っていることを把握しております。

次に、水俣市が行っている支援はどのようなことかとの御質問にお答えいたします。

TNRへの支援は行っておりませんが、活動会場の紹介や広報等の支援を行った実績はあります。

次に、今回熊本県は飼い主がない猫の避妊、去勢手術の費用への補助制度を新設した。県との連携はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

この補助制度については、平成30年8月1日付で県から通知があったものですが、野良猫の避妊手術について補助申請を保健所に行く際、該当する猫に飼い主がないという証明が必要であり、それを証明する第三者の条件が自治会長となっているため、8月24日の自治会長会において市も同行し保健所の担当者から説明していただきました。まだ、通知から一月過ぎたばかりであり、保健所とどのような連携が必要か思索中であります。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をします。

熊本県の健康危機管理課が窓口でしたので、そちらのほうに連絡をしました。その健康危機管理課の本音というのをちょっと私も思ったんですけれども、殺処分をゼロということでしたので、地域での繁殖を抑えたい、県施設への猫の持ち込みをできるだけ抑えたいという意向もあるのではないかなというふうに私はお話をして感じました。

ただ、熊本県の動物愛護の観点から殺処分をゼロにするということとは、本当に大切なことではないかなというふうに思います。また、全国に先駆け、この補助制度をつくったということとは、私も県民として誇りを持っていいことではないかなと思っております。

もう皆さんもあれだと思いますが、私も団地に住んでいたころ、保健所へ猫を持っていく姿をよく見ておりました。もう大分前ですけれども、今よりも野良猫は多くいて、保健所に持ち込むだけではなくて、子猫を川や海や山に捨てるというような、そのような話も聞きました。住民も決してよかれと思ってやっていたわけではないと思うんですけれども、保健所に持っていっても殺処分ということになれば、どこかで生き延びてほしいという思いはあったのかなというふうに思って、そのような傾向であったことは理解ができます。

しかし、動物の命も人間の命に等しい。同じ生き物として、生を全うさせたいと訴えた人々が、今のこの殺処分ゼロの流れをつくってきたのではないかと考えています。水俣もこのような思いから、先ほど答弁にありましたが、ボランティアでこの活動を続けている若者がいます。TNRという全国組織になる活動ですけれども、Tは、トラップ捕獲ですね、それからNは、

ニューター不妊手術、去勢手術のことです、そしてRは、リターン猫をもとに戻す、猫の術後観察など地域猫に対する対策をしている。このところは水俣のほうはまだちょっと心細いところがありますけれども、全国組織としては獣医や専門スタッフが相談を受け付けて、この水俣での活動が既に7回になりました。7回の不妊手術を行いまして、およそこれまで700匹の野良猫が手術を受けております。本当に私は頭が下がるというふうに思っています。水俣市の野良猫の対策に貢献されていると敬服しているところです。

答弁をいただきましたので、多頭飼いということで、それが主な原因ではないかということをお答えいただいたんですけれども、私も三、四回、このボランティアに参加してまして、先日は、ちょっと猫の受け付けのようなおきところにおりましたら、いろいろ話を聞きました。どうして地域の中に猫がふえていくのかという現状は、多頭飼いだけではない、やはりもっとさまざまな要因があるのではないかというふうに、そのときに感じました。

それで、ぜひ保健所の方とともにまずは水俣市の野良猫の状況を調査をしていただけないかということをお考えして、これを1番目の質問にしたいと思っております。保健所の方とともに、調査をしていただけないかということです。

そして2番目は、まだいろいろ県とのことで未確定なおきところがありますけれども、県との話し合いをもっと密に行っていただき、まずは自治会長さんのところにこの問題はいくようになっていまして、自治会長が納得がいくように再度、説明をしてほしい。

私の近くに自治会長がおられるんですけれども、どげんしてやるな、どげんして見分ければよいかやろかなというようなこともおっしゃってましたので、ぜひ自治会長が納得のいくように、もう一度説明をお願いしたい。

それから、3番目に野良猫に困っていませんかという内容で、この補助新設についての周知、それをできればいろんなことを解決した上で周知をきちんとしてほしいというふうに思います。

この3つを質問したいと思います。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 藤本議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。3点ございました。

まず、猫の問題は、実際はもっと複雑である。保健所と野良猫について調査するようアンケート調査あたりも含めたところではいかがかということでもございました。

野良猫が苦情になる場合と苦情にならない場合がございます。苦情になるケースについては、個別対応しておりますので、議員が言われるそういうアンケート調査については考えておりませんが、保健所と一緒にそういう調査が必要なおきところがございますら、一緒に市のほうも同行しまして調査にまいります。

次に、県の補助制度につきまして、自治会長が不安に思っておられる。自治会長さんがこの疑問について納得いくよう説明してもらえないかということだったと思います。

自治会長会が8月24日にございましたけれども、その中で上がった意見の中で、飼い主がいなという証明を自治会長が行うことに対し、虚偽の申請が判明した場合、自治会長まで責任が及ぶのか。また、補助金の申請手続についてなどの質問がございまして、その上で疑問に対しての問い合わせ先を保健所としております。

今後は、今回の質問に対する情報の共有のため、再度自治会長への説明を県のほうから行っていただきますよう保健所のほうに伝えてまいりたいと考えております。

最後はこの制度の疑問点を晴らした上で、市民の方々へ周知を図ったらどうかという質問だったと思います。

本制度につきましては、熊本県が実施することですが、補助制度にかかわる疑問点や不明確な点を保健所に伝えてまいりたいと考えております。また、この疑問点が解決した場合には市広報紙等を使いまして市民の方々に周知を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問です。

この県の助成金をめぐっては、県からの連絡が緊急であったこと。また、運用するに当たって明確でない点などもあったりしたようで、執行部のほうも戸惑いがあったりいろいろと努力をされておられるというふうに思っています。市としては、私が質問を2度ほどしているんですけども、今のところ市民の活動への補助金は見込めないという答弁があったんですけども、今回、県が補助することになったことを前向きに受けとめていただいて、ぜひ市民への周知まで行き着くようお願いしたいと思います。これをまず質問の1番にします。

さらに、全国では地域猫、つまり地域住民の認知と合意の上で共同管理をされている猫のことですけれども、そのような地域をつくっておられる住民がおられるんですけども、まず不妊治療などで数をふやさないこと。それから、餌をやるときも決まった時間しかやらないなど、猫の寿命というのは全うさせてやるけれども、目的は野良猫をなくしていくという活動なんですね。これは全国でもうかなりのところがやっていると思うんですが、水俣もぜひモデル地区をつくることができないかということで、これを2番目の質問にしたいと思います。

そして最後にやはり一生懸命ボランティアでTNRだとかわんにゃん隊というグループ、若い方たちが頑張っておられるので、この活動が水俣市全域にいろんな形を変えて根づいていけるように、猫はきちんと自分の生命を全うし、そして環境をも守ることができ、野良猫を減らしていくという活動を今後考えていただけないかというふうに思います。

質問は2つです。

○議長（福田 齊君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 2点ございました。3回目の質問にお答えいたします。

1点目につきましては、市民の方に周知をしていけばということだったと思います。

この件につきましては、先ほどお答えしましたとおり県が行う制度でございますけれども、自治会長様あたりもこの補助制度に係る疑問点、不明確な点あたりがございます。その点を保健所に伝えながら、そういう疑問点が解決した場合には、市の広報紙あたりを使いまして市民の方々に周知していきたいと考えております。

次に、全国には地域猫と共存しているところがあると。そういうモデル地区をつくったらどうかという御質問だったかと思えます。

他地域で地域猫と共存したり、観光資源として活用しているところはございます。ただ共存する場合は、野良猫が繁殖し過ぎないように不妊、去勢手術を行う。排せつなどのしつけをする。地域ぐるみで世話をするなど、地域住民が理解し、地域住民と猫が共存する環境を整えることが重要であると考えております。

今のところ、行政には猫のふん尿被害や餌やり、屋外での死骸処理などに困っている方が相談されることが多く、これらについては適時行政で対応しておりますので、モデル地区をつくることについては、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、核兵器廃絶平和都市宣言について、答弁を求めます。

関総務部長。

（総務部長 関洋一君登壇）

○総務部長（関 洋一君） 次に、核兵器廃絶平和都市宣言について、順次お答えします。

まず、水俣市議会においては、いつ採択されたのかとの御質問にお答えします。

昭和60年6月議会において、決議第1号、核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議についての議案が会議規則第14条の規定に基づき、議員10名の連署により議長に提出され、原案のとおり可決されております。

次に、その内容はどのようなものであったかとの御質問にお答えします。

核兵器廃絶平和都市宣言に関する決議は次のとおりでございます。

世界の恒久平和は人類共通の願望である。しかるに核保有国による核軍拡競争はますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしていることは全人類のひとしく憂えるところである。我が国は、世界唯一の核被爆国としてこの地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない責任を負っている。したがって、水俣市議会は平和憲法の本質にのっとり、非核

三原則を将来とも遵守し、あらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を緊急の課題として、全世界に強く訴え、核兵器の全面撤廃と軍縮を希求し、もって世界の恒久平和達成を目指すものである。ここに、水俣市議会は核兵器廃絶平和都市水俣を宣言するものである。という内容のものでございました。

次に、水俣市においては、この決議を受け、どのような取り組みをしているかとの御質問にお答えします。

この宣言を広く一般にお知らせするために、旧庁舎前駐車場入り口付近に立て看板を設置しています。また、世界163カ国7,650都市で構成されている平和首長会議に本市も加盟し、他の自治体と連携した取り組みも進めております。さらに、原爆投下の8月6日、9日には、防災無線による周知を行い、サイレン吹鳴し、市民とともに犠牲者への追悼、核兵器廃絶を誓っております。

次に、環境モデル都市づくり宣言とこの宣言は関連性があると思うかとの御質問にお答えします。

平成4年に宣言された環境モデル都市づくり宣言は、水俣病の教訓を学び、後世に伝えていくことや人やその他多くの生物に配慮した産業活動への転換、リサイクルを基調とする社会システムづくりを進めていくことなどであり、核兵器廃絶平和都市宣言との関連性はないと考えております。

○議長（福田 齊君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 答弁をいただきましたので、2回目の質問をしたいと思えます。

すばらしい宣言の内容文を読んでいただきまして、私も改めて60年の議事録を読みまして、本当にこれから先を目指す人類の大きな歩みではないかというふうに感じました。

この質問を改めて私がしましたのは、昨年、高校の同級生と広島に行きました。半世紀ぶりの同窓会は、広島原爆資料館から始まりました。なぜ、半世紀のときが過ぎ、ここに立っているのか。その意味を納得することがありました。私の同窓生が初めてお父さんが広島に赴任しており、爆心地の近くで被爆したことを教えてくれました。

資料館には以前なかった広島上空に原子爆弾が落ちたその瞬間、初めて見ましたけれども、目を覆うようなものでした。特殊な映像として紹介してあるもの、放射線で焼け焦げた瓦、壁に残った人の影、衣服だけが残っているもの、改めて核爆弾による非人道的な攻撃の跡が心にしみてくるようでした。

放射能による被害は、戦後70年の間被爆者の人生を狂わし、多くの人々が病に倒れました。このような苦しみの中から、広島、長崎の人々は、全世界に向けて核兵器廃絶への道とともに歩もうと呼びかけたのだと実感しました。そして現在、全国の90%の自治体が核兵器廃絶平和都市宣言都市として加盟しているということです。

紹介された決議文には、当時の東西冷戦時代を受けた逼迫した危機感を感じられる内容となっています。そして、水俣市にとっては、とりわけ共感できる内容ではないかと思っています。

水俣市の環境モデル都市宣言にあるように、人の健康被害と環境破壊の大きさ、そのことをまぎらず後世に伝えていく責務がある。この宣言文の内容も人類史に残る被害を全世界に伝える。そして、決して再び核による惨禍を繰り返さないという内容であると考えます。

水俣市は、この宣言に加え、平和首長会議にも加盟しているという答弁もいただきました。歴代の市長初め議会の方々に本当に敬意を表したいと思います。

さて、この宣言文以前より市民に向けては、平和教育など取り組みがたくさんあっていると思いますが、さらにここでできれば強化していただきたいと思ひまして、3つの質問をしたいと思ひます。

先日、庁舎建替特別委員会で、議会のほうで埼玉県の桶川市というところにまいりました。そのときたまたま8月を平和問題を市民に問いかけるということで、10日にわたって行事を行っているという記事を見ました。

桶川市の場合は、被爆地に折り鶴を折り送っているということと、それから埼玉県平和資料館の方を講師に呼び、講演会をしている、学校などでは、戦時中の食べ物やそれから千人針、そのような生活用品を持って行って、その当時を子どもたちに伝える、また4番目には、桶川市と市民が実行委員会をつくってさまざまな企画を実行しているということ、これを桶川市平和へのメッセージ実行委員会ということをやっているということでした。

そこで、この中で水俣市も行うことができないかなということを3つ質問したいと思ひます。

水俣市も平和へのメッセージ実行委員会のようなものを立ち上げられないかということが1つです。

それから、被爆地への折り鶴を贈ることはできないか。庁舎内には火のまつりへの折り鶴が置いてございますけれども、できれば学校のほうでなど、そのような活動をしているところがあるかもしれませんけれども、もう一度考えていただけないか。

また3番目に、被爆地の被爆者、高校生などとの交流は考えられないか、この3つを質問させていただきたいと思ひます。

○議長（福田 齊君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 藤本議員の2回目の質問にお答えをいたします。

埼玉県桶川市の取り組みのことで、3点の御質問がございました。

いずれの御質問についても関連すると思ひますので、同じくしてお答えさせていただきます。

桶川市には、旧陸軍桶川飛行学校跡など、悲惨な戦争の歴史を伝える旧跡等がございまして、市の歴史を踏まえた取り組みとして、平和に関する取り組みを桶川市さんはされているのではな

いかと考えております。またそれが桶川市の特色でもあると思います。それぞれの地域や自治体にとっては優先して取り組むべきものがあると思っております。

水俣市が優先すべきものは、水俣病のような公害を学び、再び繰り返さないような活動に取り組むことだと思います。本市では、水俣病の経験を教訓に水俣病犠牲者慰霊式や火のまつり、環境のまちづくりなど、多くの市民にかかわっていただき、さまざまな取り組みがなされています。

平和活動につきましては、平和首長会議を通じ、他の自治体と連携した取り組みに今後も参画してまいります。そのため、本市においては桶川市と同様な取り組みや活動は考えておりません。

○議長（福田 斉君） 藤本壽子議員。

○藤本壽子君 3回目の質問です。

毎年、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている水俣市を来訪され、自治体へ要請行動をされている団体があります。水俣市の関係者の方もいつも出迎えていただいておりますが、原水爆禁止日本国民会議熊本県協議会と言われますが、その要請事項の中にこのようなことがございます。

非核自治体であることを住民にアピールし、非核、平和の自治体行政を推進してください。非核宣言自治体として政府及び核保有国に対し、核廃絶を求める行動を起こしてください。また、国連に核兵器廃絶の署名を届け、世界の平和を訴え続ける高校生平和大使と高校生平和活動への御支援、御協力をお願いしたい。

さらに、水俣市に来て必ず言われることがございます。川内原発事故時の避難準備のことです。

同じ核のウラン濃縮が原発のもとになっているわけですけれども、原子力発電所の爆発、事故は、福島事故がその惨状を今にとどめている。私もこのことを最も懸念しているんですけれども、この要請行動の中のこの一項に同協議会としては、同じ核の脅威を持つ原子力発電からの脱却、原発から再生可能なエネルギーへの政策転換を政府に求めるとともに、自治体において自然エネルギー及び省エネルギーを推進してくださいという要望を毎年されています。

いつか市長にこのことをお尋ねしたいというふうに思っておりました。どのようにこの問題をお考えになるかということをお尋ねしたいと思います。

そして、最後に旧庁舎に掲げてある看板ですけれども、新しい新庁舎になりましても、ぜひそのまま継続して、非核宣言都市水俣ということで掲げていただけないかというふうに思いまして、質問は2つにしたいと思います。

最後に言葉を添えたいと思います。

2011年の原発事故から半年ぐらいたったころでした。福島の白川で製麺所を経営されているおじいちゃん、私は知っていて、お会いしたことがあったもんですから、話を聞きにいきたいんですというふうに連絡をいたしました。90近いお年であったと思いますが、私は、今何にも語ることはありません。もう、おしまいです。福島に原爆が落ちましたから、製麺所もやめることにな

りましたと言われました。私は、それ以上の言葉を出すことができませんでした。

2つの質問をお願いして終わりたいと思います。

○議長（福田 斉君） 関総務部長。

○総務部長（関 洋一君） 2点、3回目の質問をいただきました。

まず、順番が逆になるんですが、私から平和都市宣言の看板についてお答えをいたします。

平和都市宣言を市民の皆様知ってもらうためにも、看板の設置は必要なものと思っております。新庁舎の外構部分につきましては、現在のところ検討する段階には至っておりませんが、看板の設置につきましては、今後検討してまいります。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 藤本議員の3回目の御質問の中で、原水禁の日本国民会議からの要望といえますか、自治体において自然エネルギーや省エネの推進をしてくれということで、私がどう考えているかという御質問かと思えます。

再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用に取り組むということは、やはり大変重要なことだというふうに思っております。本市におきましても、既に環境モデル都市としての節電など、省エネや省資源、太陽光発電などの推進に率先して取り組んでいるところであります。

例えば、学校におきましては、太陽光パネルを設置しまして、それを整備して、自然エネルギーなどを利用しております。久木野地区の寒川水源亭では、地域住民の運営によりまして、マイクロ小水力発電を稼働いたしております。

今後も引き続き自然エネルギー、それから省エネルギーの取り組みは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時30分 休憩

午後1時36分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。真志会の桑原一知です。

まず冒頭に、台風21号及び北海道で発生しました地震で甚大な被害が発生いたしました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。

さて、気象庁が6月から8月の天候まとめを発表し、それによりますと1946年の統計開始以降、西日本は1.1度高く、1994年と並ぶ2番目の暑さであったそうです。その酷暑の中、100回目の夏の甲子園が行われました。地方の公立農業高校である金足農業の対健闘や第100回の記念大会により出場校がふえたことで、また観客数も過去最高を記録し、例年以上の盛り上がりでありました。

また、アジア大会では金75個と前回大会の47個を大きく上回り、連日テレビで熱い声援を送っていた方は多いと思います。MVPには、競泳女子で6冠を達成した池江璃花子選手が選ばれるなど、さまざまなスポーツで10代の活躍が目立ち、2020年東京オリンピックでの活躍に期待したいと思います。

本市でもスポーツを通して子どもたちの健全育成を推進する水俣市キッズサポーター基金を提案されており、水俣の子どもたちを市民・行政・企業で支えていくことは素晴らしいことでもあります。私も議員として、未来ある子どもたちのために活気ある水俣を託せるよう努力してまいりたいとお誓い申し上げ、以下通告に従い質問いたします。

1、市職員の接遇マナーとモチベーション向上について。

あらゆる仕事の基本として求められる接遇マナーは、社会人として身につけるべき常識でもあります。1人の不注意や不適切な対応により、市役所全体への信頼は簡単に損なわれてしまいます。一人一人が市民の皆様から信頼され、親しまれるよう努力しなければならないと考えています。

また、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応して市民満足度の向上を実現するとともに、厳しさを増す自治体間競争に果敢に立ち向かう熱意と能力を備えた人材の育成が急務であります。志を高く、チャレンジ精神を持ち、チームワークで乗り越えていただきたいと期待いたしまして、以下、質問いたします。

①、来庁者への窓口対応や電話対応など、市職員の接遇マナーの現状をどのように捉えているか。

②、接遇マナーや人材育成などの研修は、どのような方法で取り組んでいるのか。

③、市民の声を聞くなど、接遇マナーアンケート調査は現在行われているのか。

④、市職員のモチベーションの現状について、どのように捉えているのか。

⑤、市職員のモチベーション向上・維持のため、どのような取り組みを行っているのか。

2、中山間地域の活性化について。

中山間地域は、市街地に比べますと不利な生活環境、人口減少、高齢化などさまざまな課題を抱えています。農業の振興も含め、地域全体の振興・活性化を図るための新たな対応が必要と考え、以下質問します。

- ①、中山間地域の現状と課題をどのように捉えているのか。
 - ②、中山間地域の活性化対策は、どのような取り組みを行っているのか。
 - ③、中山間地域での光情報通信網の整備状況と必要性はどのように考えているのか。
- 3、有害鳥獣被害対策について。

農水省が2018年1月に発表した鳥獣被害の現状と対策によりますと、被害件数自体は減少傾向にあるものの、損失額は依然200億円前後と深刻な状況であります。本市においても、駆除に対する補助制度などさまざまな取り組みを行っておられますが、現状も踏まえ、以下質問いたします。

- ①、有害鳥獣被害の現状と推移はどのようになっているのか。
- ②、有害鳥獣の駆除に対する補助制度はどのようになっているのか。
- ③、桜野及び中小場地区において、有害鳥獣から守れる農地づくりを実施し検証するということであったが、効果はあったのか。
- ④、有害鳥獣駆除対策は、今後どのように取り組んでいくのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、市職員の接遇マナーとモチベーション向上については私から、中山間地域の活性化については副市長から、有害鳥獣被害対策については産業建設部長からそれぞれお答えします。

初めに、市職員の接遇マナーとモチベーション向上について、順次お答えします。

まず、来庁者への窓口対応や電話対応など、市職員の接遇マナーの現状をどのように捉えているかとの御質問にお答えします。

職員の窓口対応や電話対応についての苦情を現時点では、ほとんど聞いたことはありませんので、接遇マナーは一定水準にあるものと思っております。しかし、職員の対応に不満を持たれた方が全くないわけではないと思われまますので、来庁された方が気持ちよく帰っていただけるよう、今後も職員と一緒に取り組んでまいります。

次に、接遇マナーや人材育成などの研修は、どのような方法で取り組んでいるのかとの御質問にお答えします。

職員の研修としましては、総務課で年間計画を作成して実施しておりますが、外部の研修機関へ職員を派遣する派遣研修と庁内で実施する庁内研修の2つに大別されます。派遣研修で主なもの、熊本県内の市町村で構成する熊本県市町村職員研修協議会で開講される研修で、接遇マナー

を含む新規採用職員研修のほか、採用5年目、採用10年目、新任係長、新任課長を対象とした階層別研修に参加させ、それぞれの経験、立場での必要となる能力の向上を図っております。また、税務、契約事務、法制執務など実務に即した研修もあり、それぞれの課の職員を参加させ、専門的知識の習得を図っております。より高度な専門知識を習得させるため、市町村職員中央研修所、全国市町村職員国際文化研修所、全国建設研修センター等への派遣を行うこともあります。

一方、庁内研修は、多くの職員が一斉に受講できるため、業務部門に関係ない共通の課題に対する研修として、外部講師によるコンプライアンス研修や人事評価者研修を行っております。そのほか、職員を講師として、会計・契約事務研修を実施し、職員の事務処理の向上を図っております。

次に、市民の声を聞くなど、接遇マナーアンケート調査は現在行われているのかとの御質問にお答えします。

職員の接遇に関するアンケート調査につきましては、現在は行っておりませんが、広く市民の皆様の声をお聞きするため、市長への手紙を実施しているところです。

次に、市職員のモチベーションの現状について、どのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

先般、入庁1年目の職員と話をする機会がありました。その中で、先輩が相談に乗ってくれ、職場の雰囲気明るい、コミュニケーションもよくとれているなどの感想を聞くことができました。このことや、日々の職員の様子から、職員一人一人が担当する業務のみならず、人材育成や職場環境づくりに当たっているように感じております。これからも、そのような職場環境づくりに努めてまいります。

次に、市職員のモチベーション向上・維持のため、どのような取り組みを行っているのかとの御質問にお答えします。

現在、人事評価制度を運用しておりますが、これは、職員の能力・実績を評価するとともに、職員、そして組織全体の士気の高揚を図る目的もあります。

具体的には、年度当初に各職員が業務目標を設定し、目標達成を目指すことでモチベーションが上がることとなり、目標を達成できれば、達成感を得ることができます。目標達成に向けて、上司はアドバイス等を行い、各職員のモチベーションの維持を図ります。人事評価制度ははまだ確立したものではありませんが、この制度を通して、人材の育成、組織としての業績の向上につなげていきたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

まず、接遇マナーの現状ですが、ゼロではないが一定水準にあるのではないかとということとし

た。確かにゼロではありません。市民の方から伺ったもので、幾つか挙げてみますと、挨拶はされるが元気がない、申請書類の提出する書類が多い、説明がわかりにくいなど、私も聞く中では多くはないんですが、市民の皆さんからの声は、ありがたく改善するチャンスをいただいたのではないのでしょうか。

私も20年以上営業職をやっておりました。当時、新入社員の研修に参加したことを今でも覚えております。電話対応や名刺交換などビジネスマナーがほとんどでした。一番指導されたのが挨拶です。朝から博多駅で一列に並んで、前を通る知らない方々に挨拶をするという、今ではやらないであろう研修でありました。

その研修で気づきましたのは、ただ挨拶するよりも笑顔で挨拶したほうが返事が返ってくるということです。やはり笑顔の方が受け取るほうも気持ちがいいです。

メラビアンの方則という言葉が耳にされたこともあると思います。話し手が聞き手に与える影響を数値化したものです。例えば話の内容は大体7%、口調や声のトーン、話す速さ、声の大きさ、これが38%、あと見た目、表情、視線、しぐさ、これは55%だそうです。ですから、第一印象は見た目や表情などが大きく左右するということで、まずは服装だったり身だしなみに気を使い、笑顔で挨拶をするということを実践していただきたいと思います。

研修については、接客マナーも含めさまざまな研修にも参加されており、今後も自己研磨していただきたいと思います。

それと、アンケートについては、現在は実施されていないが、市長への手紙を実施されているということでした。

一つ検討していただきたいのは、例えば、簡単な選択式アンケートを回収BOXに投函するなど、有効な方法等があればいろいろ改良していただき、行政のほう、また市の職員の方々が活用できるように検討していただければよいと思いますのでよろしくお願いします。

次に、モチベーション現状は、職場内の雰囲気も明るく、コミュニケーションもよくとれているということでした。

地方分権が進展する中で、今後のまちづくりは地域のことは地域で決定し、その責任もみずからが負うという自己決定・自己責任の原則のもとに進んでいます。こうした中で、職員の方々もモチベーションと能力をさらに向上していただき、行政のプロとして仕事に取り組んでいくことが求められています。

このような背景の中、水俣市も第5次水俣市総合計画の中で、市役所の変革が掲げられています。その主な事業で、職員提案制度や自主研究グループ支援制度の導入とありますが、現状をお尋ねします。

次に、モチベーション向上・維持というのは、非常に難しいと私も思います。

まず、私は挑戦する組織風土が必要ではないかと実感しています。仕事の改善や改革を進め、その成果が市民サービスの向上につながるとともに、人材育成や能力向上の効果が大きく期待できると考えています。しかし、組織風土を変えようとかけ声だけでは私は変わらないと思います。現行制度の変更に加えて新たな仕組みを導入するとともに、管理職の方々のリードと職員の方々の意識改革により、モチベーションを高く、挑戦する組織風土をつくっていくことができると感じています。

そこで、どのように制度を改善するのか、また新たな仕組みはどのようにするのかなど、何かをなし遂げるときには明確な目標が必要であります。現在、人事評価制度を運用しておられますが、各職員の方々の目標は設定されていますが、課などの目標はないのかお尋ねします。

2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1つ目の御質問といたしまして、職員の提案制度や自主研究グループの支援制度の導入とあるけれども、現状はどうなっているかということの御質問だったかと思えます。

職員提案制度につきましては、平成26年度から実施をしております、市の事務事業等に関して、職員の創意工夫による提案を求めまして、これを実施する制度を設けることにより、職務に対する意欲の向上を図り、活力ある組織づくりを行うとともに、住民サービスの向上及び行政の効率化に資することを目的としております。

これまでの提案の主な内容としましては、業務改善による市民サービスの向上を図るものや新たな施策のヒントとなるような提案などがあっており、庁内の審査会においてプレゼンテーションを実施したり、その採否についての審査を実施しております。

審査の結果、例年、3から5件程度の提案を採用しております、採用となったものにつきましては、関係部署で検討を行っております。中には、実現化することが難しいものもありましたけれども、例えば、仮庁舎における案内図や廊下に引かれました案内用のラインなどの提案の一部が実現したのもございます。

自主研究グループ支援制度につきましては、職員が協働で行う調査・研究活動に支援を行いまして、職員の資質の向上と職員相互の啓発、意欲の高揚を図ることを目的としております。以前より自主研究グループの活動に対して助成を行ってございましたけれども、改めて要綱を整備した平成22年度以降では8件の助成金の申請があっており、うち7件に助成を行っております。

主な内容としましては、会議の進め方の学習会、保健活動を考えた研修会、地域資源を生かした商品開発をテーマとした学習会などになっております。

次に、2つ目の御質問といたしまして、人事評価制度を運用して、その目標の設定はなされて

いるのかということをございますけれども、その課などの設定はないのかということ、現在は人事評価制度における部課長等の管理職の業務目標がその部署の目標であるというふうに現在は認識しております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

職員提案制度や自主研究グループ支援制度については、今後も積極的に取り組んでいただきたいと思います。

現状の行政の仕事は、国が決定した政策・施策を業務として、そつなくこなすということが求められてきました。日々職員の方々は誠実に仕事に取り組んでおられますが、これまでの仕事を振り返ったとき、前例どおりの仕事の方法で失敗したり、不都合を感じたことはないでしょうか。例えば、申請書類の手続等で簡素化できるものもあるのではないのでしょうか。市民の方に説明していて、もっと理解していただけるような方法があるのではないのでしょうか。さまざまな事業で改善できるものもあるのではないのでしょうか。ぜひ、前例を変え、改善、改革に挑戦する攻めの姿勢で仕事に取り組んでいただきたいと思います。

人事評価制度において、部課長管理職の業務目標がその部、課の目標であるということでした。やはり市民に一番近くで仕事対応をされているのは、職員の方々です。さまざまな業務に取り組んでおられるのも職員の方々です。

そこで、課などの目標は上位からの目線だけでなく、ボトムアップの要素も取り入れることで、よりよい目標になると思いますけれども、見解をお尋ねして、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

この部課等の目標設定、トップダウンだけではなくボトムアップも必要ではないかというような御質問だったかと思いますがけれども、桑原議員のおっしゃられるとおり、トップダウンだけではなくボトムアップの要素も取り入れて、目標設定したほうがより現実に即した目標となり、職員のモチベーションも職場の一体感の向上にもつながるかというふうに思っております。

そのためには、日ごろから職場内のコミュニケーションの活性化を図りながら、日ごろから職場の課題等について話し合うことがやはり大切かなというふうに思っております。

やはり、私も申し上げますけれども、何事も失敗を恐れずに改革、変革等も積極的に行うために、若い職員たちの意見をどんどん取り上げて、吸い上げていけるような、そういう組織にしていかなければいけないというふうに思っておりますし、やはり市民の皆様に対応する姿勢にあっても、ただ私自身も注意をするだけでなくして、まずは私自身がそういったことを率先してや

ることによって職員の皆様にもそれを御理解いただけると、それがひいては市民サービスの向上につながるというふうに思っておりますので、今後ともそういう御意見をいただきながら、職員とともに市民に愛される市役所を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、中山間地域の活性化について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、中山間地域の活性化について、順次お答えします。

まず、中山間地域の現状と課題をどのように捉えているのかとの御質問にお答えします。

本市の現状としましては、小集落が水俣川上流と山間部に点在しておりますが、平成30年7月末現在の世帯数は、久木野地区387世帯、10区から14区の東部地区501世帯、湯出地区295世帯などとなっております。これらの集落におきましては、若年層の流出による高齢化が著しく、高齢化率は、順に56.34%、45.27%、49.30%となっており、市全体の高齢化率37.82%を大きく上回っている現状です。

このような集落の課題として、市街地と比較し、道路など生活環境の整備のおくれが見られるとともに、農業従事者の高齢化、新規就農者の減少など後継者不足による耕作放棄地の増加が深刻な課題となっております。同様に、中山間地域の多くを占める人工林の育成についても、農業と同様、担い手不足による山林の管理放棄に伴い、水源涵養や土砂流出防止など山林の持つ公益的機能の低下が懸念されています。

次に、中山間地域の活性化対策はどのような取り組みを行っているのかとの御質問にお答えします。

水俣市過疎地域自立促進計画において、久木野地区や湯出地区では、棚田の保全と活用、村丸ごと生活博物館への取り組みを実施しているほか、久木野地区においては、集落支援員や地域おこし協力隊員の配置、湯の鶴温泉においては、湯の鶴観光振興計画に基づく湯の鶴観光物産館鶴の屋の建設や湯の鶴温泉保健センターほたるの湯の改修を行ってきたところです。また、その他の地区におきましても、中山間地域直接支払制度などを活用した耕作放棄地の発生防止、農地の賃貸借等を円滑に行える仕組みづくりなどに取り組み、農業生産活動の維持と水源涵養などの多面的機能の確保を図っているところです。

次に、中山間地域での光情報通信網の整備状況と必要性はどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

まず、整備状況でございますが、本市での光情報通信サービスは、NTT西日本により平成14年12月から開始されております。しかし、NTT基地局の区分であります葛渡局・久木野局・湯

出局の3局においては、サービスが未提供であり、中山間地域のうち光情報通信が利用できる地域は、深川地区の一部のみとなっております。

また、必要性でございますが、光ブロードバンドサービスは、防災、企業誘致、人口流出の防止、観光客等の交流人口の増加、教育 I C Tによる質の向上、医療 I C Tによるサービスの向上など、さまざまな地域の課題への解決に資するものであり、今後の中山間地域の活性化には必要不可欠なインフラであると考えています。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

まず、中山間地域とはどのような場所なのかといいますと、皆さんも御存じかもしれないですけども、山間地及び周辺の地域を指すということです。山地の多い日本では約7割を占めておりますので、水俣市は全て中山間地域に入るのかしれません。その中でも山間部という、もうちょっと山のほうというか表現はおかしいですけども、東部、久木野、湯出、この3つがそういった地域になるのではないかと考えております。ですので、ここに着目して幾つか質問をしたいと考えております。

この3つの地域で共通しているのが、少子高齢化による人口流出であります。高齢化率だけを見ても、先ほど答弁にありましたように市全体の37.82%を上回っております。このような現状の中、道路など生活環境の整備のおくれが見られるということでした。

生活道路の維持管理には多額の費用が必要であります。特に山間部では舗装老朽化や大型車両の通行により、道路が損傷し走行しづらかったり、幅員の狭い道路で離合場所がないため、脱輪をしたりと話を何回か聞いております。また最近、電動カートや高齢者の運転・通行に支障が生じているということも伺っています。このような実情から、安心・安全な市道の維持管理が求められると思いますが、今後の中山間地域の道路整備は、どのように計画し進めていかれるのか、お尋ねいたします。

農業振興については、今まで私も何回か質問をしておりますが、現在進められている農地基盤整備は非常に重要であります。

このような環境整備をまず行った後に、担い手の育成、もしくは農地集積というものが来るのではないかと思いますけれども、これと並行して、やはり米のブランド化の確立やお茶・かんきつ・タマネギのさらなる拡販のための P R 活動や食味コンテスト参加、このほかに新たな作物の作付など、チャレンジされていかれているので、期待して私も注視していきたいと考えております。

次に、中山間地域の活性化対策ですが、水俣市過疎地域自立促進計画において、答弁にもありましたが、さまざまな地域で取り組みをされています。

先日、私も湯の鶴のほたるの湯付近で開催されました鈴虫まつりに伺いました。地元のお店や

露店などあり、市内外から多くの方々が来られており、地域の伝統芸能であったり、バイオリン演奏など行われており、非常ににぎやかな場でありました。宿泊された方も多かったのではないかと思います。何より力強い地域におられる方の地域力というものを感じたところです。

水俣市を見渡してみますと、湯出方面には、湯の鶴温泉があります。湯の児にも温泉がありますし、花火大会も変更になりましたが15日に開催をされます。袋インターが開通します。袋地域には、市営も県営の団地も多いです。途中には、エコパークや道の駅などあります。また、久木野地域には、愛林館があり、しし鍋マラソン・棚田のあかりなど、さまざまなイベントを開催されています。

このように見てみますと、私が住んでいる東部地域の観光資源は何だろう、温泉や海があるわけでもなく、企業が進出するような産業団地があるわけでもありません。スポーツをする場所のようなエコパークもなければ、バラ園、物産館というものもありません。

地域ごとで祭りやマラソン大会などを現在行われておられます。地域の活性化で人を呼び込もうと皆さん頑張っており取り組んでおられますが、さらなる後押しとなる振興策に取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで、東部地区を振興していくために、葛彩館をスポーツ関連の合宿に活用するなど、もっと有効活用できればと思うが、見解をお尋ねします。

次に、中山間地域の光情報通信網整備ですが、市街地との格差は広がるばかりではないかと感じております。答弁でも言われているとおり市としても必要性は十分に理解をされており、中山間地域でも必要不可欠ということでした。

特に、災害時に情報端末や携帯電話への情報配信や電子教材やタブレットを活用した柔軟な教育体制、このほかに空き家が多い地区でのサテライトオフィスなどの誘致、観光など新たな取り組みにチャレンジすることも可能になります。

そこで、水俣市全域で光情報通信が利用できるようにするには、どのくらいの費用が必要なのか、お尋ねします。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、山間部の生活道路について、道路の損傷や離合箇所がないなど、通行に支障が生じているが、今後の中山間地域の道路整備はどのように進めていくかについてお答えします。

中山間地域を含め、本市が管理しております市道につきまして、経年劣化に伴う舗装補修や側溝等の道路施設の補修、草刈り、側溝清掃などの維持管理についての要望が多く、さらに狭隘箇所の離合箇所設置や道路拡幅等の改良についての要望も毎年多くの市民の皆様から寄せられてお

ります。

本市としましても、それぞれの御要望にきちんと対応していきたいと考えてはおりますけれども、管理すべき施設も多いことから、離合箇所設置等の局部改良工事は後回しとし、現道の維持管理を最優先に取り組まざるを得ない状況であります。

特に舗装補修につきましては、市民の皆様が安全に通行していただけるよう市街地、中山間地を問わず、より多くの地域で工事を発注していきたいと考えております。

したがいまして、中山間地を含む水俣市の維持管理計画の中で舗装の破損の範囲や程度の状況から判断し、順次対応していきたいと考えております。

続きまして、2番目の質問の葛彩館をスポーツ関連の合宿に活用できないかという御質問にお答えします。

水俣市東部センター葛彩館は、東部地域の住民の会合や高齢者の健康増進活動、災害時の避難所などに活用されているほか、8月には隣接するJAあしきた東部かつさい市場で、東部かつさい祭りが開催されるなど、東部地域の交流の拠点として活用されています。

委員から御提案いただいた部活動の合宿につきましては、当センターが国からの補助を受けて整備したもので、宿泊を目的とした施設ではないことから、現時点では活用は難しいと考えております。

しかしながら、市としましても当センターは地域の活性化のために積極的に活用していきたいと考えていることから、有効活用については、国などの関係機関と協議してまいりたいと考えております。

3点目の水俣市全域で光情報通信が利用できるようにするには、費用はどれぐらいかかるのかについて、お答えします。

光情報通信網の整備方式は、市が施設設備を整備し、市民に直接サービスを提供する公設公営方式、市が整備した施設設備を通信事業者に貸与し、通信事業者が市民にサービスを提供する公設民営方式、市が通信事業者に施設設備の整備費の一部を支援し、通信事業者が光情報通信網の整備とサービスの提供を行う民設民営一部負担方式の3方式がございますが、公設公営及び公設民営につきましては、施設設備の更新、運用保守、災害で設備が被災した場合の復旧費用など、後年度の財政負担を勘案すると、民設民営一部負担方式以外での整備は困難であると考えております。民設民営一部負担方式で整備する場合、通信事業者からの概算見積もりでは、本市の負担額は4億8,000万円となっております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 3回目の質問に入ります。

生活道路の維持管理については多くの市民から要望が、市内もそうですけれども、いろんなところからあると思います。限られた財源の中で、危険度、損傷程度などを判断していただき、市民が安心安全に通行できるよう真摯に対応していただきたいと思います。

葛彩館の合宿利用ですが、現在は地域の会合や高齢者の健康増進活動、あと災害時の避難所などで利用されています。そのほかにもPTAとかそういういろんな会議等でも使われております。また、隣接するかつさい市場でもJAあしきたさんが夏祭りを開催されており、活性化に貢献していただいております。

私はこれまで市が東部地域の振興策についてどのように考え、取り組んでこられたのか。また、地域とどういうふうな協議をされていたのか。そのあたりはまだ詳しくはわかりませんが、ぜひこの空洞化した東部地域を何とか活性化したいという思いでいろいろ質問を今回させていただきます。例えば、国土交通省が行われている八代の坂本の道の駅、あそこはかわまちづくりという事業でされています。あと、道の駅の設置可能性はどうなんだろうかと、いろいろ考えるとところは多々あります。

現状あるもので予算を抑え、最大の効果を考えたとき、先ほどの合宿での利用の可能性をお聞きしたところであります。先ほども私も申し上げたとおりモチベーションマナーとかでもお話ししましたけれども、やはり前例にとらわれず改善がどうやったらできるのかというところを考えていただきたいと思います。

そこで1点、先ほどの葛彩館の利用目的を物産館に変更し、道の駅指定に向けた取り組みはできないのか、お尋ねいたします。

光情報通信網の整備費用ですが、本市負担額が4億8,000万円ということで、条件が不利な地域では整備ができています。山間部などでは埋設することも難しい場所もあります。そういったところで、無線を活用したブロードバンドサービスでの可能性はどうかお尋ねして質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 桑原議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、葛彩館の利用目的を物産館に変更し、道の駅に指定することはできないかというお尋ねでございます。

道の駅の指定を受ける施設の要件として、まず駐車場やトイレ、道路や地域に関する多様なサービスを提供するインフォメーションセンターを整備することが必要となりますが、いずれも24時間利用可能であることが条件となります。道の駅指定に向けた取り組みについては、条件に不足する施設の整備が必要となります。

また、先ほど答弁したとおり、当センターは国からの補助を受けて整備したもので、施設の耐

用年数の残存期間も残っていることから、現時点において、施設の使用目的以外の取り組みをすることは難しいと考えますが、道の駅に関する情報を収集してまいりたいと考えております。

続きまして、無線を活用したブロードバンドサービスの可能性について、お答えします。

総務省が開催しましたICTインフラ地域展開戦略検討会の最終取りまとめの中で、民間事業での不採算地域については、有線及び無線の連携による柔軟なICTインフラ整備を目標にするとの意見が出されております。

今後、次世代無線通信、いわゆる5Gが2020年に実用化される見込みであり、その普及展開等を見ながら、効率的な情報通信基盤の整備が行えるように検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 次に、有害鳥獣被害対策について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、有害鳥獣被害対策について、順次お答えします。

まず、有害鳥獣被害の現状と推移はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

平成29年度に策定した水俣市鳥獣被害防止計画によりますとイノシシによる被害は、平成27年度は8.53ヘクタールで約252万円、平成28年度は2.86ヘクタールで約78万円、平成29年度は2.22ヘクタールで約103万円となっています。

平成28年3月議会での桑原議員の一般質問では、平成24年から平成26年度までの被害額をお答えしておりますが、その後の3年間は増加しております。また、シカ・ムジナによる被害面積及び被害額については把握しておりませんが、シカネット設置申請やわなの貸し出し等がふえていることから増加していると考えられます。

次に、有害鳥獣の駆除に対する補助制度はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

まず、獣害防止対策事業において農地被害を防止するための農業従事者への支援として電気柵等の防護柵設置に関する補助を行っております。また、鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業としてイノシシ・シカ等の有害鳥獣の捕獲や狩猟に対して、水俣市猟友会への補助を行っております。

さらに、水俣市有害鳥獣被害防止対策協議会による「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」として、集団農地の獣害防止について講演会や現地研修会を実施しているところであります。

次に、桜野及び中小場地区において、有害鳥獣から守れる農地づくりを実施し、検証するということであったが効果はあったのかとの御質問にお答えします。

平成27年度に桜野及び中小場地区において、県事業を活用し、地域ぐるみで有害鳥獣対策の取り組みを行いました。地域住民が県から派遣された専門家の指導のもと、有害鳥獣対策について

学習し、さらに現地において、電気柵や防護柵の正しい設置方法の指導を受けながら設置を行いました。事業実施後は、電気柵・防護柵の見回りや草刈り等の維持管理は必要となりましたが、イノシシなどの有害鳥獣被害は発生していないとのことで一定の効果があったことから、現在は10地区で展開しているところであります。

平成30年度は、薄原、桜野上場、本井木、薄原大丸、吐合地区で実施しています。

次に、有害鳥獣駆除対策は今後どのように取り組んでいくのかとの御質問にお答えします。

本市の取り組み計画としましては、平成20年2月から施行された鳥獣被害防止特措法に基づき平成29年度に水俣市鳥獣被害防止計画を策定し、有害鳥獣駆除対策を推進しております。

具体的には、電気柵等の防護柵設置による被害防除対策、耕作放棄地の解消や発生を抑制する生息環境整備対策、イノシシの捕獲や狩猟などの個体群管理対策の実施を計画に定めております。今後は、生産者の高齢化や生産意欲の衰退から、耕作放棄地の増加が懸念されるため、効果的な捕獲を実施するとともに集落全体の取り組みとしての防衛及び自己防衛の意識を高めるための座談会や放棄作物の始末、有害鳥獣の追い払い、防護柵の設置等に関する研修会を開催し、周知・徹底を図っていく必要があると考えています。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 2回目の質問に入ります。

有害鳥獣被害については、平成28年度に質問をさせていただいております。前回平成24年から26年の被害額よりも、その後の3年間は増加しているということでありました。全国の農作物被害額は、平成29年度は前年度に比べますと減少しております。九州で見ても被害額29億円で前年度に比べて3億円減少しており、要因としては、駆除や防護柵の設置などが一定の効果を上げたということというふうに言われております。逆に本市は増加しているということでしたが、今後は先ほど答弁でありましたようにシカネットとかかわなです、そういった貸し出し等がふえ、あと電気柵、今補助されていますけれども、そういったものの設置が進んでいくことで減少に転じていくものではないかと期待をしております。

また、駆除に対する補助制度では、電気柵等の防護柵設置の補助があり、農業関係者にとってはありがたいというお聞きをしておりますので、今後も継続を要望しておきたいと思っております。

答弁にもありました「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」ですが、特に冬場は秋の草刈りをした後に、青々とした雑草等が伸びてきたり、あと野菜残渣、未収穫の果樹、果物とか稲刈り後のヒコバエ、あと雑草ということが水俣市では多くて、生息環境が以前よりよくなっていることから、生まれた子どもの生存率が高くなっているというふうにもお聞きしております。

ですので、餌が少なくなる冬場の対策が重要ではないかということでありました。また、桜野と中小場地区で実施された有害鳥獣から守れる農地づくりですが、イノシシなどの有害鳥獣被害

は発生はしていないとのことで、効果があったというふうに言われておりますけれども、実際どうなんですかね。東部地区を回ってもイノシシが出たというところも結構あります。ただこの地域だけそういうふうの結果が出ているのかもしれませんが、現在新たに10地区で展開をされるということでありますので期待し、私も注視していきたいと思っております。

有害鳥獣対策について、いろいろ私も調べたり聞いたり、実際に行って設置したり、いろいろ活動をしているんですけども、たまに県のホームページに目を通すんですが、その際に鳥獣被害防止対策交付金事業の評価報告の中で、平成27年度に県から水稻のヒコバエ対策、防護柵の適切な設置方法、捕獲技術の習得など、こういったものをちゃんとしてくださいよということで、県のほうの評価を出されていますが、その評価に対してどのような対策を講じるのか、1点お尋ねします。

○議長（福田 齊君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 熊本県のホームページには、平成26年と27年の評価が掲載されています。その2カ年は、鳥獣被害対策のための体制づくりの見直し期間でございました。そのため効果はあらわれなかったのではないかと判断しております。

その後は、市、J A、水俣市猟友会と連携が確立されまして、捕獲頭数が急激に伸びております。また、捕獲対策につきましては、県の評価にもございましたけれども、幼獣を捕獲すると、子どもを失った親がすぐに子どもを産む習性がありますので、成獣を捕獲して個体数を減らしていく猟法に今のところ重点を置いております。

さらに、平成27年度から「えづけSTOP！鳥獣被害対策事業」に取り組みましたことによりまして、少しずつではありますが、農地にイノシシが来なくなったとの報告を受けております。被害を受けているほかの地域から参加要望がふえてきておりますことから、事業の効果はあらわれているのではないかと考えております。

これからは、イノシシが出たらすぐ行政へという考え方ではなくて、まずなぜイノシシが出たのか、その原因究明を地域で行っていただきまして、地域の農地は地域で守るといった市民の意識改革につながるよう講演会や現地研修会を開催してまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 桑原一知議員。

○桑原一知君 私は鳥獣被害対策で一番重要なのは、役割であると感じています。行政が行う支援策、また集落での情報共有、各個人で行う自己防衛と農地管理、みんなそれぞれやるべき役割はきちんと分けなければいけない時代であると感じております。

行政で行う事業には限界があります。これからは自己防衛と維持管理など、自分たちの農地は自分たちで守るという意識と集落での情報共有と協力がなければ、農業が衰退していきます。行政の支援と各農業者の意識改革など、大変ではありますが、有害鳥獣被害が減少していくよう私

もできることは協力しまして、本市農業の発展を願いながら、質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 以上で、桑原一知議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明12日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時31分 散会

平成30年9月12日

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第3号)

一 般 質 問

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第3号）

平成30年9月12日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後2時13分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 17人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）	教育委員会事務局生涯学習課長（島 田 竜 守 君）
教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）	

○議事日程 第3号

平成30年9月12日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 1 高岡朱美君 | 1 観光振興について |
| | 2 障がい者雇用について |
| | 3 水俣市長野地区に予定されているメガソーラー事業について |
| 2 野中重男君 | 1 水俣病について |
| | 2 水俣川河口臨海部振興構想について |
| | 3 「日本の環境首都みなまた」のロゴマークについて |
| | 4 ふるさと大好き寄附条例について |
| 3 松本和幸君 | 1 児童虐待について |
| | 2 公共下水道事業の地方公営企業への移行について |
| | 3 下水道区域内の汲み取りについて |
| | 4 国保水俣市立総合医療センターHCU新設改修工事入札について |
| | 5 小中学校空調設備設置について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の会議に地方自治法第121条の規定により、岩井教育総務課長、島田生涯学習課長、緒方スポーツ振興課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で、報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

(高岡朱美君登壇)

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美です。

前回6月議会は、大阪で震度6の地震が起きた直後に開かれ、小中学校のブロック塀の点検が直ちに行われました。その後3カ月の間に広島豪雨災害、台風被害、そして北海道地震により多くの命が奪われました。また、この夏は埼玉県熊谷市で最高気温41.1度を記録、全国で熱中症による救急搬送がふえ続けています。

このような中、地球温暖化の影響を否定する意見は全くというほど聞かれなくなりました。温暖化問題の国際的権威であるIPCCは、温暖化によって引き起こされる現象として、熱中症や伝染病による死者の急増、多発する自然災害、生態系の変化、穀物生産の減少、生活圏を求めて紛争が起こるなどと予測していましたが、そのとおりのことが起き始めていることに寒気がいたします。

最近非常に驚いたニュースは、海洋を漂うプラスチックごみがベルト状に集まっており、その広さが日本の国土の4倍あること、そして、13カ国の水道水や塩、ビール、日本では東京湾で採取されたカタクチイワシの8割からマイクロプラスチックが検出されたという話です。

人間が野方図に環境中に放出したものが、今プーメランのように私たちに返ってきています。今後全ての国が何はさておき環境問題に取り組まなければならないことは間違いありません。

既に先を走っている水俣に誇りを持つとともに、さらに高い目標に向かって走り続けることが、私たち大人の使命であることを自覚しつつ、以下質問に入ります。

大項目1、観光振興について。

6月議会で積み残した項目です。改めて質問いたします。

①、高速道路のインターチェンジができることによる観光入込客数の増加見込みはどれくらいか。

②、バラ園の入園者の推移はどのようになっているか。また、直近のアンケートではどのようなことがわかったか。

③、歴史資料館の設置について、市長はどのような考えをお持ちか。

大項目2、障害者雇用について。

①、中央省庁が障害者雇用率を水増ししていた問題で、そもそもこの制度の目的と仕組み、行政に求められている役割は何か。

②、水俣市の採用方法と達成状況はどのようになっているか。

③、水俣市内の民間業者が義務づけられている障害者の採用数は合計何名で、達成率はどれくらいか。また、就労意欲があり、ハローワークに登録している障害者数はどれくらいいるか。

④、水俣市で障害者の一般就労及び定着のためにはどのような支援があるか。

大項目3、水俣市長野地区に予定されているメガソーラー事業について。

①、8月26日に7区自治会を対象にした事業者の説明会があったが、参加者からの質疑も含め、どのような内容であったか。

②、7月1日に、水俣市再生エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを公表されている。このガイドライン及び関係法律に沿って、事業者に対しては、今後どのような指導をしていくのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

まず、観光振興については私から、障害者雇用については福祉環境部長から、水俣市長野地区に予定されているメガソーラー事業については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、観光振興について、順次お答えします。

まず、高速道路のインターチェンジができることによる観光入込客数の増加見込みはどれくらいかとの御質問にお答えします。

高速道路のインターチェンジ開通に伴う観光入込客数の増加見込みにつきましては、国土交通省が行った南九州西回り自動車道津奈木インターチェンジ開通6カ月後の調査で、つなぎ温泉四季彩の利用者数が1.2倍に増加していることから、水俣市においても、それと同等の増加が予想をされます。

市民の長年の悲願でありました高速道路のインターチェンジ開通を千載一遇のチャンスとして捉え、これを機に、多くの方々に水俣においでいただき、また訪れたいと思っただけのような魅力ある水俣づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に、バラ園の入場者の推移はどのようになっているか。また、直近のアンケートではどのようなことがわかったかとの御質問にお答えします。

バラ園の入場者の推移は、春と秋の合計で、平成27年度が約5万7,500人、平成28年度が約5万2,300人、平成29年度が約6万8,700人と、近年では、常に5万人以上がバラ園を訪れております。

また、ことしの5月に開催しましたローズフェスタのアンケート結果によりますと、来場者のうち初めての方が35%、2回以上のリピーターの方が65%となっております。また、来場された方は、熊本県内からが約6割と最も多く、次いで鹿児島県が約3割、福岡県、宮崎県の順となっております。

なお、来場された方を市町村別に見ると、熊本市、八代市、水俣市内、出水市、薩摩川内市、鹿児島市、阿久根市の順となっております。上位7市を見ると、熊本市、鹿児島市を除き、1時間前後で来場できる場所からの来場者が多くなっております。

また、来場された方の96%以上の方が満足と回答しており、毎年新しい品種やコーナーがふえ、とても楽しみ、手入れが行き届いており、他のバラ園よりきれい、音楽イベントがあり楽しいといった御意見をいただいております。

次に、歴史資料館の設置について、市長はどのような考えをお持ちかとの御質問にお答えします。

水俣市では、現在、郷土史全般を担う資料館は有しておりませんが、徳富蘇峰・盧花生家及び記念館、水俣病資料館など、個別の事象をテーマとした資料館を設置しております。よって、さまざまな発掘調査により出土した考古資料や郷土の歴史を裏づける民俗資料、古文書などの資料は、公民館や石坂川生涯学習センター、図書館などに分散して保管しております。特に近年では、南九州西回り自動車道芦北出水道路建設に伴う発掘調査の出土品など、保管する資料がふえておりますが、これらの資料を公開したり、発掘調査成果の紹介をすることもなかなかできておりません。

これらの資料は、水俣市の歴史や文化を語る貴重なもので、適切に保存して後世に伝えるとともに、地域の歴史や文化の研究資料として展示し、また活用させることも重要だと考えております。

市民の郷土愛を高め、また水俣を広く市内外に周知するためにも、歴史資料館の必要性は認識しておりますが、市の財政状況等を考えますと、新たに施設をつくることは大変難しいと思っております。そのため、所蔵資料の調査、研究、整理を行い、系統立てて管理していくとともに、既存施設の活用等で、歴史資料館の役割の一部でも果たすことができないか検討を進めたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

水俣インターチェンジ開通が千載一遇のチャンスであるというのは、私も同感です。インター開通は、私たちが熊本市をより近く感じられるのと同じで、熊本近郊の方々にとっても最南端のまち水俣がぐっと近くなります。

入込客数の予想が1.2倍とのことです。インターチェンジ開通時のPR作戦や特にローズフェスタの開催時期の誘致活動、これが効果的に行われ、またそのときの印象がよければ多くのリピーターをつくる可能性があります。といいますのも、ローズフェスタでとられたアンケートの内容を答えていただきましたけれども、水俣のバラ園の特徴はリピーターが非常に多いというこ

とです。私自身アンケート調査に半日だけかかわらせていただきましたけれども、水俣のバラは花の管理がよく、毎年楽しみに来られているという方が非常に多く、話していてうれしくなります。そしてお答えにあったように来場者の内訳は、熊本県内が6割、鹿児島が3割、ほとんどの方が車で2時間以内に住まれている方です。

水俣インター開通でこの距離がさらに縮まりますと、その分さらにその周辺の方を呼び込む可能性があります。そしてまた、その方たちがリピーターになってくだされば、今後の観光客の増加が見込めます。

旅行専門雑誌のじゃらんがリピーター追跡調査というのをしていました。リピーターになりやすい条件はまずは距離です。近い人ほどリピーターになりやすいそうです。そして、リピーターの特徴は、食事やスイーツ、グッズなど、そこでしか味わえない物や手に入らないものを買う。また、温泉、宿、アウトドア体験などよかった体験をもう一度体験しようとする。さらに、名所や旧所を見るような旅行ではなく、路地裏探検などでその地域の生活に触れたいという欲求を持っているそうです。

さらに、リピーター客のもう一つの大きな特徴は、SNSなどを使った発信力が強いことで、リピーターを多く獲得するということは、戦略的に大変大きな武器になります。よい体験を提供するということがなら工夫次第でいろいろなメニューを準備することができるのではないかと思います。

既に、また来たいと思っていただけるバラ園の散策を提供できています。それに加えて、市長が力を入れようとしているスポーツももちろんそうですし、湯の児ではダイビング、タツノオトシゴの観察会など大変貴重な体験を提供されています。中尾山のコスモス祭りも年々集客数をふやしています。さらに加えられないかということで、他市の事例を紹介したいと思います。

大阪府の東部に四条畷市というところがあります。人口5万人で市の半分は緑に覆われた丘陵地帯です。これといった観光資源はなく、楠木正成の嫡男正行が宿敵足利尊氏配下の軍勢と戦って敗れ、そこで自害した場所ということで、正行を祭った四条畷神社があることと、自然が多いくらいというふうに聞いています。

そんなまちですけれども、ここには市民で構成するボランティアガイドのグループがあり、ウォーキングコースを6コースも開発しています。内容は自然を眺めながら地元の神社や遺跡、句碑について伝わる話をガイドをしながら歩くというものです。いわゆる観光地では全くありませんが、年配の方を中心に年間500名の申し込みがあり、楽しかった、感動したと感想を言って帰られているそうです。これを始めたきっかけは、市が市民向けに毎年行っているガイド養成講座で、もう16年続いているそうです。

講師を教育委員会が務め、地元にある史跡や伝承文化、特産品などを勉強してもらいます。参

加者の中から希望した人たちがグループをつくり、現在20名で活動しているとのことでした。ガイドをしながら自分たちも歩き、健康維持を図ることも目的だと言われていました。ことしは西郷どんブームで、植木町の田原坂西南戦争資料館の来館者数は例年の3.6倍で予想以上とのことでした。

戦跡がまたがる玉東町では、2013年から毎年市民を対象にした西南戦争について学ぶ講座とともに検定試験を行っています。そして40人近くが挑戦されているそうです。

これとは別に、合併前の植木町時代から西南戦争記念館やその関係箇所をガイドしてきた市民グループがありまして、田原坂の資料館のガイドを現在担っています。

このグループの代表の方とお話ししましたが、メンバーは11人で平均年齢は70歳を超えており、後継者づくりが課題だが、自分たちにとっては老化防止にもなり、お客さんから感謝されたときの喜びは大変大きなやりがいになっていると話されていました。

市民向けのガイド養成講座は、水俣でも昔一時期やっていたと聞いております。市民自身が自分たちのまちの歴史や文化や景勝地、それに地域の特産品などを知ることは、より地元への愛着が強まります。

私が所属しております水俣西南戦争史研究会では毎年1回は市外に研修に出かけ、よく現地のボランティアガイドを利用しています。方言丸出しでお国自慢をするガイドさんの姿はとても親しみやすく楽しいものです。結果的にガイド養成につながるかつながらないかはやってみなければわかりません。しかし少なくとも地元のことをよく知っている市民がふえることは、観光客に対するサービスが向上しますし、そこからさまざまな可能性が芽生えてくるのではないのでしょうか。

そこで、2回目の質問の1点目として、このようなガイド養成講座をやるお気持ちがないか伺います。

次に、歴史資料館についてお尋ねしました。重要性は十分認識しているが、財政の問題がありというお答え、これはもうずっと以前から続いております。

先ほど紹介した四条畷の歴史散策コースには市立歴史民俗資料館見学が入っています。やはり、まちの成り立ちを大まかに知ろうと思えばこういう施設は欠かせません。どこの市町村でも市民の教育施設として持っているのが当たり前ではないのでしょうか。

御説明にありましたが、高速道路建設に伴い、ひばりが丘で貴重な遺跡が見つかっております。発掘に当たられた県の専門職員が1区の自治会が主催した報告会で「吉野ヶ里遺跡にも匹敵するものです」と言われていたのを私も参加者の1人として聞いております。こうした発見が市民に知らされる機会がないというのは大きな文化的損失です。

既存の施設を活用できないか検討するとともに、所蔵資料の調査、研究、整理を行い、系統立

てて管理していくというふうにお答えになりました。これらを進めるにはやはりこの仕事に張りついてくれる専門の職員が必要です。

平成29年3月議会で学芸員の採用について検討すると答えられています。採用に至ったのかどうか、この2点を質問いたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

観光につきましては、四条畷市の例をとっていただきまして、非常に詳しく今御紹介いただきました。そういった中で、当市におきましては、このボランティアのガイド養成講座をするつもりはないのかという御質問かと思えます。

今現在は採用はしておりません。その観光案内の業務につきましては、現在は水俣観光物産協会、こちらのほうに委託をして行っております。

ボランティアで観光客のガイドを行う、その人材の確保であるとか、その観光ボランティアガイドの取りまとめや育成というものの体制も今現在できていないという状況もございますので、これらのものを整備するというのは現段階では厳しいのかなというふうに考えております。

それから、学芸員の採用ということで2つ目の質問ですけれども、昨年度、職員採用試験において学芸員の職員募集を行いまして、試験を実施しました。しかしながら、採用までには至っておりません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 ガイド養成講座については、ちょっと消極的なお答えだったのでがっかりいたしました。やっぱり地域の活性化というのは、どれだけ多くの市民を巻き込むかが鍵だと私は思っております。そのためには何らかの仕掛けが必要です。

四条畷市では、養成講座の予算はゼロです。それは教育委員会の職員が講師として当たっているからだということなんですよ。これ、私やる気になればできると思います。これはぜひまた今後も提案をさせていただきたいと思えます。

それから、学芸員については、残念ながら採用に至らなかったということです。これについては、引き続き努力して募集していただいて、採用までいくように続けていただきたいと思います。けど、この1点だけ伺いたいと思えます。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、高岡朱美議員の3回目の御質問ということで、学芸員の採用について、引き続き取り組んでいくのかということでございますけれども、やはり学芸員につきましても、その必要性というのは私も認識をしておりますので、引き続き募集を行っていきたく

いうふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、障害者雇用について、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、障害者雇用について、順次お答えいたします。

まず中央省庁が障害者雇用率を水増ししていた問題で、そもそもこの制度の目的と仕組み、行政に求められている役割は何かとの御質問にお答えいたします。

この障害者雇用率制度は、障害者の雇用の促進等に関する法律において、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的としています。主な仕組みは、障害者雇用率、いわゆる法定雇用率によって計算される法定雇用障害者数以上の障害者の雇用について、事業主等に義務づけるというものでございます。あわせて、法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していない企業から納付金を徴収し、その納付金分について、法定雇用障害者数以上の障害者数を雇用している企業にさまざまな方法で配分する障害者雇用納付金制度という仕組みも設けられています。これらの制度において、行政に求められる役割としては、実雇用率の低い事業主については、雇用率達成指導を行い、障害者雇い入れ計画の着実な実施による障害者雇用の推進を図るということになります。

これらの制度の所轄庁は公共職業安定所となりますが、本市においても公共職業安定所等関係機関と連携しながら、制度の趣旨、目的等に関する効果的な広報啓発活動を推進していきたいと考えております。

次に、水俣市の採用方法と達成状況はどのようになっているかとの御質問にお答えいたします。

採用方法については、職員採用試験において一般行政職に障害者枠を設けて募集を行っております。達成状況については、平成30年6月1日時点で雇用すべき人数6人に対して一般職と非常勤職員を合わせて4人雇用しておりますが、雇用率の算定方法により計算上は3人となり、水俣市の雇用率は、地方公共団体の法定雇用率2.5%に対し、1.18%となっております。

次に、水俣市内の民間企業が義務づけられている障害者の採用数は合計何名で、達成率はどれくらいか。また、就労意欲があり、ハローワークに登録している障害者数はどれくらいいるかとの御質問にお答えします。

まず、水俣市内の民間企業が義務づけられている障害者の採用数は合計何名で、達成率はどれくらいかとの御質問ですが、本市に所在する水俣公共職業安定所に確認しましたところ、労働局単位での数値は公表しているものの、公共職業安定所や市町村単位での公表は行っていないとのことでした。

次に、就労意欲があり、公共職業安定所に登録している障害者はどれくらいいるかとの御質問ですが、水俣公共職業安定所では水俣・芦北地域を所管しており、平成30年6月末で412人の方が登録されており、内訳といたしましては、就業中の方が267人、求職中の方が126人、病気等の理由で保留されている方が19人いらっしゃるということでございました。

次に、水俣市で障害者の一般就労及び定着のためには、どのような支援があるかとの御質問についてお答えします。

障害者の一般就労や定着に向けた支援として、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスが全国各市町村共通のサービスとして整備されております。その中で、就労系サービスについては主に3つあります。

まず、就労に必要な知識・能力向上の訓練等を行う就労移行支援として、わくワークみなまが実施しております。

次に、一般企業に就労困難な方に対し、就労の場の提供と必要な訓練を行う就労継続支援があり、キャンドウ水俣、さくら福社会希望の輪、それと障害者就労支援センター虹の水俣、わくワークみなま、環境と福祉を結ぶ会グループ・エコ、それとグローバルエコパーク作業所、障害者支援センター水俣福祉作業所、小規模多機能事業所ほっとはうす、まどか工場の9事業所が実施しております。

次に、就労移行支援または就労継続支援の利用を経て、一般就労へ結びついた方や生活面への課題に支援を行う就労定着支援がありますが、このサービスは、平成30年度から新しく新設され、平成30年8月31日時点で登録事業所及び利用者はございません。

以上、これらのサービスについては、利用者の特性及びニーズに応じた利用が可能となっております。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

日本は、2014年に国連障害者権利条約を批准しました。障害者が差別なく、社会に抱擁され、地域で自立して暮らせる社会の実現を規定したものです。

御説明のあった障害者雇用促進法は、そのための国内法の一つで、45.5人以上の従業員がいる企業に対し、障害者の雇用を義務づけています。その割合がさっき御説明がありました法定雇用率で、ことし4月から民間企業は2.2%、国・地方公共団体は2.5%、教育委員会が2.4%に引き上げられました。そしてこれらを実行力あるものにするため、目標に達しない場合は、納付金、言ってみれば罰則ですけれども、この納付金を納めなければなりません。未達成の雇用者1人につき月5万円で100人以上の企業に課されています。

集まった納付金は、法定率以上の障害者を雇い入れた企業に分配されるなど雇用促進を強力に

推し進めるものとなっています。その旗振り役をしてきたのが厚労省ですけれども、その厚労省を含め8割の行政機関が達成率を水増ししていたことがわかりました。報道を聞く限り、意識的にやっていたものもあり、本来民間企業の手本となる立場であることを考えれば非常に悪質であり、情けないと思います。

一方、市町村レベルになりますと、先ほど御説明もありましたが、本市を含めて障害者の採用には特別枠を設けて試験を行っているところが大半です。目標に向けて努力しているのではないかと思います。

9月6日付の熊本日日新聞1面に、熊本県内全ての雇用者状況が報じられました。残念ながら本市の成績はよくありません。まず1点目として、このことについて釈明を求めたいと思います。

次2点目に、これまで採用に至ったものの定着しなかったケースがあるとも聞いています。それはどのような理由によるものだったかをお尋ねしたいと思います。

次に、本市の一般企業における障害者の雇用状況についてお尋ねしました。市町村単位では公表していないということでした。ただ熊本県全体の数字は熊本労働局が発表しております。年々採用数は伸びています。ただ、水俣のハローワークや就労支援事業所に状況を尋ねてみましたら、水俣市には、障害者雇用を義務づけられている企業は50社近くあるとのことでしたが、人吉や球磨に比べて、求人が非常に少ないとのことでした。

お答えいただきましたように、就労意欲があってハローワークに登録している障害者は、412人いて、そのうち267人は就業できていますが、現在126人が休職中であるということです。今後、この働きたいと望んでいる方たちの就労先をどうつくっていくかが課題になります。

こうした就労意欲のある方と働く場をマッチングさせる役割を担っているのが御説明いただいたように就労移行支援が1カ所、就労継続支援が9カ所あります。そして、水俣はまだ該当する事業所はありませんが、新しく就労定着支援というサービスができたというお話でした。

就労移行支援を担われていますわくワークみなまたさんに、これまでの利用状況を見せていただきましたが、余り多くは利用されていないようでした。また就業につながったケースも毎年数人程度です。やはり選択肢が少ない中で、障害の特性に合ったマッチングはなかなか難しいというお話でした。

そのような中でも、ある市内の製造メーカーは、人手不足をカバーするためにセミナー等にも積極的に参加され、障害者を採用されているそうです。一人一人の障害者の特性を理解して環境を整えれば、企業にとってもよい結果につながります。今後、こうした企業がふえることを願ひまして、3点目の質問をいたします。

実際に現場で就労指導に当たるのは、専門職の仕事になるとは思いますが、行政としても就労を促進するために啓発活動をしていきたいという御答弁がありました。では、具体的にはどのよ

うなことを考えておられるのか。

2回目の質問は、以上3点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、高岡朱美議員の2回目の御質問ということで、3点ございましたので、1点目と2点目に関しましては、私のほうから、3点目に関しましては、福祉環境部長のほうから答弁をさせていただきます。

まず1番目の御質問といたしまして、障害者の採用に関して本市も基準に達していない、そのことに対する釈明を求めたいという御質問かと思えます。釈明という言葉がちょっと私、水増し、改ざんをしているわけでもございませんので御説明をさせていただきます。

本市においては、職員採用試験における障害者の枠というものを設けまして、毎年職員募集を行っており、障害者の雇用にも努めてきております。しかしながら、例年応募者が少ないという現状もございます。また応募者がいない年もございます。試験の結果、採用に至らないということもありまして、現在法定雇用率を達成できていないという状況でございます。早急に障害者の雇用率を引き上げることは困難でありますけれども、今後も障害者雇用に努力をしていきたいというふうに考えております。

それから2点目の採用に至ったものの、定着しないというケースがあるけれども、どういうものがあるかということでございます。採用後の配属をした部署において、本人の障害に起因する体調不良などが発生をいたしまして、そのために本人の希望と体調等を考慮いたしまして、他の部署に異動もさせましたけれども、体調がすぐれることなく、その後も面談を行いながら改善策を模索してまいりましたが、最終的には退職に至ったという状況でございます。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 3点目の御質問にお答えいたします。

障害者の特性を理解し、環境を整えるため、企業への働きかけを行政としてどのようなことが考えられるかという御質問だったと思えます。

平成28年に障害者差別解消法が施行されました。その中で、国・県・市町村などの行政や事業者が障害のある人に対して不当な差別的取り扱いの禁止などの規定が定められております。

また、熊本県においては障害のある人もない人もともに生きる熊本づくり条例が施行されておりますので、本市においてもこれらに基づき障害者の有無にかかわらず安心して暮らせる共生社会の実現を目指してまいります。

議員御質問の行政としてできることにつきましては、まずはこの法令制度等への理解を進めるために、事業者に対し、公共職業安定所等の関係機関と連携をしながら、周知、啓発に努めることが考えられると思えます。

以上です。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 市長、釈明という言葉がお気に召さなかったみたいですが、私も水増ししているとは全然思っておりませんが、弁明ということではなく、基準には達していなかったわけです。他の市町村はちゃんと達成しているところもありますので、そういう意味で釈明というふうに言わせていただきました。

3回目の質問をいたします。

職員の採用に至らなかった件については、募集したけれども応募がなかった年もある、あるいは試験の結果が基準に達しなかった場合もあったということで、それはある意味仕方がないのかなというふうに思います。また、採用には至ったけれども、退職になってしまったという点では、適応できなかった、体調を崩されてしまったということで、こういうケースもあるかなというふうに思います。

私が支援事業所に聞いた中で、やはりせっかく採用には至ったけれども定着しなかったケースは珍しくないようです。そういう意味で、新たにサービスメニューに加えられた就労定着支援というこのサービスはとても重要な役割を持つものだなというふうに考えます。

ただ、現在でも独立行政法人熊本障害者職業センターが、こうした際には現場で相談や指導を行うジョブコーチという専門職の派遣を行っています。こういうサービスを利用されてもよかったのではないかなというふうに思います。

今、新庁舎の基本設計が進められていますけれども、障害を持つ利用者のバリアフリー化、これを当然考えられていると思いますが、障害者を持つ職員がいるということも前提に市庁舎全体がバリアフリー化することをぜひ検討お願いしたいというふうに思います。

そして、もう一つ大事なことは、物理的バリアフリーとともに、心のバリアフリーをどれだけつくっていくかということではないかと思っております。

水俣市障害者計画策定に当たってアンケートをとられています。障害をお持ちの当事者で就労したいと答えている人67人に聞いた中、最も必要な支援は職場の障害者理解、職場の上司や同僚に障害の理解があることと答えられています。

ことしの4月からは障害者法定雇用率が上がるとともに、精神障害者の雇用義務も加わりました。外からは見えにくい心の障害に対しては、なおのこと周囲の理解が必要になります。そうであればとても安心して仕事を続けることはできません。一口に理解してもらおうと言いますが、そう簡単なことではありません。

世の中には障害に対してとんでもない誤解や偏見や差別がたくさんあります。日本で初めて障害者への差別をなくす条例をつくった千葉県では、手始めに実際にあった差別の事例を集めてい

ます。800近く集まったそうです。その事例を私も読みましたが、本当に信じがたいようなものがたくさんあります。

公共の場での冷ややかな視線や態度に始まり、学校現場で先生や他の保護者から圧力がかった話、実は医療現場での差別的な言葉も非常に多いというのに驚きました。

これはあくまで千葉県の例ですけれども、医師からこんな子どもに出す薬はない、この子は諦めてもう一人生みなさいと言われたなど、耳を疑いたくなるようなものがあります。

具体的な内容はわかりませんが、水俣でとられたアンケート結果でも実は公共の場の次に医療機関で差別を受けたというものが多くなっています。これだけ根強い差別意識がある中、先ほど御答弁いただいたように単に周知広報活動だけでこの意識が変えられるというふうには私はとても思えません。この提案をするのは今回3回目になりますが、紹介した千葉県は日本で初めて県独自で障害者の差別をなくす条例をつくりました。

それは、国連で条約を批准し、さまざまな法律ができたとしても、やはり障害者の置かれている状況はそう簡単には変わらないことの反映だと思います。

平成28年の3月議会でこの問題を取り上げましたが、そのとき御紹介したときには、まだ県レベルで11県、市町村レベルでは3市のみでした。しかし、今現在では21県と11市にふえています。現在策定中のところも見受けられました。

以前もお話ししましたが、条例をつくる目的はその過程に市民を巻き込むことです。障害者がどのような状況に置かれ、どのような気持ちでいるのか、真剣に聞き、考える場をつくることにあります。

人は知らないことに対しては無関心であるか、あるいは間違った情報によって偏見を抱いていることが多々あります。少子化が進む日本で、これからは多様な人たちとともに社会を形成していくことが当たり前になっていきます。障害の問題に限ったことではなくて、LGBTの方や外国人労働者、あらゆる差別をなくしていくことが求められています。本当に差別意識をなくすには、真実に触れることが一番だと思います。

世の中は、3割の人の意識が変われば動き出すといいます。物事を動かすにはまず人の意識を変えることが一番の近道です。一時的なエネルギーは必要ですが、水俣市独自の障害者が暮らしやすいまちづくり条例をつくる気持ちがないか、市長に伺います。3回目の質問はこの1点だけです。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の3回目の御質問ですが、市独自で条例等をつくる気持ちはないのかという御質問かと思えます。

先ほど福祉環境部長が答弁をいたしましたけれども、障害者の差別解消法や熊本県の条例、こ

ういったものに基づきまして、障害のある人もない人も差別のない共生社会の実現を進めることは大変重要なことであるというふうに私も認識をしております。

本市といたしましても、これらの法令や制度をまずは事業者には理解を広め、啓発をするとともに十分な周知、そういったものを行っていくことが必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣市長野地区に予定されているメガソーラー事業について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣市長野地区に予定されているメガソーラー事業について、順次お答えします。

まず、8月26日に7区自治会を対象とした事業者の説明会があったが、参加者からの質疑も含め、どのような内容であったかとの御質問にお答えします。

説明会では、初めに事業者から事業計画、防災対策等の説明があり、その後、参加者からそれらの内容に関する質疑応答がなされました。質疑については、大雨時の太陽光発電設備からの排水に関する対策等についての質問があり、事業者からは関係法令・基準等に基づく適正な対策を行うと回答がされておりました。

次に、7月1日に水俣市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインを発表されている。このガイドライン及び関係する法律に沿って、事業者に対しては、今後どのような指導をしていくのかとの御質問にお答えいたします。

現在、メガソーラーのような再生可能エネルギー発電設備については、新たに設置されたり、トラブル等が発生した場合、市による強制力のある規制及び指導が困難な状態です。

そこで、本市では、強制力はなくとも、発電事業者に対し災害防止や生活環境の保全等における配慮事項等を示し、関連する法令等の遵守と事業計画等の届け出が図られることにより、市内で適正な発電設備の設置や管理が行われるようになることを目的として、本ガイドラインを策定いたしました。

当該メガソーラーについても本ガイドラインの対象となるため、その規定に基づいて事業計画を提出していただく旨の説明を行っております。

今後は、本ガイドラインに基づき、提出された事業計画において、工期や工法、災害防止対策等を確認し、トラブルの未然防止に向け、必要に応じ助言を行っていくものです。

また本件は、森林法に規定される1ヘクタールを超える森林を開発する行為でございますので林地開発許可制度の対象となります。

これは熊本県が許可申請の窓口となり、熊本県林地開発許可制度実施要項に基づき、周辺地域の土砂流出等の災害防止、河川下流地域における水害防止、水源の確保、周辺環境の保全等について問題がないか審査、指導を行うものです。

○議長（福田 齊君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

森林開発を伴うメガソーラー事業については、何らかの規制が必要ではないかということ藤本議員、そして私からも投げかけておりましたけれども、7月1日に水俣市としてのガイドラインを発表されました。長崎の国際カントリー跡の問題を踏まえて、市民の飲み水を守る立場でつくられており、よくできていると思いました。

国のガイドラインでは、自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するよう努めることとなっており、確かに強制力はないかもしれませんが、住民に対しても事業者に対しても市が住民を守るという姿勢を示せたと思います。

早速、このガイドラインが適用される長野地区のメガソーラー計画ですが、8月26日の事業者説明会に私も参加させていただきました。参加者の中には、案内があつて初めて計画を知った。知ってはいたが、こんなに大規模なものとは知らなかったという方もいらっしゃいました。

答弁の中で詳しく言われませんでしたので、説明された事業内容について御紹介します。

場所は中鶴のミスミガスの横を流れる長野川の上流になります。開発面積は43ヘクタール、うち20ヘクタール分の森林を伐採します。3月には着工したいということでした。

事業者の説明では、伐根はせず、切り株を残し、できるだけ今の地形を生かした形で進める。長崎の話は聞いているので、表土が流れないように処理も行う。除草剤は使わず、重曹を使って除草を行うなどの説明があり、ガイドラインを意識しているのを感じました。

住民から一番多く出た質問は、御答弁がありましたように、土砂災害を心配する声と長野川が非常に狭い川ですので、水があふれるのではないかということでした。

私が今回一番すっきりしなかったのもこの排水についての責任の持ち方です。そこで、現状における考え方について質問をいたします。

1点目です。長野川が国道をくぐる場所にミスミガスがあります。ここに長年勤めておられた従業員の方は、過去二、三回敷地が30センチぐらい浸かったことがあると話されています。そもそもこの川が時間当たり何ミリの雨量であふれるのか調査されたことがあるのでしょうか。

2点目です。事業者は、県が採用している最大雨量を基準にして排水計画を立てています。この最大雨量は今回の場合、時間当たり何ミリを想定しているのでしょうか。

3点目です。調整池は、川の一番狭いところ、ネックポイントと呼ばれるようですが、このネックポイントで想定した雨が降っても水があふれないよう大きさなどが設計されると聞きました。

た。この長野川は、上流に行くに従って狭くなりますが、実は下流の国道をくぐる部分では、上流からの水流と国道268号線の側溝からの水流が合流をいたしまして、水かさが増し、国道にあふれるということを付近の住民の方は言うておられます。設計の際にこのような事情は考慮されているのでしょうか。

最後4点目、もし事業者が想定した最大雨量以下の雨量で川があふれた場合、被害を受けた方への補償や調整池の改修などを命令することはできるのか。

2回目の質問は、以上4点です。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、長野川が時間当たり何ミリの雨量であふれるのか調査されていますかということだったと思います。

この河川につきましては、溪流を普通河川として水俣市では管理いたしております。現時点では、利水や治水を目的とする河川の改修計画がありませんので、調査はしていません。

そのため、計画降水量による流量、断面の検討はしておらず、時間当たり何ミリの雨であふれるのか、調査はしていません。過去に、二、三回ミスミガスがちょっとあふれましたという話を今されたんですけども、そのことについても実際、市では把握していませんでした。

なお、これまでの豪雨により河川の護岸が崩れたという報告や支障となる雑木の伐採などについては、その都度対応いたしております。

続きまして、県が採用している最大雨量を基準にして排水計画を立てておられるということで、今回の基準は時間当たり何ミリを想定しているのかということであったと思います。

さきの説明会で配付された計画平面図によりますと、太陽光発電の敷地内に併設予定の防災調整池は、24時間で約400ミリまでの降雨に対応できるという記載があります。事業者から口頭でも説明があったと思っております。

続きまして、国道268号の合流するところで、側溝の水路から水が合流してあふれてしまうということであったと思います。現在、具体的な協議がまだ出されておられません。協議を受けた際は、今のそのような状況を考慮いたしまして、調整していきたいと考えております。

それから、事業者が想定した最大雨量の雨でもし河川があふれた場合は、被害補償とか調整池の改修など命令できるのかということであったと思います。

本来、事業者は関係法令や基準に基づいて事業計画により許可を受けて実施することになります。しかしながら、事業者がこの基準をちょっと無視したりした場合、その際には管理者や所有者が事業者に対して被害補償を求める場合もあるかと思えます。

また、調整池の改修などの命令につきましては、さまざまな原因によるケースが想定されます

ので、それに対応した法令や規則により判断されるものと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 高岡朱美議員。

○高岡朱美君 3回目の質問をいたします。

今のお答えでは、そもそも長野川がどれくらいの排水能力を持っているのかを調査されたことがないということでした。その一方で、事業者側は24時間で400ミリの降雨量を基準に設計をしているわけですよね。この24時間で400ミリというのが1時間にすると16ミリ程度ですから、大したことないように感じるわけですね。やっぱり一番心配なのは短時間に雨がたくさん降るときにあふれるんじゃないかという心配が一番あるわけですね。それで、その説明会のときに、24時間で400ミリの降雨量ということと、それと50年に一度の雨ということも言われたんですね。

それで、私の調査が間違っていなければなんですけれども、気象庁が発表している50年に一度の雨量というのは、水俣では48時間で754ミリ、3時間で189ミリというふうになっていました。たまたまでしたけど、先日9日の夜中にかなりまとまった雨が降りまして、アメダスの記録を見ましたら、1時から4時までの3時間で63.5ミリ降っていました。

朝の6時過ぎに長野川を見にいってきましたが、ミスミガスの横を流れる川はかなり増水していました。もしこの2倍降ったら、ひよっとしたらあふれるんじゃないかというような、私は素人感覚ですけれども、そういうふうに思いました。そうしますと、既にこの川は最初から3時間で189ミリという雨量の流下能力はなかったではないかというふうにも考えます。そうしますと、設計の前提である3時間で189ミリ、これは私が間違っていなかったらですけれども、これを想定して設計すること自体が成り立たないんじゃないかというふうに思ったんですね。

静岡県伊東市で、住民がメガソーラー建設に猛反対をして市長が白紙撤回を決定しているケースがあります。この伊東市は、条例で下流の河川及び水路に新たな負担が生じる場合には原則として河川及び水路の新設、または河川の改修を義務づけるという厳しい規定を設けています。もし、最初から必要な流下能力がない川で想定以下の雨量で氾濫した場合には、被害を受けた住民は事業者に対しても、またそれを許可した行政機関に対しても補償を求めるというトラブルになりかねないというふうに想像しました。

そこで質問いたします。

1点目です。今後、長野川の調査をする予定があるのかどうか。

そして2点目に、もし最初から規定の能力がないと判明した場合には、どのような考え方で許可の判断をするのか。

そして、最後のお尋ねですが、今回のような林地開発によって市の税収はどの程度ふえるのか。

質問は、3点です。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、長野川の調査をする予定があるのかということですが、先ほどもお答えいたしましたけれども、まず周辺の浸水の発生状況の実態を調査させていただきたいと考えております。その後に、河川の排水能力の調査が必要かどうかを判断していきたいと考えております。

続きまして、排水能力がないと判明した場合、どのような考え方で許可の判断をするのかということだったと思います。

規定の能力の有無につきましては、現在のところ把握はしておりませんので、一般的な考え方として、開発行為に伴って増大する雨水の排水量は調整池で貯留して排出を抑制しながら最寄りの河川へ放流いたします。

開発事業者は、放流先となる河川管理者と協議を行うとともに、事業地から放流される排水が下流の流れが悪いところであふれないように調整池の容量を計画して、それを県の関係部局で審査されることになります。

なお、このような太陽光発電における林地開発行為の許可については、県が審査を行います。

続きまして、今回のような林地開発によって市の税収がどの程度ふえるのかということですが、林地開発によりますと、土地の地目が山林から雑種地に変更になるので、一般的に固定資産税が増加することは予想されます。しかしながら、本件につきましては、個別の条件でございますので、具体的な税額についてはお答えできないと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時34分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 皆さん、おはようございます。日本共産党の野中重男です。

市民の安全と生活の向上を目指して質問いたします。

毎年大きな災害が起きております。本日も本会議の冒頭で私どもも黙祷をさせていただきましたけれども、本当に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、災害の要因となるものについては、最近は想定外と言われることがたくさん出てまいり

ました。想定外は本当に想定外なんですか。このようなきだからこそ私たち人類は知恵を出して乗り切る方法を模索するときではないでしょうか。

地震はいつ来るかわかりません。地震が起きて建物などが破壊されたとしても、命への脅威は避ける、そのような意味で原発もつくらない。

地球の海水温が上がっています。大雨も巨大な台風も原因は明確です。人間活動の結果です。地球を守るために国家も自治体も家庭も社会も今動かなければならない、そのように思います。それを学ぶことが私どもの知恵ではないでしょうか。

安倍総理のように憲法を変えるとあちこちで言うておられますけれども、今そのような状況でしょうか。

人類が生き残るために政治が知恵と力を発揮するときではないでしょうか。

そのような大きな大前提のもとに、具体的な質問に入ります。

1、水俣病について。

①、水俣病特措法で救済になっている患者は水俣市内で何人か。

②、水俣病特措法では年齢での線引きがされた。何年生まれまでが救済対象になったか。

③、6月議会で聞いたが、明確な答えがなかったことで、私は現在認定申請している患者や訴訟原告以外にも潜在患者がいると思うかと聞いたが、市長は答弁されていない。改めて聞きますが、訴訟原告や認定申請者以外にも患者はいると思うか。

2、水俣川河口臨海部振興構想について。

①、この事業へのチツソ、JNCの負担を求めるかという私の質問に対し、市長は3月議会ではチツソは900億円の返済を猶予されている状況であり、市独自で判断できないので国、県と協議する必要があると答弁しました。そして、6月議会では、初めのうちはまだ聞いていないと答弁し、その後、現在までは公有水面埋め立ての申請手続に注力していて、まだ協議に至っていない。今後持ちかけると答弁された。その後市長はチツソの負担について国、県と協議はしたのか。

3、「日本の環境首都みなまた」のロゴマークについて。

①、水俣市は、日本の環境首都の称号を自治体としては日本でただ一ついただいている。ことしになって高岡市長はこの称号ロゴマークの使用をしないように指示を出したと聞くが、それは事実か。また、その理由は何か、その理由はなぜか。

4、ふるさと大好き寄附条例について。

①、寄附金で充当する事業として、読書のまちづくりが明記されていたが、今回、その条文変更の議案が出ている。なぜ、読書のまちづくりという名称を削除するのか。

②、今回の改正の中でスポーツキッズサポーター基金が新たに追加されている。この基金の目的は何か。また、どのように活用されるのか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 野中議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、水俣病について及び水俣川河口臨海部振興構想については私から、「日本の環境首都みなまた」のロゴマークについては福祉環境部長から、ふるさと大好き寄附条例については、総合政策部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣病について、順次お答えします。

まず、水俣病特措法で救済になっている患者は水俣市内で何人かとの御質問にお答えします。

水俣病特措法で救済対象となった水俣市内の方の人数につきましては、熊本県が平成27年8月25日に公表しました特措法一時金等給付申請者のばく露時における居住市町村別集計表によりますと、一時金該当者数が6,046人、療養費該当者数が1,615人、合計7,661人が救済対象となっております。

次に、水俣病特措法では年齢での線引きがされた。何年生まれまでが救済対象になったかとの御質問にお答えします。

水俣病特措法の救済措置の方針では、救済対象者を昭和43年12月31日以前に水俣湾、またはその周辺水域の魚介類を多食したと認められる方のうち、水俣病にも見られる症状をお持ちの方などに加え、昭和44年以降に生まれた方についても、胎児であったときに母体を通じてメチル水銀に暴露した可能性について、地域要件、症候要件とあわせて総合的に判断するとなっております。

次に、6月議会で聞いたが明確な答えがなかった。私は現在認定申請している患者や訴訟原告以外にも潜在患者がいると思うかと聞いたが、市長は答弁をしていない。改めて聞きますが、訴訟原告や認定申請者以外にも患者はいると思うかとの御質問にお答えします。

これまで公健法による患者認定や平成7年の政治解決による救済策、平成21年に制定された水俣病特措法による救済などさまざまな救済がなされており、救済が必要な多くの方が救済されたのではないかと考えております。

しかしながら一方で、現在も救済を求めて認定申請や訴訟を提起されている方がおられることも認識しております。このような方に救済が必要であれば、きちんと救済していただくことが大事であると考えています。御質問がありましたこのような方以外にも患者がいるかどうかにつきましては、患者かどうかについては私が判断できる立場ではないと考えておりますので、お答えすることはできません。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 2回目の質問をします。

特措法で救済された人は何人かというのは、今御答弁いただいたとおりで、一時金と療養費該当数合計して7,661人、私も同じ資料をいただいておりますので、そのとおりだと思います。

これまで行政認定された患者の数について、ちょっと資料は古いんですけども、2008年時点、それからほとんど動いてないと思いますが、水俣市内の認定者数は1,007人であります。それから、1995年の政治解決で合計では1万人を超える人が救済されておりますけれども、水俣市内の救済者は1,582人になります。特措法で、今答弁あったように7,661人、合計すると1万250人になるんですよ。

現在、生存されている人が何人おられるかわかりませんが、水俣市民の中で1万人の方たちが何らかの被害があって、現に救済対象になって、一時金だとか医療費だとか、そういう給付を受けているという事実ですね。これを本当に重く受けとめなければいけないのではないかなというふうに私は思うんですけども、市長はこの数字を見られてどう思われますか、これが1点目です。

それから、特措法で年齢での線引きがされているというふうに私は言いましたけれども、今答弁ではそのように言われませんでしたね。44年以降については総合判断していると言われました。現実的にはどうしているかという、昭和44年11月30日までに生まれた人については申請書に添付した医師の診断書だとかをもとに申請すると、行政の診察を受けて、現に救済対象になっているんですよ、11月までは。ところが、12月1日になると、そうはならないんですよ。11月30日までが救済対象の範囲に入れて、12月1日になると、同じ症状があって、むしろ症状が重くても救済対象になってないんですよ。

44年12月以降も救済になっている人がいます。それは、へその緒の水銀値が異常に高かった人たちです。この事実を考えると、あるいは線引きの不当性、1日日にちが違うだけでこのように切られてしまうようなこの線引き、年齢での線引きについて、市長は合理的だと思いますか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、1つ目の御質問が、1万250名の方が市内で人数がおられるということで、この数字を見てどう思うかということですけども、確かに少ない人数ではないというふうには感じております。

それから、2番目の質問の年齢での線引き、これが妥当かどうかということですが、これは特措法等での国のほうでの決定でもございますので、私のほうで、じゃあどこが妥当なのかというところは私から申し上げる立場にはないというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 最初の人数については少ない人数ではないということですが、別の言い方をすると、かなり多い人数だというふうに捉えてもいいのかと思いますけれど、それは表現の仕方ですから、それはそのとおりに受けとめましょう。

それから、2点目のところなんですけれども、妥当かどうかというのは判断できないという話がありました。ただ、今僕が幾つか申し上げた事実をもとに妥当かどうか判断できないけれども、被害発生地の現地の市長として、首長として、そういう人がいらっしゃることも考えられるので、その人たちが救われるように国とか県に働きかける、こういう姿勢はあっていいんじゃないでしょうか。これは質問ではありません。質問ではありませんから、答弁は求めませんけれども、そういう政治姿勢を私は求めたいというふうに思います。

3番目の質問に入ります。

数字を2つ示します。私は高岡市長の与党ではありません、野党なんですけれども、野党だからといって3つも4つも5つもいきなり質問を出して答えなさい、そんなことしませんので、幾つか数字を出しましてから数字を出しますと言います。その上で質問はこれですということで1つか2つに絞った質問の仕方をしますので、そのように理解して聞いておいていただきたいと思います。

2つ出します。

1970年に熊本大学水俣病第2次研究班の調査報告があります。水俣市内のある中学校で1955年4月2日から1958年4月1日までに生まれた者の精神遅滞検査報告がされました。その報告です。

なお、この総数には胎児性患者さんで登校できていない人は入っておりません。

調査総数223人うち39人に精神遅滞があった。このうち32人は外因性であった。223人のうち32人が外因性、いわゆるメチル水銀によるものと考えられる。比率は14.34%という報告です。報告書どおり今、私述べました。何を言わんとしてるかということ、胎児性患者さんたちのすそ野にはこういう健康被害があるということを熊大の研究報告でも既に出ているんですよということを紹介したんです。

もう一つ数字を紹介します。2009年に不知火海沿岸住民健康調査実行委員会がまとめた資料です。前年に大検診がされているんですけれども、沿岸で検診をして200項目に及ぶ聞き取りと診察をしております。その結果の報告です。

受診者総数1,044人、うち昭和44年以降生まれた人は31人、この31人の結果です。自覚症状ではこむら返り84%、手足のしびれ77%、つまずきやすい68%、手足が不器用71%、周りが見えにくい39%です。

神経所見では、四肢末梢及び口周囲感覚障害68%、足をそろえての起立、前後に足をそろえて立つというのをマン検査と言いますけれども、この検査では52%の不安定、これらはいずれも水俣病に見られる症状です。

それで質問します。

今、紹介した資料から、胎児生の患者さんたちのすそ野には広い健康障害がある。また、2つ目の資料から、国が救済範囲と決めた生年月日以降に生まれた人たちにも健康障害がある。これらの資料からも、全住民の健康調査をしないと健康調査をしないかということで、別の資料で、6月議会で私はそういうことを市長にお尋ねしました。そのときの市長のお答えはこうだったんです。この健康調査については、環境省において調査手法の開発をされている。それを待ちたいというのが6月議会での答弁なんです。

環境省は、調査手法の開発というのは何年言っていると思いますか。ほぼ10年間同じことを言っているんですよ。例えば、食中毒事件があって、子どもたちが今でも起きますよね。修学旅行だとか何か行って、下痢したり、嘔吐があったりしたら、すぐ調査するでしょう。そして原因は何だろうかと突きとめるじゃないですか。その調査手法が10年間も環境省から出てこないんですよ。それで調査しませんかと言って、また調査手法が開発中だからということでは、私は済まされない問題だというふうに思っています。

市長にお伺いしたいと思うんです。市長自身は、調査すべきとお考えでしょうか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の御質問ということで、その健康被害調査をすべきかどうかということのお尋ねかというふうに思いますけれども、6月議会でも答弁をしたと思うんですけれども、この健康調査の実施につきましては、やはり特措法により国が実施するというところで、我々地方公共団体としましては、その実施に協力をするというふうに規定をされておりますので、現在、国のほうでの調査の手法等に着手をしているということだろうかというふうに思いますので、私としてはその国の動きを注視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣川河口臨海部振興構想についてお答えします。

この事業へのチツソ、JNCの負担を求めるかという私の質問に対し、市長は3月議会ではチツソは900億円の返済を猶予されている状況であり、市独自で判断できないので国、県と協議

する必要があると答弁した。そして6月議会では、初めのうちは聞いていないと答弁し、その後、現在までは公有水面埋め立ての申請手続に注力していて、まだ協議に至っていない。今後持ちかけると答弁された。その後、市長はチッソの負担について国、県と協議はしたのかとの御質問にお答えします。

この件につきましては、熊本県に話を伺いました。その中で、市が計画した事業における財源については市が判断すべきことであるので、費用の負担を求めるか否かについては、意見を申し上げる立場にないとのことでした。このことを受け、チッソと本事業への協力について協議を行いました。チッソからは、地元の水産振興など地域貢献を踏まえ、本事業の内容を確認した上で、可能な範囲で協力する旨回答をいただいたところです。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 今、御答弁いただきました。

それで、熊本県にも聞きに行かれたと。それでチッソにも行かれたという初めての動きでしたね。これまで何回か聞きましたけれども、初めての動きが出てまいりました。

それで、最初にまず1点聞きますね。

チッソにも行ったと、協議したと。可能な範囲で協力する旨おっしゃったということでしたけれども、具体的にはどういうことを支援するとか、何かそういうことを言われたんでしょうか、まずこれが1点目ですね。

それから、2つ目に行きますけれども、ちょっと説明がありますので、質問のときは質問でまとめます。

6月議会の議事録を改めて何回も読み返しました。それで、幾つの特徴があるんですよ。

水産業の振興、産業の活性化が目的であると。だから水俣市が行う事業で負担は求められないというような論理で組み立てられているというふうに私は6月議会の答弁を見ながら思いました。

それで、何回も言ったんですけれども、前の本山前副市長は私への答弁で何回となく護岸補強を急いでやらなければならないということをずっと言っていたんですけれども、そのことが答弁の中に出てこないんですよ、6月議会の答弁の中で出てこないんですよ。出てくるのは、水産業の振興と産業の活性化ということしか出てこない。

今回も今市長答弁されましたけれども、チッソとの話の中で水俣市が行う水産業の振興、あるいは産業の活性化であれば可能な範囲で協力しますよということでしたね。だから、水産業の振興と産業の活性化しか目的として出てこないんですよ。

護岸の補強というのは、前の本山副市長らが掲げていたそれは目的からなぜ消えたんでしょうか。これが2点目です。

3点目にいきます。

しかし、答弁では6月議会でも水産業の振興とか産業の活性化だとかというふうに言われるんですけど、6月議会で僕ら議員に配られた30年度一般会計補正予算事業説明書の幾つかこれに関する説明資料がありますよね。この事業の効果のところ、こういうふうに書いてあるんですよ。老朽化した道路構造物の補修及び新設道路の整備というふうに書いてあります。

もう一つ言いますね。老朽化した道路施設の護岸の安定が図られ、道路としての安全性が向上する。護岸の整備がちゃんと入っているんですよ、効果のところには。答弁では出てこないんですけども、事業説明のところでは出てくる。だから、護岸も補強するし、水産業の振興のために稚魚が育つ、あるいは藻場等もつくるし、埋立地も山土を使ってつくって、そこに企業誘致だとか、あるいは産業団地を広げるだとか、そういうこともするんだ、当初はそういう目的だったはずですよ。本山副市長はそういうふうにならなくて説明してきました。そういう論理に立ち返ったらどうですか、これが3点目です。

4点目です。4点目は簡単にいきます。

プール群周辺の水質、周辺の魚介類について、改めて水俣市で厚労省が決めている、あるいは厚生省がかつて決めた水銀の暫定基準値を超えた魚はいないのかどうか、こういうものの調査をされたらどうですか。

今、環境影響評価図書を埋め立てのために県に申請するために、そういう図書をつくらなければいけないので、幾つか調査をしているということでしたけれども、魚介類の調査は入ってないんですよ。その図書の項目の中には入ってありません。

植物が今どうなっているかだとか、そこにどういふものが生息しているかだとか、そういうようなのは環境影響評価図書をつくるのに項目に入っていますけれども、魚介類あるいは周辺の水俣市が所有している道路の土壌等の水銀の調査だとかは入ってないんです。ですから、改めてプール群の土壌、水質、周辺の魚介類などの調査をされたらいかがでしょうか。

聞き取りにくかったらもう一度言いますから、4点よろしいでしょうか。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、野中議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の質問といたしまして、JNCにどのような協議をしたのかということでもありますけれども、これは費用面ということに限定をしたということではなくして、今後の事業を進める中において、さまざまな形での協力をお願いをしたということでございます。

それから2番目の護岸の補強、これは前本山副市長が言っておったということで、その目的がなぜ消えたのかということの御質問ですけれども、私は当初から一貫して、これは水産振興、それから地域経済の活性化ということを念頭に理解をしておりますので、護岸の工事が主な工事ということでは認識をしております。

それから、3番目の件もそれに関連することかと思えます。事業の効果として、護岸の整備ということが予算の中でうたってあるということですがけれども、これは先ほどの2番目の質問と同様でございますけれども、これも含めて水産振興、地域振興が目的ということで理解をしております。

それから、周辺の魚介類、そういったものの調査をしたかどうかという御質問が4番目だと思いますけれども、今現在、県のほうで水質調査等をしておりますので、私どもは今設計図書を作成中ということで、今のところそういうことをやる考えはございません。

以上です。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 チッソに行かれて話をされて、今急遽2回目の質問に入れましたけれども、可能な範囲で協力しましょうという話があったというのが1回目の答弁で、今御答弁いただいたのは、さまざまな協議をこちらからさせてもらうということで、1回目は協力しましょうという話があったんじゃないんですか。2回目は、こちらから協議を申し入れるという答弁でしたよね。どんな協力がしてもらえるということを言われたんですかというのを僕は聞いたんです、2回目のところは。

これ答弁漏れですけども、今戻してもしょうがないんで、3回目の答弁の1番目に入れます。それから、2点目ですね。

高岡市長は当初から自分は水産業の振興と産業の活性化というふう考えていたし、進めようと思っていたということですがけれども、議事録も残っている、前の副市長の答弁は、こういう目的でするんですよということで、26年からずっと続けてきたわけですよ。護岸の補強も水産業の振興も産業の活性化もしますよということで進めてきたんですよ、ことしの1月までは。

それが市長は当初からそれはなかったというけれども、そもそも計画はその前につくってあったわけでしょ。あそこの護岸をどうするかとか、道路をどうするかということとはつくられていたんですよ。

当初の目的がそういうことでずっと計画が進んできてて、行政の継続性というのはどうなるんですか。

それからもう一つは、魚介類の調査をするつもりはないということですがけれども、じゃああの辺はもう安全だというふうに市長は思っていらっしゃるということですか。

3点です。

○議長（福田 齊君） 暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、野中議員の3回目の御質問にお答えをいたしたいと思います。

さまざまな協議、どんな協力を求めたのかということの御質問かと思いますが、要するにいろんなところでそういういろんな金銭面だけでなくしていろんなところで協力をしていただきたい、それは今後いろいろ出てくるかというふうに思いますけれども、そういった中で我々としてもJNCのほうにどのような協力をしていただけるのかということをもた今後とも協議していきたいというふうなことだというふうに思っております。

それから、2番目の護岸の整備ということがうたってあるけれども、どうなんだというお伺いですが、やはり当初から目的としては水産振興、それから地域振興ということがありまして、そういった工事の中で、護岸の補強は一つに含まれるということかもしれませんが、主の目的としては、一貫して申し上げておりますように水産振興、地域振興だと私は認識しております。

それから、あの周辺が安全かどうかというふうに思っているのかという3番目の御質問ですが、今の現時点ではそのように認識しております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時23分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

次に、日本の環境首都みなまたのロゴマークについて、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、日本の環境首都みなまたのロゴマークについて、水俣市は日本の環境首都の称号を自治体としては日本でただ一ついただいている。ことしになって高岡市長はこの称号のロゴマークの使用をしないように指示を出したと聞くが、それは事実か。またその理由は何かとの御質問にお答えいたします。

環境首都のロゴマークについては、現在も市のホームページに載せており、仮庁舎2階の第一会議室内で、記者会見等のバックパネルにも使用しております。市長から、ロゴマークを使用しないような指示があった事実はございません。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 御答弁いただきましたので、日本の環境首都という称号については、日本の環境首都コンテストというのが2001年から毎年開かれてきて、2010年までの10年間ずっと続けられてきて、最終年10年に水俣市が日本で唯一環境首都ということで、この団体からいただいたということになっていますよね。それはもう皆さん承知のところだというふうに思います。

それで、総論ですけれども、日本の環境首都という称号をいただいているわけですが、これについては、どのように捉えていらっしゃるでしょうか。これが1点目ですね。

それから、2点目です。今後もこのロゴマークは使ったらいかんというふうに言ってないということですから、水俣市ではどんどん使い続けると、そして日本の環境首都水俣という標語もありますよね。この標語は、市役所の職員においても、あるいは水俣市であるということを書くことだとか、課の名前を書くだとか、自分の名前を書くだとか、あるいは一番下のほうには英語での表記をするだとか一定の決まりはあったとしても、各課において名刺やさまざまな文書において使用することは何ら構わないということ判断していいですか。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 野中議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。2点ございました。

まず環境首都の称号をどう捉えているのか、受けとめているのかという御質問でございました。

本市は水俣病の経験を踏まえ、そこから得た教訓から環境モデル都市づくり宣言を行い、さまざまな環境施策を市民の皆様と協働で進めてまいりました。

当時、日本の環境首都の称号を獲得しましたことは市民の皆さんの高い意識に基づく活動と努力の積み重ねが市民全体の力となり、評価につながったものであると考えております。

本市は、10回に及ぶ日本環境首都コンテストに初回から参加しておりまして、その都度外部からの評価をいただいたことで成果と課題が明らかになり、環境政策の取り組みが磨かれたという面があったのではないかと思います。

次に、2点目の日本の環境首都の称号、ロゴマークの使用については、今後とも市民の皆様と連携、協力して持続可能で豊かな地域社会の創造に取り組んでいく所存でございますし、職員が名前札や名刺、その他で活用することについては構わないと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 野中重男議員。

○野中重男君 ぜひ活用していただきたいというふうに思います。私たちも全国の先進自治体を訪問して、いろんなところの取り組みを勉強します。水俣にもたくさんの他市町村の議員さんたちが視察においでになったり、勉強においでになりました。それはやっぱり環境モデル都市であ

り、環境首都水俣、持続可能な地球にしようという、そういう取り組みを水俣市が先進的に進めているということの学習においでになっていたという方がかなり多かったというふうに私も記憶しております。

それで、今名刺を使ってもいいというふうにも言われましたし、活用してもいいと言われました。

それで、3回目の質問の1点目ですけれども、環境モデル都市及び日本の環境首都みなまの政策、この政策は今後どのように展開される予定でしょうか、これが1点目です。

それから、もう一つですけれども、気候変動等のことについては冒頭の前がたりで言いましたので、改めて言いませんけれども、自動車でも随分変わりましたね。この5年、10年の間にガソリンだけじゃなくてハイブリッドが入ってきて、今、大きな流れは電気自動車になっています。

二酸化炭素を発生する、あるいは一酸化炭素を出す、そういうエネルギー源についてはもうやめようという動きが世界的規模で来ていると思います。日本でも電気自動車をつくる会社がこれから伸びるだろうというふうに言われています。そういう流れの中で、今私たちが自治体としてもどうするか、あるいは家庭としてもどうするかということが大切になってきているんだろうというふうに思います。

また、再生可能エネルギーについても先ほど高岡議員が言いましたけれども、私たちは太陽光発電を否定しているわけではありません。再生可能エネルギーは必要だと、これから主力電源にしなければいけない、しかし、そのことによって水道水だとか河川だとか住宅に影響を与えるだとか、そういうことがあってはならない。そこはきちっと注意しながら、視線をかけながら再生可能エネルギーを社会の主電源としていくというような発想が要るんだろうというのが私たちの基本的な考え方です。

それで、一つ参考になる資料が出てまいりました。これもインターネットの資料なんですけれども、後で読書のまちづくりのところでも言いますけれども、水俣市もふるさと寄附をいただいておりますよね。手元にある資料は、平成20年からの資料なんですけれども、水俣市も平成29年まで幾ら市内、市外及び団体等から寄附をいただいたか、総額8,500万円いただいているんですね。私も驚きました。

それで、目的のところ指定先内訳というのがありまして、例えば、環境モデル都市づくりのところでは、これに使ってくださいということで来たものと、それに振り分けたという金額で約780万円あるんですよ。ですから、多くの人たちが水俣の環境のまちづくりに頑張りなさいと応援するよということで、私はこういうふうに表明していただいたものなんだろうというふうに思います。大変ありがたいといえますか、こういう趣旨を生かしたまちづくりを今後も進めなければいけないんだなということをちょっと改めて思ったところです。

それで、最後にもう一つ、資料を紹介します。

インターネットから取ったものですので、ちょっと文字が小さくて、光がもっとあってほしいなと思うんですけども、アメリカで住みたいまちナンバーワンと環境に優しい省エネコンパクトシティ、ポートランドというのが紹介をされています。持続可能な成長を実現した全米で一番住みたいまち。何と、そんな魅力的な暮らしにひかれて、ポートランドには年間4万人から8万人の人々が移住してきているんです。これはオレゴン州ですよ。西海岸のほうに近いところですけども、そういうのがあります。

ポートランドは、起業を目指してやってくる有能な若者が多くて、他都市と比べて若者の起業率も高いというふうに言われています。

今、私どもの水俣市民で取り組んできたいろんな取り組み、ガソリンを使わないだとか、あるいは公共交通機関を整備するだとか、あるいはごみの分別だとか、そういうものが大変日本中に定着していますよね。水俣の分別すごいもんねとか、水俣の環境まちづくりすごいよねとか、そういうようなのが私は定着してきていると思います。

それで、2点目で伺いますけれども、そのような視点からこの政策をさらに発展させてほしい。1番目の質問と重なるところがあるんですけども、改めて発展させてほしいというふうに思いますけれども、以上、いかがでしょうか。

○議長（福田 斉君） 質問は1点ですね。

○野中重男君 最初のところは今後、どう展開するかということと、1点にまとめてもいいですけども、まとめて答えていただいても結構です。

○議長（福田 斉君） 最後の質問です。

高岡市長。

○市長（高岡利治君） 野中議員の3回目の質問ということで、環境モデル都市、それから日本の環境首都みなまたの政策というものを今後どう展開していくか。またさらに、どう発展させていくかという御質問だったかというふうに思いますので、関連性がございますのでまとめて答弁をさせていただきたいと思いますが、この水俣市の環境への取り組みにつきましては、これまでの取り組みの成果を生かしつつ、やはり見直すべきところはきちんと見直しをするとともに経済などの新たな視点を取り入れて、さらに発展をさせ、持続可能な社会づくりを引き続き進めてまいりたいというふうに考えております。

また、これらの取り組みを水俣の新しいまちづくりとして発信していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、ふるさと大好き寄附条例について、答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

(総合政策部長 帆足朋和君登壇)

○総合政策部長(帆足朋和君) 次に、ふるさと大好き寄附条例について順次お答えします。

まず、寄附金で充当する事業として、読書のまちづくりが明記されていたが、今回その条文変更の議案が出ている。なぜ、読書のまちづくりという名称を削除するのかとの御質問にお答えします。

今回のふるさと大好き寄附条例の一部改正は、スポーツを通した子どもたちの健全育成を目的とするスポーツキッズサポーター基金の創設に当たり、事業の区分等を見直したものです。

事業区分の見直しに際しまして、これまで混在しておりました文化振興に関する事業とスポーツ振興に関する事業を教育・文化振興に関する事業とスポーツ振興及びスポーツを通した子どもたちの健全育成に関する事業に整理いたしました。

議員御質問の読書のまちづくりに関しましては、その事業を削除するものではなく、今回の改正により教育・文化の振興に関する事業に含まれることとなり、寄附金の充当先としては、これまで同様読書のまちづくり基金を明記しております。

また、今回の条例改正に合わせて、寄附をされる方の意思がより明確に反映できるようふるさと納税のポータルサイト等で寄附金の使途や充当先を明確にする予定であり、その中で読書のまちづくりに関しましても寄附の充当先として、はっきりとお示しをしております。

次に、今回の改正の中でスポーツキッズサポーター基金が新たに追加されている。この基金の目的は何か。また、どのように活用されるのかとの御質問にお答えします。

この基金の目的は、スポーツを通した子どもたちの健全育成を地域全体で支援していくことです。また、活用方法としましては、子どもたちのスポーツ活動への奨励や環境整備などを考えています。

○議長(福田 斉君) 野中重男議員。

○野中重男君 水俣の読書のまちづくりというのは、この政策が10年くらい前から始まったときに、私ももうハッとしました、本当にハッとしました。

これは本当に大切なことだなというふうに思いまして、もちろん子どもたちが小さいころは絵本を読んでやったり、寝る前に子どもたちと一緒に横になりながら、いろんな絵本を読んだり、あるいは昔話をしたりしたことがありましたけれども、とにかくもっと本を読もうという運動を自治体としてこれを呼びかけるということの発想は、実は私自身が余りなかったものですから、ハットしたというところなんです。

それで、この読書のまちづくりというのは、人づくりの課題でもあるんですけども、教育の課題でもあるというふうに思います。

それで、教育長おいでになっていますので、教育長に見解をお尋ねしますが、1点目です。

学校の読書活動及びこの間取り組まれてきた子どもたちによる創作詩及び創作童話の取り組みは今後どのように進めていかれる予定でしょうか。これが1点目ですね。

それから2点目は、読書は子どもたちだけではなくて全ての人間にとってどのような役割を果たし、どの様な役割があるというふうにお考えでしょうか。

以上、2点お願いします。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 野中議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目の学校の読書活動、また創作詩とか創作童話の取り組みは今後どのように進めるのかについてです。

まず、小中学校の読書活動の推進につきましては、市内小中学校11校のうち、PTA雇用により図書司書を配置している小学校2校に対して、人件費の補助を行っております。

また、ほかの9校につきましては、本市で読書活動推進員3名を配置し、巡回により各校の学校図書館の整備及び利活用促進を図っているところでございます。

さらに、2年ごとに小中学校各1校を教育委員会で学校図書館活用教育研究推進校に指定し、補助を行っております。

各推進校では、学校図書館の利活用に関する研究を2年間推進し、児童・生徒の意欲的、主体的な学習活動や読書活動の充実を図り、研究発表会等を通じて市内の各学校にも普及させているところです。

学校現場では、朝読書や保護者ボランティアによる本の読み聞かせ等の読書する時間を設定し、物語の世界に浸り、創造力や豊かな心の育成に努めています。

今後もこれらの施策を継続、発展させていくことで、児童・生徒が学校で本に触れ、親しむ機会をつくる読書活動の推進を図ってまいります。

次に、創作童話ワークショップについてですが、創作童話ワークショップは、見たり、聞いたり、触ったりするなどして、五感で体験することを大事にしながら、創造する力を身につけるための教室であります。講師にプロの児童文学作家を迎え、ことしの夏休み期間に小学3年生から大人まで63人の方を対象に開催しました。

また、子ども創作童話対象では、小学生及び中学生が創作活動で培った詩や童話を発表する機会として開催するものであります。今年度は、9月下旬から11月下旬にかけて作品を募集し、プロの作家による審査を行い、来年2月ごろに表彰式を開催する予定としております。

今後も創作童話ワークショップは、通年事業として実施していきたいと思っています。また、

創作童話大賞は、隔年事業として継続するとともに、将来は高校生、大人も対象に含め市民創作童話大賞として実施できないかと思っています。

2点目、読書の役割についてどう考えるかについてです。

読書がもたらす効果という点につきましては、これまで知らなかった世界に触れ、知識が際限なく広がるということ、正しい言葉の使い方が身につく、国語力が高まることで、自分の言いたいことを適切に伝えることができるということ、文章力が身につく、社会性が充実するという、偉人の言葉や考え方に触れることができるということ、話題が蓄積され、コミュニケーション能力が高められるということ、学習効果が高まり、仕事の成果につながるということ、非日常を体感することで想像力が高まるということなどが挙げられ、人生をより豊かに暮らしていくためには読書活動の意義は大変大きいと考えております。そのため、今後も創作童話ワークショップ等の事業及び学校の読書活動にはしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（福田 齊君） 野中重男議員。

○野中重男君 教育長、ありがとうございました。

今最初に御答弁いただいたように、今取り組んでいるところをぜひ継続して進めていただきたいというふうに思います。

読書の大切さについては、今2点目で述べられたとおりなんですけれども、水俣ではたくさんの文化人が出ておられます。改めて私が言うまでもないかもしれませんが、徳富蘇峰、徳富蘆花、谷川雁、谷川健一、高群逸枝、淵上毛錢、石牟礼道子、この人たちはいずれも今日本のあちこちで読まれている本を書かれておられまして、私も半年くらい前に徳富蘆花を取り上げさせていただきましたけれども、今回、改めて蘇峰さんが何をおっしゃっていたのか、読書について何をおっしゃっていたのかということを学習する中で、蘆花さんの位置づけがさらに変わったというのがありました。

そこで、本当にこういう郷土の偉人と言われる人たちが出ておられる。こういう方々からも学びたいと思いますけれども、いずれにしても、この方たちは、教育長から話がありましたけれども、自分の考えを文章にして、そして社会に出して、いろんな批判も受けながら、いろんな人たちに自分の考えが伝わるようなことをずっとされてきたという意味では、大きな仕事をなさったんだろうというふうに思います。

それで、水俣では、図書館は最初なくて、今、旧市役所の前に淇水文庫とありますけれども、あそこは最初の図書館、水俣市の図書館ですよ。それが今、記念館になっているんですけども、そのくだりがありましたので、時間の範囲内でちょっと紹介します。

こういうのがありました。水俣町立図書館淇水文庫沿革というのがありまして、蘇峰さんが

言っているんですけども、それをわかりやすい言葉に直してあります。

当初、大正11年に町長の深水さんが水俣の後進子弟の就学の道を開くために図書館の建設と奨学金制度の両案を挙げ、いずれがよいかと教えを乞うたのに対し、蘇峰さん、「私は、奨学金制度ももとより結構であるが、多数の希望であれば、図書館建設がより望ましい。近く帰郷するので、その節、図書館建設資金を持参しよう。」と約束したと。その年の5月に帰郷して、金2,000円を贈ったというのがあります。

そして、蘇峰さんは、その文書の中でこういうふう書いてあるんです。

皆さんは私が蔵の中にお金をためているから、その中から少し出したんでしょと思っていてもいい。しかし、この2,000円は私は出版社から前借りをして持ってきたお金なんですよということも理解してくださいねということを蘇峰さんはどこで言ったかということ、淇水文庫の開館式の挨拶の中で言っているんですよ。

だから、私どもの尊敬する文人がそういうことをしながら図書館をつくった。図書館つくったということは読書の大切さを蘇峰さんは理解していて、それを水俣の子どもたちにも伝えたいということから始められたんだろうというふうに思います。

こういう文書を読みながら、蘇峰さんはこんなことをされていたのかということで、私も感動いたしました。

その後、水俣市の図書館の動きは、今教育長から答弁あったとおりなんですけれども、この間、いろいろな方たちから話を聞いて、最初、環境のまちづくりのところでは言いましたけれども、ふるさと納税の寄附、この中で、読書のまちづくりに使ってくださいということでのいただいた寄附が平成20年から580万になるんです。これも驚きました。こんなにたくさんの人たちがお金を使って水俣の読書のまちづくり続けてよねということでお金をいただいた。もう心を寄せていただいたというのがいいかもしれません。それで、話あったようにいろいろな取り組みがされているということです。

ブックスタートもありましたし、セカンドブックスタートも今やっていますよね。学校での読書活動もあるし、あるいは読書推進員の配置も教育長おっしゃったようにあると。児童文学専門家の本木先生にも毎年来ていただいて、子どもたちの創作活動もされているということもありました。

それで、袋小学校に行ってきました。創作活動に参加しているところの学校の1つで袋小学校です。

ここで校長先生たちと相談して、28年と29年の袋小学校の子どもたちがつくった創作詩と創作の童話をみんな見てきました。とても楽しかったです。小学校3年生や5年生の子どもがいたんですけども、よくまあここまで書いたなど。大人が手を加えた文章じゃないんです。やっぱり

子どもの文章なんです。それでも見ていておもしろいというふうに思いまして、これは子どもを育てる活動だなと改めて思いました。

創作童話活動に、これ28年度の資料ですけれども、いっぱい子どもたち参加しているんですね。さっき、教育長も60人ぐらい参加しているというふうにおっしゃいましたけれども、そのとおりで、第一小学校、第二小学校、水東、袋小、湯出小、葛渡小、久木野小、一中、二中、袋中、緑東中、28年度は90人ぐらいの子どもたちが詩をつくったり、童話をつくったりする事に参加してくれています。

こういう読書や創作活動の中で、私は豊かな心が育つんだろう。身の回りで親だとか周辺から受ける、そういう環境の中で子どもたち育つわけですけれども、そうじゃなくて、本の中で新しい世界を見て、あふれて、さらに子どもたちの世界が広がっていく、これが読書活動なんだろうというふうに思っています。

それで、こういう活動をもっともっと広げていただきたいというふうに思っておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

以上、1点です。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 野中議員の3回目の御質問にお答えいたします。

読書、これにつきましては、子どもたちにとりましても、言葉を学び、感性を磨き、人格形成に資する重要なものであり、先ほど教育長答弁にもありましたように、子どもから大人まで生涯にわたり人生をより深く、より豊かに生きていくために大変意義深いものであると考えております。

このようなことから、読書のまちづくりは一朝一夕に達成できるものではないと認識しておりますので、今後も継続的に取り組んでまいります。

○議長（福田 斉君） 以上で野中重男議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時56分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本和幸議員に許します。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 こんにちは。自民党の松本和幸です。

今回の台風21号並びに北海道胆振東部地震で亡くなられた皆様方の御冥福をお祈り申し上げます。

す。そして、被災された皆様方に心よりお見舞い申し上げますとともに一日も早い復旧と皆様が日常生活に戻られるようお祈りいたしております。

それでは、通告に従って、質問をまいります。

1、児童虐待について。

全国の児童相談所が29年度に対応した児童虐待件数は過去最多の13万3,000件、調査を始めた1990年度から27年連続でふえ続けています。

内容例では、子どもの前で親が家族らに暴力を振るう面前DV（ドメスティック・バイオレンス）や暴言などの心理的虐待が最多の7万2,000件、身体的虐待が3万3,000件、ネグレクト（育児放棄）は、2万6,000件だったそうです。

先般の目黒区における女児虐待死事件のような痛ましい事件が二度と起こらないよう一刻も早い虐待防止推進の取り組みが必要であると思うが、そこで、水俣市で児童虐待が起きているのかについてお伺いします。

2、公共下水道事業の地方公営企業への移行について、今、検討しているが、なぜ移行する必要があるのか。移行することでメリットはあるのか。

県内他市の状況はどのようになっているのか。移行のスケジュールはどうなっているのかについてお伺いします。

3、下水道区域内のくみ取りについて。

下水道区域内でくみ取り家庭が何件残っているのかお伺いします。

4、国保水俣市立総合医療センターHCU新設改修工事入札について。

今回の入札はなぜ成立していなかったのかお伺いします。

5、小中学校空調設備設置について。

今議会に小中学校空調設備設置設計業務委託料1,277万3,000円を計上してあるが、設置計画についてお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 松本議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、児童虐待については福祉環境部長から、公共下水道事業の地方公営企業への移行については私から、下水道区域内のくみ取りについては産業建設部長から、国保水俣市立総合医療センターHCU新設改修工事入札については総合医療センター事務部次長から、小中学校空調設備設置については教育長からそれぞれお答えいたします。

○議長（福田 斉君） 児童虐待について答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 初めに、児童虐待について水俣市で児童虐待が行われているのかとの御質問にお答えいたします。

本市における児童虐待の状況につきましては、家庭相談員の相談件数で見ますと、昨年度は延べ93件の相談がっております。児童虐待に関する相談件数自体は、減少傾向にありますが、相談内容が複雑化しているとの認識を持っております。児童虐待と判断される場合、関係機関等と連携しながら、緊急的対応並びに防止対策に努めております。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 先ほども質問しましたように児童虐待が年々ふえておるという状況がっております。

その中で、この問題が非常に全国的な大きな問題になっているということで、自由民主党の政務調査会の中に虐待等に関する特命委員会というのを設置してありまして、自民党本部で全国の各市町村の自民党議員、県議も含めてでございますが、いわゆる各自治体に対して、一生懸命頑張っておられるけれども、もう一度、この児童虐待について自治体が真剣に取り組んでいただきたい旨の質問、あるいは話をしてほしいという自民党政務調査会のほうから依頼が来ております。

それで、質問に当たっては、要するにどういう項目でどういう答弁なのかということも全て報告するというようになっておりますので、そういうことも含めて質問をしてみたいと思います。

先ほどの答弁の中で、関係機関と連携しながら進めていきたいという答弁がありましたけれども、この関係機関等というのは、どういう団体なのかを含めて答弁をお願いします。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 松本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

関係機関とは児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を通じまして、関係機関、関係団体、児童福祉に関連する職務従事者、その他の関係者が情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応できるよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、部長のほうから答弁をいただきましたので、そういう団体と常に密に連携をしながら、この問題というのは非常に表に出にくい問題でもあるわけですので、表に出たときに

は、取り返しのつかないような状況というのが全国で起きておるわけでございますので、そういった団体を一堂に集めていただいて、市としてこの虐待防止ゼロに向けて取り組んでいるんだという意気込みを、それぞれの関係団体あるいは警察等とも連携をしながら、ぜひ撲滅に向かって行政としても努力をしていただきたいというふうをお願いしたいと思いますが、それについて、いかがですか。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 松本議員の3回目の質問にお答えいたします。

議員が言われたとおり、そういう関係団体につきましては、例えば、児童相談所であったり警察であったり、そういう施設の職員さんであったり、学校の先生であったり、いろんなケースで相談が市のほうにまいります。

当然連携をそういう関係団体と行いながら、児童虐待がなくなるように市といたしましても頑張って進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、公共下水道事業の地方公営企業への移行について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、公共下水道事業の地方公営企業への移行についてなぜ移行する必要があるのか伺いますとの御質問にお答えいたします。

下水道事業の地方公営企業への移行につきましては、平成27年1月の総務大臣通知等において、地方公営企業法を適用し、平成32年4月までに移行するよう要請がっており、人口3万人未満の市町村においても、できる限り移行することとされております。

本市におきましては、今後、人口3万人未満の市町村にも波及することが想定されることや、平成31年度までを集中取り組み期間として移行に係る費用についての財源措置が国から図られることもあり、地方公営企業へ移行をし、水道局との統合を目指すものです。

また、水道局と統合することで公営企業会計システムの統合を図り、経費削減ができることや窓口が一元化することにより利便性が高まることなどが期待でき、経費の面、利用の面から市民サービスに寄与できるものと考えております。

なお、熊本県下14市中、11市が既に地方公営企業法の適用を受けております。

今後のスケジュールにつきましては、平成32年4月の移行を目指し、関係各課と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、市長から答弁をいただきまして、大体理解できたところでございますが、今か

ら大体役所内で検討をしていくということでございますので、水道局と統合することによって、いわゆる企業会計のような形になるわけですので、非常に利益が出るような形がなければ、これはまた一般会計のほうから持ち出しが大きくなるということで、非常に事業としても膨らむし、人員もふえるしということでございますので、そういう中で今、水道局長は次長級が局長になっておるわけですので、以前、ある市長のときに部長制度をなくそうということで、部長を一時少なくした時期もありまして、そのときに水道局ももともと部長が局長だったわけですが、今の段階で次長が局長という形になっておりますので、もちろんだういった改正になるのか、これから検討されるわけですので、企業会計の長になる人は、やはりその部長職でなければいけないのじゃないかなと。いわゆるボリュームが膨らむわけですから、やっぱりそれだけ経験豊かで決断力のある人じゃないと、やっぱり企業会計というのは難しいわけですので、そういったことも含めて検討をしていただきたいと思っておりますし、当然、人事ですので、これは市長が行うわけですので、その点も十分検討されるべきだというふうに思っておりますし、県下でもう既に11市がそういうふうに移行をしているということですので、それに関しては、もうできるだけ早目に水俣市も移行されたほうがいいのではないかなというふうに思っておりますので、そういうことで、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

1つだけお願いしますが、いわゆる長になる人を部長クラスでという、そういう市長の考えがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 松本議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

この下水道の地方公営企業への移行について、水道局と統合することによって、組織が大きくなるので、今、次長級のポジションを部長を据えるべきだというふうな御意見、御質問かと思っております。

下水道事業の地方公営企業への移行といたしまして、それに伴う水道局との統合につきましては、8月に立ち上げました地方公営企業法適用推進委員会の中で実務的な協議や、その他行われることになっておりますので、その答申内容も含めて市全体の組織のあり方を考えながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 市長の説明で理解いたしました。

このことは、非常に大きな問題でもありますので、ぜひ議会のほうにもその都度報告をぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。これは要望です。

以上で終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、下水道区域内のくみ取りについて、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、下水道区域内のくみ取りについて、下水道区域内でくみ取り家庭が何件残っているのか伺いますとの御質問にお答えいたします。

平成30年3月31日時点での下水道区域内の人口が1万2,992人、世帯数が6,211世帯となっておりますが、くみ取り世帯数につきましては把握しておりません。

仮に世帯数を算出するとなりますと、区域内のくみ取り人口が479人となっておりますので、先ほど申しあげました区域内全体の一世帯当たりの人口割合で計算しますと約230世帯になるかと思われまます。

また、公共下水道供用開始区域内における下水道接続率は90.5%となっております。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今の部長の説明で下水道普及率が90.5%ということで、この数字を聞きまして、本当に下水道の皆さんが日ごろからこの下水道につなぎ込むことをお願いされた結果がこの90.5%だというふうに思っておりますので、非常に高い数字で推移しているなということで、改めて感謝申し上げたいと思います。

残りの9.5%というのは、恐らくいろんな事情があるんだろうと思いますね。例えば、お年寄りがひとり暮らしとか、あるいは資金的な面でできないとか、いろんな面でそういったものがあると思いますので、非常にちょっとつなぎ込みを要請するに当たっては、できれば100%が一番いいんですけども、なかなか100%というのは難しい状況じゃないかなというふうに思っております。

その中で、古賀町に日の出建材が所有している借家があります。ここは、要するに皆さん日の出建材というのは、市内に建て売り住宅やアパート、そういったものを経営している会社です。この古賀町に所有している借家については、いまだに浄化槽の設置をされておられません。非常によその家の玄関口にくみ取りのトイレがあって、そこの人たちは非常に困っておられる状況です。

これまでも市の下水道課のほうが再三再四に何とかつなぎ込んでほしいということをお願いしておったわけですが、ここで1つお聞きしますが、この日の出と下水道を本管から枝線をつなぎ込むという形で多分契約をしてつなぎ込んだはずなんです、下水道課がですね。その時期がいつだったのか、日の出と市の下水道課と契約をして、要するにその枝線がついたら、水洗につなぎますよという恐らく契約をしたはずなんですよ。それがいつだったのか、契約したのがいつだったのか。この1点、ちょっと御質問します。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 松本議員の第2の質問にお答えいたします。

古賀町の私道へ下水道管を埋設するというので、下水道設置申請書がいつ提出されたかということだと思います。

私道への汚水枝線工事につきましては、私道への公共下水道設置要綱第2条第1項第5号の中で、当該公共下水道の利用可能な家屋が2戸以上あり、かつ所有権者が2人以上あることとされております。

御指摘の私道につきましては、公共下水道設置申請書が私道にかかわる6戸のうち、3戸から平成28年3月7日付で提出されております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 要するに28年3月7日付で提出をされているということで、汚水の枝線工事も28年の6月15日に締結をしているわけですね。もう既に2年3カ月になっているわけですよ。先ほど言いましたように、この9.5%の中に、いわゆる資金的な問題でつなぎ込みができない、あるいはもうひとり暮らしなので、もうあとは誰も継ぐ者がいないので、もうそこまではできないという人たちとか、そういう人たちが僕は多いと思うんですよ。

ところが、先ほど言いましたように、日の出はそういう資金的な問題は一切ないわけですよ。そしておまけに建て売り住宅とかなんとか自分たちで仕事を会社内でしているわけですので、自分たちの会社の中の仕事としてできるわけですよ。それが何でこの2年3カ月も放置しているのか、私はこれはいろんな面でこの環境モデル都市と言いながら、まちの真ん中にくみ取り施設がまだ残っている、それも再三再四下水道の職員の皆さんが直接行ったり、私も電話で話をしております。その中で何かかんか言いわけをしながら、この2年3カ月を過ぎてきております。

私はそういう面でこの住宅産業をしているわけですので、その下水道に設置しなければいけないということは十分理解しておるはずですが、社長は。しかも3月7日付で提出されておるということは、この提出にはちゃんと印鑑も打ってあるわけですから、だから、こういうことがいつまでも放置されるというのは、私は納得できないので、これから先、下水道の皆さんも大変御苦労をされています、この件については。だから、そういう面で非常に申しわけない部分もあるんですけれども、毎日生活しておるその日の出の借家の近くの人たちは、困り果てているわけですよ。

だから、これについては、何らかの措置を僕はしていただきたい。そういう住宅産業を土地開発を今、江川の跡を買収して、日の出が宅地造成をしております。当然そこも下水道を恐らく引かなければできないわけですので、そういった申請のときに、まず前のやつを処理してください。そうでなければ、これは許可できません、そういった強い態度も僕は必要じゃないかなと。資金繰りもある、自分ところでもできる、それができていないというのは、やっぱり私は問題が

あると思いますので、そういうことも含めてぜひ検討をしていただきたいと思います。

これは答弁ができれば、答弁していただきたいと思います。答弁ができなければ要望にしたいと思いますが、答弁するのに非常に難しいので、これは一応要望にしておきますので、ぜひ今後とも引き続き努力をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（福田 齊君） 次に、国保水俣市立総合医療センターHCU新設改修工事入札について、答弁を求めます。

松木総合医療センター事務部次長。

（総合医療センター事務部次長 松木幸蔵君登壇）

○総合医療センター事務部次長（松木幸蔵君） 次に、国保水俣市立総合医療センターHCU新設改修工事入札について、今回の入札でなぜ成立していないのか伺いますとの御質問にお答えします。

HCU新設改修工事入札については、建築主体、電気設備、機械設備の3つの工事に分け、去る8月29日及び30日に入札を行ったところでございます。

その結果、建築主体工事については落札者がなく、その後の最低価格入札者との協議においても価格の折り合いがついておりません。電気設備工事については落札者がありませんでしたが、最低価格入札者との協議により価格の折り合いがついたところでございます。機械設備工事については予定価格内で落札しております。

各工事の予定価格につきましては、委託した設計業者により、国交省建築工事積算基準や刊行物比較表、その他基準のないものは見積もり比較表に基づき、それぞれ積算をされていますが、設計業者によりまして、経済情勢や需給の状況によりまして一部の部材等で基準額と実勢額に乖離が生じた可能性があり、入札が不調となったのではないかとということでございました。

○議長（福田 齊君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、病院の担当のほうからも答弁がありましたように、設備に関しては1回で落札をされています。電気については、1回、2回、落札がなく、要するに一番安いところとの病院との協議の中で担当者も持ち帰って後日返事をするということで、最終的には一応病院が出した金額をそのままやりますということで成立したわけでございます。

一方、建築については、1回、2回目も落札ができずに最終的な一番単価の安い業者と病院とのネゴの中でもそれが成立しなかったということですので、いわば今答弁がありましたように、見積金額、積算そのものが本当にちゃんとされていたのかどうか、要するに今設計事務所が古い物価分で一応積算した部分もあるので、若干その金額のずれがあったのかなということですが、この設計事務所は要するにもう以前から医療センターの設計に携わっている会社でございまして、大手じゃないんですけれども、中堅クラスとして病院を専門に設計業務をやっている会

社ですので、非常に実績もありますので、そういった面で積算そのものが間違っているということは僕はないというふうには思っておるんですけども、しかし今回落札できなかった。考えられるのが幾つかあると思うんですけども、その設計事務所が出した積算が病院に上がってきたときに、要するに病院が歩引きをどれくらいしたのかということも考えられますし、あるいは業者が積み上げた積算が図面と業者の積算価格が病院との折り合いができないような価格になっているということ自身も一生懸命、業者は努力をして自分たちの入札額というのは決めるわけですので、特に今水俣が仕事ありませんので、そういう面で少しでも赤字にならなければ仕事がしたい。皆さんそういう気持ちがあるんですよ。

建設屋さんとかいろんな業者も含めて仕事がありませんから。だから、そういう面で皆さんそれなりに努力はされておりますけれども、しかしそれにしても、差があり過ぎるんですよ、もう御存じのように。金額はこれはまだ成立していないので、余り公表はできないので、私も公表はしませんけれども、ただ額的に1億を下回る額で700万近くの差があるわけです。

だから、そういう面で差があり過ぎるわけですので、それに対して、要するに病院が指示した額と建設屋さんに見積もりした額との差がかなりのさっき言いましたように700万弱近くの差があるということで、予定金額に比べてこの差があり過ぎるとするのは、非常に私はそれだけ建設屋が利益を出すということはある得ないということですよ。

だからもう少しやっぱりその付近を設計が積み上げた価格と図面も含めて再度精査して、早くこれを再入札をしていかなければ、もう電気等設備は決まっておるわけですから、ただ建築が決まらなければいつまでも工事にかかれないうわけですので、そういった面でこの設計事務所とも再度打ち合わせしていただいて、見積もり予定価格と図面も精査しながら、再度早急に入札をされる計画はあるのかどうか、それをお伺いします。

○議長（福田 齊君） 松木総合医療センター事務部次長。

○総合医療センター事務部次長（松木幸蔵君） 松本議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

入札額と予定価格の差が余りにも大きいということでございます。そして、今後どのように対応していくかというような御質問だったと思います。

設計につきましては、先ほど申し上げましたとおり積算基準、それから刊行物による比較、また見積もりをとるといった形で行ったわけでございますけれども、結果的に今議員が言われるように、入札額と予定価格の差が大きかったことは事実として受けとめているところでございます。

地域の経済状況なども考えながら、今落札に至っていない建築主体工事につきましては、設計事務所を交えて、積算内容等の見直しをちょうど行っているところでございます。

工事期間、工期のことがございますので、早急に再度入札を実施する方向で今準備を進めているところでございます。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 いつも私は言っているんですけども、公共事業というのは、いわゆるこの水俣の経済対策につながることでなければならないというふうに思っておりますので、これが非常に金額が厳しい、もう逆に仕事をして赤字になるような状況では、これはもう経済対策どころか、会社そのものが成り立っていかないわけですので、そういった面で十分その付近も考えていただいて、地元企業の経済対策につながるような、利益が出るような入札の仕方をぜひしていただきたいというふうに思っておりますので、今設計事務所と精査した上で早急に実施するというございますので、ぜひそのときには一回で入札できるような状況をつくっていただきたいというふうに思っておりますので、これは要望にしておきたいと思えます。

○議長（福田 斉君） 次に、小中学校空調設備設置について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小中学校空調設備設置について、小中学校空調設備の設置計画について伺いますとの御質問にお答えします。

まず、各小中学校に空調設備を設置するために、本年度中に設計業務を完了させる予定としております。

そして、国が本年度補正予算、または、来年度予算において、小中学校への空調設備設置のための財政支援を行う旨を発表しておりますので、本市において空調設備設置の財源に充てるために要望している学校施設環境改善交付金が採択される可能性が出てきております。

このようなことから、今後の計画としましては、早くて来年度中に、遅くても交付金の採択があり次第、早急に設置できるよう準備を進めているところでございます。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 この小中学校の空調設備については、私3年前に決算委員会でお尋ねしたことがありまして、そのとき教育長、次長おられたわけですが、そのときの答弁としては、夏は汗をかきながら、子どもが体力をつける。冬は寒さにも耐えられる子どもをつくるということで、全く意思はありませんでした、3年前は。

なぜ私はそこで決算委員会のときに質問したかといいますと、もう人吉市はその時点で全小中学校クーラー設置してあった。だから、そういうことも踏まえて、そして私自身が第二小学校の夏の授業参観に行きまして、もう本当に暑くて暑くて、汗だらだらで授業参観を見たということもありまして、3年前にそういった質問をしたわけですが、当然そのときにも働きかけして、県、国にされておられれば、恐らくもう設置も終わってしまったんじゃないかなというふうにも思いますが、昨年いろんな各議員の皆さんもこの一般質問の中で空調がぜひ必要だということで数人

の方が質問をされておられます。

私も大体予算がどれぐらいかかるのかなということでお聞きしておりましたので、大体水俣市の予定としては3年で7億ということで最初は聞いておりましたので、事あるごとにいろんな代議士にも含めて、ぜひ予算を確保してほしいということをこれまでもずっとお願いしてきておりました。

この異常気象のもとで非常にいろんな全国的に問題が起こっておりまして、学校でもそういった面で文科省としても前倒しをして、この空調設備を設置するということを出してございまして、来年度予算にも今取りまとめをしておりますが、その中にもう組み込まれておりますので、私は来年の早い時期には、設置ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、今、教育委員会のほうでその設置に当たって大体予算はどの程度計画をしているのか。もしわかっておれば、答弁をいただきたいと思っております。この1点です。

○議長（福田 斉君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 松本議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

以前の設置計画では、総事業費約7億円ということでしたけれども、現時点では幾らぐらいを見込んでいるかという御質問と思っております。

今回、設置計画を見直すに当たり、設置が必要な教室等を精査いたしました。その結果、総事業費は現時点で約6億円と見込んでおります。

以上でございます。

○議長（福田 斉君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、総事業費が6億円ということでございますので、6億円というのは非常に大きな金額でございますので、できるだけ事業費が補助金がどの程度補助金になるのか、これ私もちょっと心配はしておりますけれども、水俣市が今借金を抱えておりますので、また借金が膨らむような状況では困るなという気持ちがありますので、今、さっきも言いましたように、いろんな代議士等にも含めてお願いをしておりますので、県議会がチーム熊本という形の中で、県議会と国会議員が一緒になってこのことは取り組んでいますので、そういった面で補助金がどの程度になるのか、今国が取りまとめおる最中ですので、その付近を見きわめながらやっていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、いずれにしても、この6億円もかかるということでございますので、当然単年度では難しいだろうと思っておりますので、2年近くかかるのかなと思っておりますので、その付近の見通しは大体どのような状況になっているのかお伺いをします。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 一応設置につきましては、来年度中ということで考えているところでございます。

○議長（福田 斉君） 以上で松本和幸議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明13日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後2時13分 散会

平成30年9月13日

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第4号)

一般質問・質疑

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第4号）

平成30年9月13日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時53分 散会

（出席議員） 16人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	田 口 憲 雄 君	岩 村 龍 男 君
高 岡 朱 美 君	田 中 陸 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君	福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君
中 村 幸 治 君	岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君
野 中 重 男 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総務部財政課長（梅 下 俊 克 君）
教育委員会事務局教育総務課長（岩 井 浩 昭 君）	教育委員会事務局スポーツ振興課長（緒 方 卓 也 君）

○議事日程 第4号

平成30年9月13日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- | | | | |
|---|-------|---|-----------------------|
| 1 | 牧下恭之君 | 1 | ごみのリサイクルについて |
| | | 2 | 高校生までの医療費無料化について |
| | | 3 | 高齢者の運転免許証自主返納支援について |
| 2 | 谷口明弘君 | 1 | 第6次水俣市総合計画について |
| | | 2 | 庁舎建て替えについて |
| 3 | 小路貴紀君 | 1 | 水俣市スポーツキッズサポーター基金について |
| | | 2 | 多様な住環境の整備について |
| | | 3 | 市保有施設へのエアコン設置について |

(付託委員会)

第2 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第3号) (各委)

第3 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について (厚生文教)

第4 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第5 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第6 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第7 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)

第8 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第4号) (各委)

第9 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第10 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (厚生文教)

第11 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第2号) (厚生文教)

第12 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) (総務産業)

第13 議第79号 工事請負契約の締結について (厚生文教)

第14 議第80号 市道の路線認定について (総務産業)

第15 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について (厚生文教)

第16 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について (厚生文教)

第17 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について (総務産業)

- 第18 議第84号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生文教)
- 第19 議第85号 平成29年度水俣市一般会計決算認定について ()
- 第20 議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第21 議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第22 議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について (厚生文教)
- 第23 議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について (総務産業)
- 第24 特別委員会の設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日、市長から条例案1件、決算5件、健全化判断比率及び資金不足比率の報告1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、岩井教育総務課長、緒方スポーツ振興課長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問

○議長（福田 斉君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、牧下恭之議員に許します。

(牧下恭之君登壇)

○牧下恭之君 皆様おはようございます。公明党の牧下でございます。

このたびの台風、地震で被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、通告に従い、順次質問いたしますので、簡潔な前向きな答弁を期待し、質問に入り

たいと思います。

まず初めに、ごみのリサイクルについて。

クリーンセンターにおいては、改善・改革を進めてきたと聞いているが、地域リサイクル時の道具箱を地域保管にしたことによる苦情及び成果はどうだったのか。

生ごみ減量化及びゼロ・ウェイストのまちづくりの実現に向けた水俣市の挑戦について、昨年、生ごみ未収集地区9区、15区、16区の収集が始まり、本年6月より、東部10区から14区及び久木野23区から26区の生ごみ収集がスタートし、水俣市全地域の生ごみ収集が実現しました。

生ごみの全地区収集が6月より始まり成果をどう考えているか。

生ごみ処理の家庭版キエーロ無償貸与を実施されているが、現状と成果と今後の取り組みはどうか、お尋ねいたします。

次に、高校生までの医療費無料化について。

このことについては5回目の質問となりました。

水俣市が平成22年10月に小学校6年生まで拡大したときは、県下においては45市町村のうち中学3年生まで20自治体、さらに高校3年生までが1自治体でありました。

都会との賃金格差もあり、子育て世代の応援で定住促進、子育てしやすいまちづくりを目指し、平成28年10月には、高校生まで医療費無料化を14自治体が実施しております。

この現状を踏まえ、以下質問いたします。

高校生まで医療費無料化を実施している自治体の現状はどうか。

高校生を医療費助成した場合の金額は幾らか。

高校生まで医療費無料化を実施してはどうか、お尋ねいたします。

次に、高齢者の運転免許証自主返納支援制度について。

近年、高齢者ドライバーによるアクセル等の間違い、逆走問題が多発しています。

警察庁の運転免許統計によると、2017年の自主返納件数は42万3,800件で、その半数以上を75歳以上が占め、増加傾向にあります。

免許証自主返納を進めることが今後の人生を明るく、住みやすい環境をつくるために、以下質問いたします。

本市の65歳以上及び75歳以上の運転免許保有者は何名か。

近年の高齢者ドライバーによる事故件数はどうか。

ここ数年の運転免許証自主返納状況はどうか。

現在、運転免許証返納は、警察に返納し、さらに市役所に本人が来庁し、特典制度を受けることができます。本人は免許を返納し、誰かを頼らなければならない状況では自主返納は進まないと思います。運転免許証自主返納特典手続の簡素化はできないか。

特典制度では、バス及び乗り合いタクシーが通っていない地域の方には利用困難です。運転免許証自主返納特典制度を地域に沿った支援制度にできないか、お尋ねいたします。

以上で、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、ごみのリサイクルについては私から、高校生までの医療費無料化については副市長から、高齢者の運転免許証自主返納支援については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

初めに、ごみのリサイクルについて順次お答えします。

まず、地域リサイクル時の道具箱を地域保管にしたことによる苦情及び成果はどうだったのかとの御質問にお答えします。

現在、本市では、月に1回の資源ごみ排出の際に、使用する道具箱を地域で保管していただいているところです。苦情については、一部の地域の方から、管理する当番の方が高齢者のためステーションまで運ぶことが難しく、道具箱を以前のように市のほうで管理し配布してほしいとの要望がありましたが、ほとんどの地域においては、住民の方々が協力し合い、ステーション近くの方が道具箱を保管したり、ステーションに道具箱保管のための収納箱を設置するなど、地域ごとに工夫されて問題なく対応いただいているところです。

成果としては、道具箱を地域で管理していただくことで、市として道具箱を運搬・配布する車両の使用が不要となり、その分の運搬コストが削減されるとともに、住民の方も道具類の使用や補充がよりしやすくなったと考えております。

次に、生ごみ全地区収集が6月に始まり、成果をどう考えているかとの御質問にお答えします。

ことし6月から、これまで分別収集を実施していなかった10区から14区及び23区から26区までの生ごみ分別収集を開始し、市内全域での生ごみ分別収集となりました。自家処理をされていた家庭もありますが、可燃ごみに混入していた生ごみが減るため、その分可燃ごみの量が減少し、今後、処理費の削減が見込まれます。

全地区での収集開始からまだ3カ月と日が浅いため、正確な比較はできませんが、例えば本年6月から8月までの可燃ごみ量と前年の同じ期間と比較しますと、月平均約21.5トンの減少となり、既に効果が出てきております。

次に、生ごみ処理機の家庭版キエーロ無償貸与を実施されているが、現状と成果と今後の取り組みはどうなっているかとの御質問にお答えします。

生ごみ処理容器キエーロは、昨年8月から現在の無償貸与制度を創設しました。原則5年間の

貸与期間で、利用者は中に入れる土の購入費などを負担するだけで簡単に利用でき、実際に使った方からは、生ごみが確実に分解してにおいもないなど、非常に便利だという口コミが広がって、順調に申込者がふえています。

現状は、今年8月末現在、申し込み登録者が522名、設置数は502基となっています。4年前からの設置数を含めると647世帯が設置し、市内の約5.5%の家庭が設置していることとなります。

その成果としては、一般家庭から排出される生ごみの減量、それに伴う市の処理費用の削減が図られます。また、利用する市民側のメリットとしては、生ごみ指定袋の購入費用の削減、ごみ収集日に制約されず、いつでも自宅で処理ができる、遠いごみステーションまで持っていく必要がないことなど、市民の特に高齢者のごみ出し負担の軽減が図られます。

さらに、25区全域、12区の石飛、構、荒平、8区の石神など、キエーロと畑の利用による自家処理で、生ごみの収集が不要になった地域が出てきています。

キエーロ普及率は14区62.3%、23区45%など、山間部の地域を中心に高くなっており、市街地でも「以前とするとバケツの中のごみ量が減った」という市民の声があります。今後の取り組みについては、まずは市内全世帯の1割に設置を目指したいと考えています。

設置する世帯がふえればふえるほど、効果は確実に大きくなりますので、希望者がいる限り、できるだけ数多く設置することが理想ですし、さらに高い自家処理率を目指したいと思います。

また、今後さらに設置数がふえれば、処理方法やメンテナンスの助言・指導など、適切かつ順調に使えるサポート体制の整備などについても検討する必要があると考えています。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 私にも、工具箱が地域保管となりまして苦情がありました。クリーンセンターに事情を聞きに行きました。それで、話を聞いて納得して帰った次第であります。

4つ質問をしたいと思います。

工具箱の運搬コストの削減効果はどうだったのか。

生ごみの全地区収集が始まったことで、生ごみの量はふえているのか。

キエーロの導入で、どれくらいの経費削減効果があるのか。

キエーロについては全世帯の1割を目指すとのことでありましたが、普及についてどのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、牧下議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

4点ございまして、まず1点目、工具箱の運搬コストの削減効果はどうだったのかという御質問ですが、環境クリーンセンターで工具箱を配布していた車両の燃料使用量を比較しましたところ、工具箱を配布していた平成28年に比べ、車両を使用せず、地域で管理をすることになった平

成29年度では、年間320リットル、金額にして約4万3,000円の経費削減となっております。

また、使用する車両の延命化や配布に要する人件費の削減にも寄与しておりまして、これらを含めると、数百万円程度の運搬コストの削減効果が見込まれるものと考えております。

2番目の御質問で、生ごみの全地区収集が始まったことで、生ごみの量がふえているのかという御質問かと思えます。

新たに生ごみ収集対象地区となりました地域は、約890世帯、人口1,900人でありまして、生ごみ処理容器の普及効果もありまして、今のところ生ごみの量はふえておりません。

例えば、ことし6月から8月の3カ月間の生ごみの量の合計を前年の同じ時期と比較をいたしましても約0.7トンの減少となっております。

続いて、3番目の御質問のキエーロの導入でどれぐらいの経費の削減効果があったのかという御質問ですが、キエーロを500基設置いたしまして、5年間利用した場合、これを試算いたしますと製作費は250万円、生ごみ処理を委託した場合の5年間の経費が約950万円、比較いたしますと、5年間で約700万円の経費の削減になると考えております。

それから4番目の御質問のキエーロの設置を全世帯の1割目指すというふうに言っているけれども、普及についてどうやって取り組んでいくのかという御質問だったと思えます。

今後、より一層キエーロの設置促進を図るために、市報への掲載ですとか、みなへら通信などを活用した積極的な広報の展開、それから希望するグループの方々への出前講座や説明会などの開催を積極的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 市民のための事業の改善、経費削減に結びついている状況を強く感じております。職員のやる気にもつながっていると思えます。このごろは、職員の返答が早く、市民サービスにつながっていると感じる次第であります。

全庁舎の各課の改善、やる気で楽しい職場になることを期待して質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、高校生までの医療費無料化について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、高校生までの医療費無料化について、順次お答えします。

まず、高校生まで医療費無料化を実施している自治体の現状はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

現在、子ども医療費助成対象を高校生までとしている自治体は、県内45市町村のうち15自治体で、いずれも医療費の自己負担はなく、全額公費負担となっております。

次に、高校生を医療費助成した場合の金額は幾らかとの御質問にお答えします。

6月議会で塩崎議員にお答えしましたとおり、子ども医療費助成対象を高校生まで拡大した場合の助成額について、国保データベースで抽出した過去5年間分の高校生の医療費に基づき、試算を行った結果、年間約770万円の増額が見込まれます。これを本市の昨年度の中学3年生までの年間の子ども医療費助成額である約8,370万円と合わせた約9,140万円が高校生までを医療費助成対象とした場合の金額となります。

次に、高校生まで医療費無料化を実施してはどうかとの御質問にお答えします。

子ども医療費の助成対象を高校生まで拡大することについては、現在策定中である第6次水俣市総合計画と市長マニフェストとの整合性を図りながら、早期実現に向け、検討を行っているところです。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 他県の病院を受診した場合、医療費の支払いはどのようになっているかお尋ねします。

水俣市、津奈木町、芦北町の医療機関を受診した場合は、医療機関から市へ請求があり、個人の立てかえはないと思いますが、県内特に熊本市の医療機関を受診した場合は、医療費の領収書及び申請書を市に提出して、申請者口座に振り込みをされます。

毎回同じ医療機関を受診し、1回に何万円とかがかります。交通費用も発生しております。子育て世代には大変な負担となっている状況であります。

県内の医療機関を受診した場合、医療機関から市へ請求する現物給付を検討できないかお尋ねいたします。

市長にお尋ねしますが、平成22年においては、高校生までの医療費無料化は1自治体でありました。現在では15自治体とのことであります。高校生医療費は770万円の増額と見込まれておりますが、昨年の3月時点では836万円と試算されていまして66万円減少をいたしました。高校生も減少傾向にあります。また、高校生は病院には余り受診しないとの話もあります。

早期実施を検討されていますが、子ども医療費助成対象の拡充に当たり、市としての費用負担が増額となりますが、市長はどう考えておられるかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えをします。

まず他県の病院を受診した場合、医療費の支払いはどのようになっているかについてお答えします。

他県の医療機関を受診した場合は、医療費の領収書及び申請書を市に提出していただき、後日申請者へ口座振り込みとなります。

次に、県内の医療機関を受診した際、医療機関から市へ請求する現物給付を検討できないかとお尋ねにお答えします。

現在、県内14市のうち6市が医療機関の外来受診の際、個人の立てかえ払いではない現物給付を実施しております。本市においても県内医療機関で外来受診される場合の現物給付を前向きに検討したいと考えております。

○議長（福田 斉君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員の2回目の御質問のうち3番目ですけれども、高校生まで医療費を無償化した場合の負担増となるけれども、どう考えているかという御質問だと思います。

本市においてもやはり少子化というのが進む中で水俣市の将来を担う大切な子どもたちの疾病の早期治療、そして健康の保持や健全な育成と子育て世代への経済的支援といたしまして、必要な経費であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 子ども医療費助成対象の高校生までの拡充を早期実施に向けて検討中とのことですが、具体的にはいつから実施するのかお尋ねをいたします。

○議長（福田 斉君） 小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 牧下議員の3回目の御質問にお答えします。

子ども医療費の助成対象を高校生まで早期に拡充するということであるが、具体的にはいつから実施するかというお尋ねでございます。

医療機関、医師会等の関係機関への制度拡充の協議及び周知に時間を要しますが、可能な限り早期の実施に向けて検討しているところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、高齢者の運転免許証自主返納支援について、答弁を求めます。

深江福祉環境部長。

（福祉環境部長 深江浩一郎君登壇）

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 次に、高齢者の運転免許証自主返納支援について、順次お答えいたします。

まず、本市の65歳以上及び75歳以上の運転免許保有者数は何名かとの御質問にお答えいたします。

本市の65歳以上の免許証保有者数は、平成29年12月末現在で5,006名、そのうち75歳以上の免許証保有者数は、1,707名となっております。

次に、近年の高齢者ドライバーによる事故件数はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

平成29年中に水俣警察署管内で発生した交通事故件数62件のうち、高齢者が第一当事者となった交通事故は20件となっております。

次に、ここ数年の運転免許証返納状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

過去5年間の水俣市内の運転免許証返納状況は、平成25年度が41人、26年度が61人、27年度が50人、28年度が85人、29年度が106人となっております。

次に、運転免許証自主返納特典の手續の簡素化はできないのかとの御質問にお答えします。

現在、運転免許証の返納窓口は水俣警察署となっております。また、岩村議員の御質問にもお答えしましたとおり、返納者の公共交通の利用促進を目的とした自主返納特典窓口を本市総務課が担当し、コミュニティーバスあるいは乗り合いタクシーの回数券7,500円分を交付しております。そのほか、産交バス、南国交通バスが免許証返納者に対して料金を半額に割引くなど企業の社会的貢献活動による支援も実施されております。

返納窓口と自主返納特典窓口が別々となっておりますが、平成30年3月1日から運転免許証の返納を申請しやすい環境整備を進めるため、家族など代理人による手續、代行制度が開始されており、あわせて自主返納特典についても代理手續ができるよう検討してまいりたいと考えております。また、手續の煩雑さを解消させるため、窓口のワンストップ化についても、交通安全協会等との連携が必要だと認識しております。

次に、運転免許証自主返納特典制度を地域に合った支援制度にできないのかとの御質問にお答えします。

返納者に対する特典につきましては、先ほど申し上げましたコミュニティーバスもしくは、乗り合いタクシーの乗車券となっております。

今後も庁内関係各課や交通安全関係機関と連携し、本市における取り組みについて、地元企業の皆様へ呼びかけていくことも必要になってくるのではないかと考えております。

また、手續の簡素化も含め、他市の高齢者運転免許証自主返納制度の支援状況等について情報収集に努めてまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 本市の65歳以上の免許保有者は5,006人、そのうち75歳以上が1,707人ということがあります。さらに、高齢者が第一当事者となった交通事故は平成29年度で20件でありました。

毎年20件以上の交通事故が水俣市管内で発生している状況であります。

平成30年度では7月末現在で、水俣市では24件の事故が発生し、その中で高齢者運転が原因による事故は9件、負傷者数11人となっております。

事故の大小はあっても、精神的に追い詰められる環境を排除することが大事であると思います。

佐賀県唐津市では、免許自主返納の後押しのために、運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた65歳以上の市民にタクシー運賃が3割引きになるタクシー利用券を毎月4枚ずつ、3年間で計144枚支給しております。また、証明書を提示すると、運賃が1割引きになる優遇措置を行っていることから、合わせて4割引きになるというふうになっております。ほかには、ショッピングセンターでの購入商品の割引、ホテルの宿泊割引、温泉施設の利用割引、補聴器の購入割引等を実施している自治体もあります。

他市の情報収集と特典制度改善に、いつを目標に取り組んでいくのかお尋ねいたします。

平成29年3月に施行された改正道路交通法では、75歳以上の運転者は、免許証の更新時に臨時認知機能検査を受けることになります。

高齢者運転免許証自主返納にどう取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 深江福祉環境部長。

○福祉環境部長（深江浩一郎君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

2点ございました。

まず1点目が、特典制度について、他市の情報を収集を行い、特典制度の改善をいつを目標に取り組んでいくのかの御質問でございました。

高齢者運転の交通事故防止と高齢者運転免許証自主返納を進めるためにも議員御指摘の数々の支援制度につきましては、運転に不安を感じている高齢者ドライバーや高齢者を支える家族にとって自主返納を考える一つの選択肢であると考えております。

今後、他市の状況を参考に整理しながら、自主返納者に対して理解が得られるような制度の見直しを関係各課と連携し、検討を早急に進めてまいりたいと考えております。

2点目の御質問でございました。

改正道路交通法では、75歳以上の運転者に免許証の更新時に臨時認知機能検査を受けることになる。高齢者の運転免許証自主返納にどう取り組んでいくのかという御質問でございました。

改正道路交通法が施行されまして、高齢者ドライバーの安全対策は改善されるものと期待しております。また、運転免許証の自主返納は市民一人一人の個人差や各家庭内の協力状況など、個人の判断に委ねることになると考えられますが、市といたしましても適宜広報紙等で周知を図りながら、老人会などで開催する交通安全教室などで返納を含めたPRなどを行っていきたいと考えております。

また、社会福祉協議会や関係各課と連携し、ケアマネジャーなど高齢者の方と接する機会がある方に対しましても周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 交通事故の発生は、誰もが交通事故の加害者または被害者となる可能性があります。

また、最近では毎日というほど高齢者に関する交通事故が報道されていますが、市民へのドライブレコーダー設置の推進と、まずは市公用車への設置が必要だと思います。

運転免許証自主返納支援制度の周知徹底と自主返納を促す取り組みを強力に進めていただきたいことをお願いし、質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時01分 休憩

午前10時10分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

2018年アジア競技大会での日本選手団の活躍、これは2020年東京オリンピックに弾みをつけるよいニュースでありました。また全米オープンテニスで大坂なおみ選手が日本人として男女通じて初めて優勝の栄冠に輝いたことは日本人として大変喜ばしいニュースとなりました。一方で、アメリカンフットボールやボクシング、体操競技など、連日世間を騒がせる一連の報道には心を痛めるばかりです。2020年東京オリンピックを成功に導くためにも、早くこのような問題が決着することを望むばかりです。

一方で、相変わらず自然災害の脅威によりとうとう命が奪われましたことに対して心からお悔やみを申し上げます。日本各地で避難生活を余儀なくされている多くの方々にお見舞いを申し上げます。

水俣市も予定しておりました総合防災訓練が中止となりましたが、いつ何時襲いかかってくるかもしれない自然災害について、市民の皆様にもふだんからの備えをお願いするとともに、水俣市としても最大限の準備をお願いいたします。

ある方が、私のSNSに災害時の対応は自治体任せではなく、自分たちでどう安全に対応すべきか常に考えておかなければなりません。助かるすべだけでなく、助けるすべもコメントを寄せてくださいました。まさに自助・共助・公助の精神をわかりやすく表現した力のある言葉だと感じました。

今日は、私が議会から選出されて携わっております水俣市総合計画策定審議会で感じた疑問や

特別委員会の委員として携わっております市役所新庁舎建てかえについて、私なりの政策提言を交えて質問に臨みたいと思います。

それでは、通告に従って、以下質問します。

1、第6次水俣市総合計画について。

①、高岡市長となって初めて策定される第6次総合計画ですが、総合計画策定審議会からの答申を受けて市長が議会に基本構想・基本計画案を上程し議会の議決を経る仕組みになっていますが、市長のマニフェストや政策などはどのように反映されるのか。

②、第5次総合計画ではそれぞれの施策に数値目標を設定してありました。その成果の検証ではほとんどの施策や事業の評価で一定の成果を上げた。またはおおむね成果を上げたと結論づけておられます。しかし、市民感覚としては、慶應義塾大学の市民意識調査でも明らかなように、経済が下向きである。観光業、工業分野を拡大してほしい。観光、住環境、雇用環境など産業面の満足度が低いとの結果が出ています。そもそも数値目標の設定は妥当なのかということを質問いたします。

③、国の打ち出す地方創生の施策、例えばふるさと納税制度や地域おこし協力隊など、これまで水俣市はほかの自治体の成功を後追いで取り組む負け組であったと感じています。総合計画も大事ですが、柔軟かつ積極的に新たな施策にチャレンジする姿勢を総合計画に盛り込むことはできないのか。

大項目2、庁舎建てかえについて。

①、新庁舎の建物配置の方向性が1案に絞られたとのことですが、その特徴はどのようなものか。

②、庁舎建替等対策特別委員会の先進地視察では、いずれも狭隘な敷地に駐車場を確保するために1階をピロティーにして駐車場を確保し、2階に主要窓口を集約する。2階へのアクセスはエスカレーターやエレベーターを主に使い、市民の利便性に配慮しているケースが目立ちました。

本市の庁舎は2階へのアクセスについてエスカレーターやエレベーターの活用に関してどのように考えているのかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の御質問に順次お答えします。

第6次水俣市総合計画については私から、庁舎建てかえについては総合政策部長から、それぞれお答えします。

初めに、第6次水俣市総合計画について、順次お答えします。

まず、私が市長となって初めて策定される第6次総合計画ですが、総合計画策定審議会からの答申を受けて市長が議会へ基本構想・基本計画案を上程し、議会の議決を経る仕組みになっているが、市長のマニフェストや政策はどのように反映されるのかとの御質問にお答えします。

現在策定を進めている第6次総合計画については、市長公約等の反映を考慮する観点から、平成29年3月議会で御承認いただき、第5次総合計画の計画期間を1年間延長させていただきました。

現時点での第6次総合計画の策定状況につきましては、8月までに総合計画策定審議会を2回、市民ワークショップを4回開催したほか、庁内組織による審議を必要に応じて実施しており、現在は、関係部署の職員で構成する庁内プロジェクトチームにおいて、計画のたたき台を作成しているところです。

今後、このたたき台をもとに、総合計画策定審議会及び庁内組織での審議を経て年末までに素案を作成、公表し、市民の皆様の御意見等を伺うこととしております。

私がマニフェストに掲げました地元商工業と連携した地域経済の活性化、子育て支援策の充実、観光資源や農林水産物の磨き上げ、楽しく快適な暮らしの実現、夢と希望をかなえる挑戦、斬新的な働き方改革などの政策については、この素案作成過程の中で基本構想及び基本計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、第5次総合計画ではそれぞれの施策に数値目標を設定していた。その成果の検証ではほとんどの施策や事業の評価で一定の成果を上げた。またはおおむね成果を上げたと結論づけている。

しかし、市民感覚としては慶應義塾大学の市民意識調査などでも明らかなように経済が下向きである。観光業、工業分野を拡大してほしい。観光、住環境、雇用環境など産業面の満足度が低いとの結果が出ている。そもそも、数値目標の設定は妥当なのかとの御質問にお答えします。

第5次総合計画の策定に際しては、従来の総合計画になかった各政策等の客観的な評価基準といたしまして、全ての基本事業の指標に、数値目標が設定されています。

指標は202あり、その達成度を見ますと、目標値を達成したものの49%、何らかの改善が見られたものの33%、達成できなかったものの18%となっています。

また、計画には25の施策と79の基本事業が記載されていますが、今回計画期間の最終年度を迎えたことに伴い、あらかじめ定めた評価基準に基づき、各主管部署において4段階で評価したところ、施策については、B評価のおおむね成果が上がったが48%、C評価の一定の成果を上げたが44%、同様に基本事業については、B評価が45%、C評価が33%という結果が出ました。

これに対して、慶應義塾大学が全世帯を対象として行った市民意識調査では、6割の世帯が水

侯市の経済が下向きであると感じ、約半数の世帯が観光業、工業分野を拡大してほしいと思っており、このほか住環境、雇用環境への満足度が低いという結果が出ております。

以上を踏まえ、今回の検証について総括しますと、市が行った4段階評価のうち、C評価の一定の成果を上げた施策や基本事業の中に、市民ニーズに十分応えられなかったものが含まれている可能性があり、これによって市民感覚との乖離が生じたのではないかと考えています。

数値目標に関しましては、第5次総合計画から本格的に取り組んだこともあり、成果指標が示されていなかったり、市の政策によるものでなく、単に社会環境の変化に左右される数値が含まれていたりするなど、全てが妥当であったとは考えておりません。

第6次総合計画の策定に当たりましては、より適正な数値目標の設定を図るとともに、外部専門家の客観的意見も取り入れながら、効果的な評価の仕組みを構築してまいることとします。

次に、国の打ち出す地方創生の施策、例えばふるさと納税制度や地域おこし協力隊など、これまで水俣市は他の自治体の成功を後追いで取り組む負け組であったと感じる。柔軟かつ積極的に新たな施策にチャレンジする姿勢を総合計画に盛り込むことはできないのかとの御質問にお答えします。

議員御指摘の柔軟かつ積極的に新たな施策にチャレンジする姿勢は、今後の市政運営において大切な要素であると考えております。

現在、我が国においてかつて経験したことのない急激な人口減少が進んでおり、持続可能な社会を維持していくために、さまざまな施策が講じられているところです。

このような状況の中、今まさに、閉塞感の打破と大きな変革が求められていると考えております。行政がどこまで本気になり、市民の皆様と一緒に、水俣の持つ可能性を引き出しながら、地域を元気にしていけるかが問われています。そのためには、従来の待ちの姿勢から攻めの姿勢へ転じる必要があり、まずは私みずからがさまざまな課題に取り組み、市役所にあっては、職員の意識改革も推進していくことといたします。これらのことを踏まえまして、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、迅速かつ積極的に地域課題の解決に挑戦していく姿勢を総合計画の中に盛り込んでまいりたいと考えております。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 私も議会を代表して総合計画策定審議会のメンバーに選ばれている以上、第6次総合計画が実行された結果として、市民の皆様が抱えている不満や課題が現状より改善されたと実感できるようにしなければならないその責任の重さを痛感しております。

市民ワークショップにも時間の許す限り参加して市民の皆様の貴重な御意見や問題意識を肌で感じてきました。

市民ワークショップの様子を少し御紹介しますと、まず集まられた市民の皆様の若さに驚きま

した。私も若いつもりでおりましたが、その場では年長の部類に入る状態でした。参加者は、水俣高校の学生さんを初め、さまざまな職種の皆様がいらっしゃって、水俣市の将来について、あるいは現状の問題や課題を真剣に議論されていたことにとっても感動し、勇気をもらいました。

主な意見を幾つか挙げますと、水俣の自然の豊かさや地域資源を生かし切れていない、魅力の情報発信が大切である、地元に対する愛着は強いが地域に活気がないと感じている、市民の環境に対する意識は高いが、資源ごみの分別などの取り組みの成果が見えないなど辛辣な意見も聞かれました。

初めの質問に市長のマニフェストが素案作成過程で基本構想及び基本計画に反映していくと答弁されましたが、ことし2月に実施された市長選挙で政権交代を選択した市民の思いを酌んで、現状打破、市役所の意識改革を先頭に立って実行していただきたいと思います。

国の打ち出す地方創生の施策にどう向き合うかという質問には、市民と一緒に水俣の持つ可能性を引き出しながら地域を元気にしていけるかが問われており、待ちの姿勢から攻めの姿勢に転じる必要があり、職員の意識改革を推進していくと力強い答弁がありましたので、ぜひほかの自治体から先進事例として視察が殺到するような取り組みをぜひお願いいたします。

それから、第5次総合計画の数値目標の検証の件についてですが、これについては2回目の質問をさせていただきます。

第5次総合計画にはたくさんの政策や事業が掲げられていたわけですが、特に市民意識調査で明らかになった経済の低迷、観光業の拡大、雇用環境の改善など市民の懸念に関係の深い、企業誘致件数及び観光入込客数に関する第5次総合計画の数値目標について、本市ではどうなっていたのか。また、本市と同規模の自治体ではどうなっているかお尋ねします。

以上、質問はこの2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の2回目の質問にお答えいたします。

御質問の内容は、企業誘致及び観光の入込客数の目標に対して、本市ではどうなっているのか。また、同規模の自治体等はどうなっているのかという比較ということだと思いますが、本市の企業誘致件数の目標数値は、平成26年度から平成30年度までの5年間で2社、観光入込客数については、平成30年度における数値目標が平成24年度からの6年間で10%増の48万1,000人となっております。

また、本市と同規模の他の自治体につきましては、上天草市の企業誘致件数の数値目標は、平成26年度から平成30年度までの5年間で26件、観光入込客数につきましては、平成35年度における数値目標が平成26年度からの10年間で55%増の74万人の増加となっております。

人吉市の人吉中核工業用地のマザー工場等の誘致件数の数値目標ですが、平成28年度から平成

31年度までの4年間で2件、観光入込客数の平成31年度における数値目標が、平成26年度からの5年間で18%増の145万人となっています。

宇土市の企業誘致数の数値目標は、平成27年度から平成30年度までの4年間で1事業所、観光入込客数については、平成30年度における数値目標が平成25年度からの5年間で10%増の141万6,000人となっております。

お隣、鹿児島県の出水市の企業立地協定数の数値目標は、平成30年度から平成34年度までの5年間で5件、また本市の数値目標と内容が異なりますけれども、宿泊者数については、平成34年度における数値目標が、平成28年からの6年間で5%増の12万人となっております。

鹿児島県伊佐市の進出企業数の数値目標は、平成28年度から平成32年度までの5年間で6社、観光入込客数につきましては、平成32年度における数値目標が平成26年からの6年間で15%増の70万人となっております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 最初に他の自治体として紹介していただいた上天草市の企業誘致件数の数値目標は5年間で26件、観光入込客数については10年間で55%増の74万人と突出して高く設定されているのには驚きました。

また隣接自治体の出水市の企業立地協定数の数値目標は5年間で5件、伊佐市が5年間で6社、と攻めの姿勢が感じられます。出水市には最近も新たに24時間営業のディスカウントショップがオープンしたばかり、大型電気店や有名コーヒーショップなど次から次にオープンし、水俣市民も多く買い物に訪れている状況を目にします。販売員の募集をかけても人手が足りないといったうらやましいいうわさも耳にします。

出水市は水俣から十分通勤圏内ですので、西回り自動車道が出水まで延伸した場合、出水に働きに行く人はさらにふえるかもしれませんが、水俣市は、子育て環境や住環境を整えて、住むなら水俣というようにいきたいものでございます。

議員の皆様の合意を得て第6次水俣市総合計画策定審議会の委員を任されておりますので、今回は現在の進捗状況を報告する意味も込めまして今回質問に取り上げさせていただきました。

最後に3つ目の質問ですが、総合計画の策定の意義及び位置づけを市民の皆様にわかっていただきますように、どのように考えているかをお尋ねし、さらにこの第6次総合計画の今後の決定過程はどのようになっているのか2点お尋ねして、質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口明弘議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

総合計画の策定の意義、それから位置づけはどのように考えているのかと。また、今後の決定

過程はどのようなになっているのかという御質問でありました。

この総合計画は、私の選挙公約を反映しまして、地域を活性化するための計画であると考えております。

また、第6次総合計画の今後の決定過程につきましては、先ほど申し上げました素案の作成、審議、公表と一連の手続を経た後、総合計画策定審議会からの答申を受けまして、第6次総合計画の基本構想案及び基本計画案を取りまとめ、平成31年3月議会へ上程をさせていただきます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、庁舎建てかえについて答弁を求めます。

帆足総合政策部長。

（総合政策部長 帆足朋和君登壇）

○総合政策部長（帆足朋和君） 次に、庁舎建てかえについて、順次お答えします。

まず、新庁舎の建物配置の方向性が1案に絞られたとのことだが、その特徴はどのようなものかとの御質問にお答えします。

建物配置については、浸水対策、国道3号側の新館及び秋葉会館の利活用、免震・制振・耐震構造など構造形式の比較検討の前提条件から、当初5案を設計者から提案され、日影などの法的規制や建設コストの比較により3案に絞り込みました。さらに3案から1案に絞り込むため、駐車場台数の確保、1メートルを超える想定外の浸水、主要窓口のワンフロア完結を比較検討の評価項目として設定したところです。

さらに、庁舎建替等対策特別委員会や市民・高校生ワークショップ等でいただきました御意見を参考に、駐車場の利用しやすさ、主要窓口へのアクセス、市民交流エリアの余裕度、建設コストの比較を加えた7項目を評価項目とし、評価を行ったところです。

今回、採用しました案の特徴としましては、1つは、日奈久断層や出水断層などを震源地とした地震に対しても防災拠点として機能する免震構造を採用しており、地震初動時の建物の揺れを抑制し、地震発生後、市役所機能の業務を継続して行うことができるとともに、速やかに災害活動拠点としての機能転換を図れるのが特徴です。

また、建物1階の床高を旧庁舎のときより1メートルかさ上げし、1階の柱上部に免震装置を設置する柱頭免震構造の採用、主要窓口や執務室等を2階以上にすることから、想定外の水害に対しましても、二重三重の安心・安全が図られています。

旧庁舎では、来庁者用駐車場が61台ありましたが、確定申告、議会定例会、選挙の期日前投票などの時期になると駐車場が不足していたことから、建物下に開放された屋内駐車場を計画するピロティー形式を採用するとともに、新館及び秋葉会館も新庁舎完成後に解体し、駐車場として整備することで、計画敷地内には現時点で110台前後と可能な限り駐車場を確保したところです。

また、ピロティー駐車場は、災害時の炊き出しや救援物資の受け渡しなどが行える災害支援活動拠点としての利用ができます。

転入や転出、転居などの手続で多くの市民が利用する部署については、2階で完結するワンフロア窓口とし、執務エリアは柱をなくし、全ての窓口が見渡せ、市民の方が迷うことのないような環境を整えます。また、高齢者や障害者など社会的弱者にもバリアフリーを配慮するとともに、子ども連れの方も利用しやすい環境づくりを進めているところです。1階は、市民交流エリアと位置づけ、市民ギャラリーや売店、情報発信など市民が集まり憩える空間を提供しております。

環境への配慮については、自然換気、照明自動調光、雨水の雑用水利用などの自然エネルギーの活用やひさしによる日射制御、太陽光発電など環境モデル都市にふさわしい市庁舎を目指すとともに、内装材には地元産材を多く取り入れるなど、ぬくもりのある空間を創出している点が特徴として挙げられます。

次に、庁舎建替等対策特別委員会の先進地視察では、いずれも狭隘な敷地に駐車場を確保するために1階をピロティーにして駐車場を確保し、2階に主要窓口を集約する。2階へのアクセスはエスカレーターやエレベーターを主に使い、市民の利便性に配慮しているケースが目立ったが、本市の庁舎は2階へのアクセスについて、エスカレーターやエレベーターの活用に関してどのように考えているのかとの御質問にお答えします。

2階の主要窓口へのアクセスについては、バリアフリーの観点からしますと、高齢者や身体障害者等の利用はエレベーターにて対応しております。

また、本年5月に設計者が実施しました仮庁舎における来庁者人数調査に基づく交通量計算によると、エスカレーターの必要性はないとのデータも得ておりますが、市民の利便性を考慮するとエスカレーターも有効な手段ではないかと考えております。

本市としましては、エスカレーターやエレベーターの活用に関しては、今後エスカレーター、エレベーターの利便性や安全性、そして建設費用や維持管理費用の比較検討を行い、複数の配置案について総合的に判断し、決定してまいりたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 新庁舎建設は、市民の多くの関心事です。初日に岩村議員からも代表質問があり、私もいろいろとそこで知ること多かったですけれども、旧庁舎はいつ取り壊すのか、いつ新庁舎は建つのかなど多くの疑問や質問が我々議員にもよく寄せられます。

担当課は限られた人数で大変でしょうけれども、タイムリーな情報提供と広く確実に市民に伝わるような周知方法を常に心がけていただきたいと思います。

また、地元業者の活用は積極的に取り組んでいただき、経済活性化の起爆剤にいただきたいと思います。さらに、市役所庁舎は高齢化の進んだ本市の状況で、2階に主要窓口を集約する

という方針でありますので、その際のデメリットを利用する側の視点に立って解消する最善の策を導き出されるようお願いして私の質問を終わります。

○議長（福田 斉君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前10時41分 休憩

午後1時29分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 皆さん、こんにちは。水進会の小路貴紀です。

各地に被害をもたらした豪雨及び台風、そして地震災害によりお亡くなりになられた方々へ謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々並びに今もなお不自由な生活を強いられている方々に対しまして、お見舞いを申し上げます。

6月議会に引き続きまして、最後を務めることとなりました。くじ運がよいのか悪いのかわかりませんが、前向きに受けとめたいと思います。先輩議員の背中を見て学ぶ日々ですが、的確かつ短時間の一般質問が連続し、きょうの午前中は2人で1人でした。私は30分を若干超すことになるとは思いますが、よろしく願いいたします。

さて皆様は、テレビ東京の「YOUは何しに日本へ」いう番組を御存じでしょうか。司会がお笑い芸人のバナナマン、ナレーションがボビーオロゴン、空港内で外国人に対して日本へ何のために来日したかをインタビューする番組です。

放送をオンタイムで視聴することはできなかったのですが、Facebookで再生5万回を超える映像を見ることができました。

番組のインタビュー内容は、カリフォルニア州出身の若い男性が二十歳のころ来日して、熊本に6年間住んだ際に、熊本にある小さなまちの水俣というところで英語教師を勤めた後、現在は東京の会社員に転職したというのがプロローグでした。彼は、熊本と東京のどちらがいいかとの質問に対して、熊本は心のよりどころになっており、水俣に住んでみてからは二度とアメリカに帰りたくないと思った。また、水俣は自然に囲まれており、町なかに流れている大きな川は市民を癒やしていると思う。過去に公害は発生したが、今は凄く水もきれいになっていると。水俣市が環境首都となり、日本一厳しいと言われるごみの分別に取り組んでいること、生まれ変わった素晴らしいまちなので、機会があればぜひ行ってくださいとあふれる笑顔で答えていました。

水俣病が発生した当時の映像が流れた後、現在のきれいな海の映像を見た司会のバナナマン

が、きれいだねと声を漏らしていました。

水俣に思いをはせてくれる若いアメリカ人男性の素直なコメントと自然な笑顔に感激し、水俣のよさを発信してくれることに感謝しかありませんでした。人それぞれが水俣のことをどう思うか、どう感じるかは自由であり、こういった方々がいらっしゃることは、水俣市民にとって誇りになると感銘を受けました。

私たち大人が、次の時代を担う若い世代のために元気で明るく誇りある水俣を残していかなければならないと改めてその責務を強く感じた次第です。

以下、通告に従い質問します。

1、水俣市スポーツキッズサポーター基金について。

- ①、本定例会に提案されている条例の制定について、主たる目的は何か、お尋ねします。
- ②、寄附を希望される企業や市民などからの寄附方法はどのように考えているかお尋ねします。
- ③、これまでスポーツの全国大会などへの出場に際しては、スポーツ振興補助金からの助成があったが、本基金の制定によって従来の取り組みよりもさらに充実していくことが可能になるか、お尋ねします。

2、多様な住環境の整備について。

- ①、現在の市営住宅の戸数と今後の除却及び新築による入居可能戸数のビジョンはどうなっているかお尋ねします。
- ②、国土交通省が進める民間の空き家などを活用した住宅セーフティネット制度とは、どういうものかお尋ねします。
- ③、住宅確保要配慮者とはどういう方々か。また、現状の課題及び今後想定される課題などは何かお尋ねします。

3、市保有施設へのエアコン設置について。

- ①、本定例会に小中学校空調設備設置の設計業務委託料として1,277万3,000円が計上されているが、設計期間はどの程度で考えているかお尋ねします。
- ②、総合体育館へのエアコン設置を望む声が非常に高まっていることについて、どう考えているかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（福田 齊君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市スポーツキッズサポーター基金については私から、多様な住環境の整備について

は産業建設部長から、市保有施設へのエアコン設置については教育長からそれぞれお答えします。

初めに、水俣市スポーツキッズサポーター基金について、順次お答えします。

まず、本定例会に提案されている条例の制定について、主たる目的は何かとの御質問にお答えします。

スポーツを通した子どもたちの健全育成を地域全体で支援していくため、子どものスポーツ活動への奨励や環境整備などの事業に基金を活用することを主たる目的としています。

次に、寄附を希望される企業や市民などからの寄附方法は、どのように考えているかとの御質問にお答えします。

基金への積み立ては、地元企業や市民の皆様からの寄附金を中心に考えていますが、寄附の方法といたしましては、現金や口座振り込みが主になると思います。なお、できるだけ寄附をしやすいようにしたいと考えていますので、ふるさと納税の仕組みを活用して、クレジットカード払いやコンビニ払いもできるようにします。

次に、これまでスポーツの全国大会などへの出場に際して、スポーツ振興補助金からの助成があったが、本基金の制定によって従来の取り組みよりもさらに充実していくことが可能になるかとの御質問にお答えします。

本基金を制定することにより、子どもたちがスポーツ大会に出場する際の奨励金を充実することができるようになります。また、来年度から小学校運動部活動が社会体育活動へ移行しますので、活動への支援を行います。そのほかにも、子どもたちとトップアスリートの交流事業や指導者育成事業などへの基金活用も考えています。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 さきの6月議会で、早急に検討すべきは市民や企業の方々が寄附できる仕組みをつくることで、ニーズに対応できる、まずは寄附できる、寄附しやすい条例などを制定することが先決だと提案しておりましたが、早々に条例の提案がなされ、新たな施策として市長公約が実現することを歓迎したいと思います。

少子化を迎え、スポーツに取り組む子どもたちがより一層少なくなりつつある中、子どもたちの元気な声が地域で響きわたるとともに、地域全体で子どもたちの健全な育成につなげていくことは、市の存続・発展のためには必要不可欠です。

また、寄附の方法については、企業や市民の皆様が煩わしさを感じないことが大切だと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

条例が制定されれば、寄附を募るためのわかりやすく、丁寧な情報発信が必要になるかと思えます。

そこで質問いたします。

水俣市キッズサポーター基金の趣旨、子どもたちに対する支援を広く理解してもらい、多くの寄附につなげていくためには、広報・周知が大切です。地域全体に幅広く伝えていくために、どういった取り組みを考えているか、お尋ねします。

現在のスポーツ振興補助金は、子どもたちの活動とあわせて社会人の活動も支援する仕組みであり、本年度の予算は41万9,000円となっております。

水俣市スポーツキッズサポーター基金は、子どもたちの活動支援に特化し、補正予算には寄附の想定として200万円が計上されております。新たな取り組みとはいえ、従来のスポーツ振興補助金と比較しても5倍近い金額であり、市民はもとより地元企業と連携していくことで、子どもたちの喜びは親の喜びとなり、孫の喜びは祖父母の喜びに結びつきます。親子3世代の喜びにつながる行政施策を充実させていくことができます。

意欲ある予算を見れば、担当課の頑張り、気概を感じます。そのためにも広報周知が大切になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

初年度の予算が200万円ですが、継続していくことが最も大切であります。できるならば、寄附額がふえていくことを望みたいと思ひますが、そのためには、寄附者となる地元企業や市民の皆様が、子どもたちの活動を直に知る機会が必要だと思ひます。

また、子どもたちにとっては、地元企業や市民の皆様が応援してくれていることを肌で感じるこゝが、感謝の気持ちを生み、地域で支えられていることを理解できます。より一層スポーツに取り組む意欲を向上させ、健全な育成に結びつけていくためにも知る機会が必要です。

来年度には小学校部活動が社会体育活動へ移行する転換期を迎えることから、本市における小学生スポーツの新たなスタートにしてもらいたいですし、寄附を継続していくためにも地元企業、市民の皆様方と小学生が交流できる場の提供は大変有意義であると思ひます。

そこで、質問します。

社会体育活動への移行に伴い、スポーツ少年団として活動するスポーツ団体もあるかもしれません。寄附者となる地元企業や市民の皆様を含む関係者とスポーツに取り組む小学生との橋渡し、相互の関係を知り合える機会として、年度当初に結団式を行うことができれば、有意義な交流の場にできると思ひます。平成31年度を新たなスタートの契機にすることは意味あることだと思ひますが、いかがかお尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えをいたします。2点ございました。

まず1点目、この基金の趣旨、そして広報・周知が大切であり、地域全体で幅広く伝えていくためにはどういった取り組みを考えているのかという御質問でございますけれども、水俣市ス

スポーツキッズサポーター基金条例が本議会で御可決をいただきましたらば、広報みなまたやホームページで広報・周知に努めていきたいというふうを考えております。

また、私や市の幹部職員が出向きます会合等の挨拶などについても基金の趣旨を地域の皆様に幅広く伝えていきたいというふうを考えております。

2番目の年度当初に結団式などそういったことができれば、そういう有意義な場を提供すればどうかという御質問であるかと思いますが、応援していただく地元企業や市民の皆様とそれを応援してもらった子どもたちの交流の場をつくり、相乗効果を図っていきたいというふうを考えております。

こうした場の設定につきましては、基金運営委員会の設置を予定しておりますので、小路議員から御提案をいただきました結団式も含めて今後検討いたしまして、相互理解が深まるように努めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 スポーツに取り組む子どもたちを直接支援することとあわせて、高校生や社会人のスポーツ大会等を見られる機会をふやすことも子どもたちの成長につながると考えます。

水俣市スポーツキッズサポーター基金を通した子どもたちへの支援をきっかけにいろんなスポーツ大会を本市に招致することで入込客の増加につなげていってほしいと思います。

特に、すばらしい設備が整ったエコパークを生かしていくことで、熊本県と大いに連携していくことはより一層の設備充実につながられますし、大会などを多く招致できれば本市の魅力を発信することもできます。

そこで、最後に1点質問いたします。

地元企業と市民の皆様、行政が一緒になって取り組む地域モデルを確立させ、近い時期にスポーツキッズサポーター宣言などによって、他自治体との差別化と本市の取り組みを国や県に共感してもらい、スポーツ大会を招致しやすい環境づくりに発展させてもらいたいと考えますが、いかががお尋ねいたします。

○議長（福田 齊君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） それでは、小路議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

近い時期にこういったスポーツキッズサポーター宣言等を行って、他自治体との差別化を図っていくことが大事ではないかという御質問であったと思います。

子どもたちにとりましても質の高いスポーツ大会を目にすることは貴重な経験になりますので、大会の誘致には積極的に取り組んでいきたいというふうを考えております。

また、水俣市が行うスポーツキッズサポーター宣言につきましては、先ほどの答弁でも申し上げ

げましたように、基金運営委員会などで検討し、スポーツ大会誘致の環境づくりについては、国や県の御支援もいただきながら、今後進めてまいりたいというふうに考えております。

また、当初、冒頭で小路議員がおっしゃられましたように外国人の方が水俣を訪れて、短い期間であったけれども、非常にこの水俣を誇りに思っていたいただけるというお話をさせていただきました。私どもといたしましても、やはり水俣で生まれ育った子どもたちがこの水俣に誇りと自信を持って社会に出ていけるような環境づくり、その一つとしてこのスポーツキッズサポーター基金というものは重要じゃないかというふうに考えております。

多くの指導者からこの基金が早く運用できるようにという期待もございますので、そういったことも含めまして進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、多様な住環境の整備について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、多様な住環境の整備について、順次お答えします。

まず、現在の市営住宅の戸数と今後の除却及び新築による入居可能戸数のビジョンはどうなっているかとの御質問にお答えします。

現在、本市では17団地827戸の市営住宅を管理しており、平成30年9月1日現在での入居戸数は745戸となっています。市営住宅の除却や建てかえなどのビジョンにつきましては、平成24年度に水俣市公営住宅等長寿命化計画を策定しておりますが、今後、目標年度となる平成34年度までに用途廃止等に伴う除却戸数は198戸、建てかえに伴う新築による入居可能戸数は6棟43戸を予定しており、本市の市営住宅の将来戸数は10団地672戸を計画しています。

次に、国土交通省が進める民間の空き家などを活用した住宅セーフティネット制度とはどのようなものかとの御質問にお答えします。

住宅セーフティネット制度は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、平成29年10月から開始した新たな制度です。全国的に高齢者や障害者、子育て世帯など、住宅の確保に配慮が必要な方は今後も増加する見込みですが、一方で民間の空き家・空き地も増加していることから、それらを活用した入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に制定されたもので、空き家をお持ちの大家さんは、登録住宅への支援が受けられるとともに、住宅確保に困っている方々をつなぐ新たな制度となっています。

次に、住宅確保要配慮者とはどういう方々か。また、現状の課題及び今後想定される課題などは何かとの御質問にお答えします。

住宅確保要配慮者とは、住宅の確保に特に配慮を要するものとして、月収15万8,000円以下の

所得の低い方、高齢者や障害者、高校生までの子どもを養育する子育て世帯などと法律や省令で定められています。

現状の課題といたしましては、市営住宅へ入居を申し込まれる世帯の中で、例年、高齢者世帯が全体の約4割を占めるなど、住宅に困窮する高齢者世帯への対応が課題となっており、今後も増加傾向にある高齢者の夫婦世帯や単身者世帯にどう対応していくかが大きな課題ではないかと考えています。

また、このほか、DV被害者及びホームレスの方などについて、一時的に住宅の確保が必要になる場合や低所得者等の生活困窮者や就労支援中の障害者など、自立を目的とした方々への対応も課題としてあるのではないかと考えています。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 本市の住環境を見ますと、市営住宅の状況につきましては先ほどの答弁のとおり、老朽化及び人口減に伴い減少傾向にあります。民間の空き家については、ふえている傾向にあるものの活用は余り進まず、空き家バンクへの登録も1件にとどまり、その空き家も先日の多々良町での火災において延焼を受けたと聞いております。

今般の老朽危険空き家除却補助金制度の有効活用などで空き家が解体され、若い世代の新たな住居として生まれ変われば、少しでも人口減に歯どめをかけることができますが、ふえる空き家はそのまま、若い世代が家を建てたい土地の選択肢が少ないのが現状であり、その結果、近隣の自治体に家を建てて水俣を出ていく傾向もふえています。

若い世代が家を建てて水俣に残れるような施策は急務であり、5年後、10年後を考えれば、今から取り組んでおかなければ手おくれになると考えます。

さて、国土交通省が進める住宅セーフティネット制度について答弁をいただきましたが、民間不動産業者などの空き家やアパート、空き地を活用して、住宅の確保に配慮が必要な方々を拒まない賃貸住宅として供給を促進することが狙いです。住宅に配慮が必要な方々を住宅確保要配慮者として法律や省令で定められており、どういった方々が該当するかは、先ほど答弁いただきましたが、1点質問いたします。

住宅確保要配慮者の定義の中に、地方公共団体が地域の実情に応じて定める者も含まれるとあります。本市がU I Jターンの方々、その他必要と思われる方々の住まいとして定めれば、利用は可能になるのか、1点お尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の第2の御質問にお答えしたいと思います。

U I Jターンによる転入者も入れるのかという御質問だったと思います。

住宅確保要配慮者の範囲につきましては、法律や省令、政令のほか、国の住宅確保要配慮者に

対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針にも記載のとおり、U I J ターンによる転入者も含むとされております。また、熊本県では、熊本県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画において、失業者や若年性認知症者、3世代同居、近居世帯も追加で指定される予定であると伺っております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 ただいまU I J ターンの方々のことを伺った背景は、本市も大都市圏での説明会に出向いたりしていると思われる中で、U I J ターンの希望があった場合に、すぐに住居を提供できる準備があるかどうか、そう思ったからです。現状は恐らく準備できていないのではないかと思います。こういった面も住宅セーフティネット制度の民間促進を促すことで行政が抱える課題も民間との連携で解消していける環境を整備できるのではないのでしょうか。

本市がU I J ターンを進めながら、住居については、U I J ターン希望者任せでは、余りにも不親切であり、U I J ターン希望者も水俣に目を向けてはくれないだろうと思ったからです。

本市における住宅確保要配慮者の現状ですけれども、市営住宅へ入居を希望する世帯の中で、例年、高齢者世帯が全体の約4割を占める状況であり、今後の対応も大きな課題である。

また、DV被害者及び生活困窮者、就労支援中の障害者など、自立を目的とした方々への対応も課題として認識しているとの答弁がありました。

市営住宅に住まわれている高齢者の夫婦世帯や単身世帯、そして自立を目的とした方々に対しては、今後、個別のケースで対応せざるを得なくなることも十分に予想されます。

仮に、住宅確保要配慮者向けの市営住宅を建設するとなれば、建設費用と合わせて40年から50年の維持管理費を負担しなければなりません。それに対して、民間不動産業者等が住宅確保要配慮者向けに住宅セーフティネット制度を活用して、空き家やアパートを改修してもらえば、直接の市の負担はありません。むしろ行政が抱える課題を民間の取り組みによって解消することも可能になると考えますので、民間不動産業者などと積極的に協力していく価値はあると考えます。

住宅確保要配慮者向けの住宅セーフティネットは熊本県に登録する必要があります。調べましたところ2件しか登録されておらず、しかもアパートなどの1室のみを差し当たり登録したようにしか見えませんでした。

本市の空き家バンクへの登録数を含め、空き家対策の成果が余り思わしくない現状においては、新たな制度での空き家対策を考えていくことも重要だと考えます。

本市が抱える課題解決に向けた取り組み、財政状況が厳しい中では、より一層官民連携を進めることによって活路を見出してほしいと考えます。

そこで1点質問いたします。

民間不動産業者などから住宅セーフティネットを活用したいとの相談などがあれば、本市の空き家対策に寄与するとともに、住宅確保要配慮者への対応が進められることとなります。本市も積極的に協力していくべきと考えますが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（福田 斉君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

住宅セーフティネット制度を活用したいという相談があれば、水俣市も積極的に協力していくべきだと考えるがということです。

住宅セーフティネット制度に関しましては、まず市内における賃貸空き家の現状調査や不動産関連会社等の聞き取りを行うなど、空き家対策を進めていく中で制度への御相談がございましたら、各関係各課で取り扱いを協議してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福田 斉君） 次に、市保有施設へのエアコン設置について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、市保有施設へのエアコン設置について、順次お答えします。

まず、本定例会に小中学校空調設備設置の設計業務委託料として1,277万3,000円が計上されているが、設計期間はどの程度で考えているかとの御質問にお答えします。

本定例会において、補正予算の小中学校空調設備設置設計業務委託料が承認されれば、遅滞なく委託契約のための入札の準備に取りかかります。早くて10月下旬の入札になる予定ですので、10月末に契約を締結できるのではないかと考えております。設計には、おおよそ5カ月が必要と見込んでおりますので、11月から翌年3月までの約5カ月間を設計期間としたいと考えております。

次に、総合体育館へのエアコン設置を望む声が非常に高まっていることについて、どう考えているかとの御質問にお答えします。

ことしの夏も猛暑が続きましたが、総合体育館の大アリーナ及び小アリーナも非常に暑くなりますので、利用者の健康面等を考慮すれば、エアコン設置が望ましいと思います。また、大規模なスポーツ大会等を開催する上でも、エアコン設置は欠かせない条件です。ただし、設置費用が高額となりますので、本市の財政状況等を見ながら対応していきたいと考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 まず、小中学校へのエアコン設置に係る設計業務については、平成30年度中に終了するとのことでした。実際に、エアコン機器やキュービクル等を設置することになれば、費用も高額になることが予想されますが、具体的に動き出したことは学校関係者や保護者、そして児

童・生徒にとっても大いに歓迎されるものと考えます。

そこで、まず質問いたします。

小中学校において、空調設備設置が必要な教室数などをどのような基準・方法で検討されたのかお尋ねします。

小中学校へのエアコン設置については、熱中症により児童が亡くなるといった悲しい出来事がありました。そういった背景もあってか、政府も動き出すことになりました。

政府方針の中には、エアコン設置の前に、猛暑が続く時期には夏休み期間を延長することも視野に入れて、各自治体教育委員会で検討するよう指示がなされたとの一部報道もあります。

しかし、暑い夏もあれば涼しい夏もあるわけで、夏休み期間が天気予報の長期予報等に左右される考え方は私自身、現実的ではないと思います。

児童・生徒の健康面への配慮、勉強に集中しやすい環境づくりという初期の目的を果たすためには、エアコンの設置が望ましいことは、市民の間でも広く共有できることと思います。

国におけるエアコン設置を進めるための予算措置が期待される一方で、小中学校へのエアコン設置率は全国平均で2割から3割程度にとどまっている現状からすれば、仮に国で予算措置されても、全国の自治体がパイを奪い合うだけで、結局は設置する上でのネックは財政状況や財源の確保にかかってきます。

国や県の補助金が活用できれば財源の一部にできますが、本市で財源を生み出すにしても、財源を組みかえるにしても相当な労力が必要になることは周知の事実であります。

先ほど、市総合体育館へのエアコン設置については費用が高額になるため、本市の財政状況を見ながら対応したいとの答弁がありました。小中学校のエアコン設置についても、本市の財政状況や財源の確保は大きな課題になると思われます。財政状況が厳しい中でも、必要な財源を確保していかなければ前に進みません。ですから、新たな発想で知恵を絞り出していかなければなりません。

私は、平成29年3月議会でも取り上げましたが、官民連携によって電力料金の削減から生み出される財源を市総合体育館や小中学校へのエアコン設置などにつなげることを提起しました。現在、仮庁舎の電力はアーバンエナジー株式会社からの供給を受けて実証試験を行っている最中だと認識しております。今後は、実証試験の結果や課題を整理した後、水俣市とJFEエンジニアリング株式会社、JNC株式会社による共同出資の地域エネルギー供給会社を設立する構想があります。よい結論に至れば、まずは、新庁舎への電力供給が進められるものと推察いたします。

単に電力料金を抑えることで経費を削減するという考えではなく、新たな取り組みにつなげてほしいという期待からでした。単年度の効果は少ないかもしれませんが、仮に設備投資をしてからの5年、10年、15年というスパンで考えていければ、新たな発想で新たな取り組みにつなげら

れていけるのではないかと思います。

そこで、質問いたします。

仮庁舎での実証試験の検証と今後の官民連携による地域エネルギー供給会社の設立に向けた協議において、新庁舎以外の市保有施設へのエアコン設置に伴う電力供給という中長期的な視点での協議を準備しておくことは、本市にとって有益なことと考えますが、いかががお尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（福田 斉君） 答弁を求めます。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 小路議員の2回目の質問の最初の質問にお答えいたします。

小中学校において空調設備設置が必要な教室数等をどのような基準、方法で検討されたのかという御質問でした。

空調設備の設置計画におきましては、原則として毎週授業で使用する教室に設置するという方針のもと、使用頻度等の状況を確認するため、教育委員会から小中学校に出向きヒアリングを実施するとともに、現場を確認した上で設置が必要な教室を精査したところでございます。

以上です。

○議長（福田 斉君） 帆足総合政策部長。

○総合政策部長（帆足朋和君） 私のほうからは、先ほど2点目の御質問がありました仮庁舎での実証実験の検証、そうした中で、現在仮庁舎で実証しておりますけれども、今後は新庁舎以外の市保有施設へのエアコン設置、これに伴う電力供給、そういったものを中長期的な視点で協議を準備しておくのが有益なことではないかという、その御質問についてお答えいたします。

現在、市役所仮庁舎で実施しております再生可能エネルギーを中心とした電源による電力供給実証実験につきましては、温室効果ガス排出量の削減、電力の安定供給、電気料金の削減等の効果を十分見きわめてまいります。

その結果を踏まえ、今後、他の公共施設への電力の供給の検討を進めた後、地域エネルギー供給会社設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

このような過程におきまして、議員御提案の新庁舎以外の市保有施設へのエアコン設置に伴う電力供給という中長期的な視点での協議を進めていくということは、削減した電気料金を市民に還元する方法の一つとして、本市にとって有意義なことであると考えております。

○議長（福田 斉君） 小路貴紀議員。

○小路貴紀君 答弁、ありがとうございました。

今回の一般質問では、深江部長が先発から中継ぎまでフル稼働され、本日谷口明弘議員の質問

に対して、帆足部長も答弁されましたけど、2次質問がなくて、発言する機会が少なかったんじゃないかと思って、私の質問が帆足部長のほうに通じたのでよかったというふうに思っております。これから少し要望も踏まえて申し上げたいというふうに思います。

小中学校へのエアコン設置については、国で予算化されたとしても各自治体でパイの奪い合いになる懸念を申し上げました。また、市総合体育館に現状、エアコンがないからエアコンを設置したいといっても、簡単に国や県の補助金を活用できるわけではありません。従来の考え方で事業を目的化したところで、何も変わらないのではないかと思います。

先ほど、将来的な官民連携による地域エネルギー会社の件も申し上げましたが、取り扱うエネルギー、簡単に言えば取り扱う電力が環境に優しかったり、環境負荷への軽減につながる環境配慮型の自然エネルギーであれば、他の自治体と差別化することもできます。

その環境配慮型の自然エネルギーを本市が参画する地域エネルギー会社が、自然エネルギー由来の電力をこの地域に広く普及させることを新たな事業の目的にする。エアコンの設置が直接の目的ではなく手段にするという考え方です。こういった考え方は、これまでの補助金においても幾らでも例があるのではないのでしょうか。また、他の自治体では既に成果を出しているところもあるのではないのでしょうか。

平成28年9月議会において、桑原議員より人吉市が小中学校へエアコンを設置した事例を挙げられております。昨日の一般質問でも、松本議員から人吉市の話がありました。これまでと違う発想であったり、視野を変えたり広げたりするなど、庁内における仕事のやり方も従来と変えていかなければならない部分があるかもしれません。

エアコン設置などの補助金確保に向けては、国が直接予算化する事業とは別に、どういった事業が活用できるかなどの知恵を絞り出していくことは、これまで以上に職員の力が必要であり、求められるスキルとして重要視されると考えております。

昨日の松本議員への答弁の中で、設置については来年度からの実施も考えたいと大変前向きな話もありました。数年間での設置ではなく、単年度事業となれば、費用はかさみますが、エアコン機器の購入及びキュービクルなどの設備費を一気に入札にかければ、コストメリットが出てくる面もあります。

エアコン設置が実現するときは、現在小中学校にある扇風機を安易に撤去せず、シーリングファンの代用として利活用することも考えていただくようお願いいたします。

最後に、小中学校及び市総合体育館へのエアコン設置は広く市民の皆様にご理解していただけるものと考えますので、できるだけ早期に実現につなげていただくことを要望しまして、30分強の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（福田 齊君） 以上で小路貴紀議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、5分間休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第68号 専決処分の報告及び承認について

専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）

○議長（福田 斉君） 日程第2、議第68号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第3 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第3、議第69号水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第4 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第4、議第70号水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第5 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第5、議第71号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第6 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第6、議第72号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第7 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(福田 斉君) 日程第7、議第73号水俣市児童館設置条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第8 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第4号)

○議長(福田 斉君) 日程第8、議第74号平成30年度水俣市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第9 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(福田 斉君) 日程第9、議第75号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 質疑なしと認めます。

日程第10 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（福田 斉君） 日程第10、議第76号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第11 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第11、議第77号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第12 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（福田 斉君） 日程第12、議第78号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第13 議第79号 工事請負契約の締結について

○議長（福田 斉君） 日程13、議第79号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第14 議第80号 市道の路線認定について

○議長（福田 斉君） 日程第14、議第80号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第15 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（福田 斉君） 日程第15、議第81号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第16 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 斉君） 日程第16、議第82号平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第17 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第83号平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認めます。

日程第18 議第84号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議第85号 平成29年度水俣市一般会計決算認定について

日程第20 議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第21 議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第22 議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第23 議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（福田 斉君） 日程第18、議第84号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第23、議第89号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、6件を一括して議題とします。

議第84号

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。
 平成30年9月13日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 水俣市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。
 第2条第2項の表中

「

病床数	401	
-----	-----	--

 を
 」

「

病床数	361	
-----	-----	--

 に
 」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国保水俣市立総合医療センターの病床数を変更するため、本案のように制定しようとするものである。

議第85号

平成29年度水俣市一般会計決算認定について

平成29年度水俣市一般会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成30年9月13日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度 水俣市 一般会計 歳入歳出決算書

歳 入

（単位：円）

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 市税		2,878,580,000	3,072,276,961	2,894,833,360	39,594,037	137,849,564	△16,253,360
	1 市民税	1,039,774,000	1,090,417,375	1,074,560,422	866,454	14,990,499	△34,786,422
	2 固定資産税	1,575,645,000	1,732,504,450	1,574,389,035	38,525,083	119,590,332	1,255,965
	3 軽自動車税	81,012,000	80,323,040	76,851,807	202,500	3,268,733	4,160,193
	4 たばこ税	177,090,000	163,347,321	163,347,321	0	0	13,742,679
	5 入湯税	5,059,000	5,684,775	5,684,775	0	0	△625,775
2 地方譲与税		109,000,000	107,593,944	107,593,944	0	0	1,406,056
	1 地方揮発油譲与税	33,000,000	30,159,000	30,159,000	0	0	2,841,000

	2	自動車重量譲与税	72,000,000	73,925,000	73,925,000	0	0	△1,925,000
	3	特別とん譲与税	4,000,000	3,509,944	3,509,944	0	0	490,056
3		利子割交付金	2,000,000	3,951,000	3,951,000	0	0	△1,951,000
	1	利子割交付金	2,000,000	3,951,000	3,951,000	0	0	△1,951,000
4		配当割交付金	3,000,000	5,513,000	5,513,000	0	0	△2,513,000
	1	配当割交付金	3,000,000	5,513,000	5,513,000	0	0	△2,513,000
5		株式等譲渡所得割交付金	10,000,000	7,925,000	7,925,000	0	0	2,075,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	10,000,000	7,925,000	7,925,000	0	0	2,075,000
6		地方消費税交付金	478,000,000	481,623,000	481,623,000	0	0	△3,623,000
	1	地方消費税交付金	478,000,000	481,623,000	481,623,000	0	0	△3,623,000
7		自動車取得税交付金	15,000,000	25,412,000	25,412,000	0	0	△10,412,000
	1	自動車取得税交付金	15,000,000	25,412,000	25,412,000	0	0	△10,412,000
8		地方特例交付金	7,000,000	6,716,000	6,716,000	0	0	284,000
	1	地方特例交付金	7,000,000	6,716,000	6,716,000	0	0	284,000
9		地方交付税	5,146,000,000	5,099,935,000	5,099,935,000	0	0	46,065,000
	1	地方交付税	5,146,000,000	5,099,935,000	5,099,935,000	0	0	46,065,000
10		交通安全対策特別交付金	3,588,000	3,043,000	3,043,000	0	0	545,000
	1	交通安全対策特別交付金	3,588,000	3,043,000	3,043,000	0	0	545,000
11		分担金及び負担金	111,518,000	118,858,848	114,336,528	430,000	4,092,320	△2,818,528
	1	分担金	3,128,000	3,152,503	3,152,503	0	0	△24,503
	2	負担金	108,390,000	115,706,345	111,184,025	430,000	4,092,320	△2,794,025
12		使用料及び手数料	171,786,000	190,691,604	188,419,219	3,780	2,268,605	△16,633,219
	1	使用料	156,532,000	174,493,948	172,220,763	3,780	2,269,405	△15,688,763
	2	手数料	15,254,000	16,197,656	16,198,456	0	△800	△944,456
13		国庫支出金	2,179,630,461	2,161,661,036	2,095,446,036	0	66,215,000	84,184,425
	1	国庫負担金	1,709,946,000	1,733,769,260	1,733,769,260	0	0	△23,823,260
	2	国庫補助金	464,088,461	421,910,528	355,695,528	0	66,215,000	108,392,933
	3	委託金	5,596,000	5,981,248	5,981,248	0	0	△385,248
14		県支出金	1,446,856,487	1,335,720,056	1,335,720,056	0	0	111,136,431

	1 県負担金	717,541,000	706,329,648	706,329,648	0	0	11,211,352
	2 県補助金	652,232,287	558,939,033	558,939,033	0	0	93,293,254
	3 委託金	77,083,200	70,451,375	70,451,375	0	0	6,631,825
15	財産収入	34,766,000	37,294,383	34,200,441	0	3,093,942	565,559
	1 財産運用収入	12,807,000	16,159,753	13,065,811	0	3,093,942	△258,811
	2 財産売却収入	21,959,000	21,134,630	21,134,630	0	0	824,370
16	寄附金	45,810,000	40,618,281	40,618,281	0	0	5,191,719
	1 寄附金	45,810,000	40,618,281	40,618,281	0	0	5,191,719
17	繰入金	729,588,000	445,428,747	445,428,747	0	0	284,159,253
	1 基金繰入金	729,539,000	445,379,747	445,379,747	0	0	284,159,253
	2 特別会計繰入金	49,000	49,000	49,000	0	0	0
18	繰越金	329,610,328	329,610,621	329,610,621	0	0	△293
	1 繰越金	329,610,328	329,610,621	329,610,621	0	0	△293
19	諸収入	465,175,600	673,399,417	457,689,644	558,801	215,150,972	7,485,956
	1 延滞金加算金及び過料	8,230,000	6,626,979	6,747,498	0	△120,519	1,482,502
	2 市預金利子	2,000	89,735	89,735	0	0	△87,735
	3 貸付金元利収入	91,550,000	94,197,628	91,627,974	0	2,569,654	△77,974
	4 雑入	332,515,600	540,282,306	327,021,668	558,801	212,701,837	5,493,932
	5 受託事業収入	32,878,000	32,202,769	32,202,769	0	0	675,231
20	市債	1,879,744,000	1,516,244,000	1,516,244,000	0	0	363,500,000
	1 市債	1,879,744,000	1,516,244,000	1,516,244,000	0	0	363,500,000
歳 入 合 計		16,046,652,876	15,663,515,898	15,194,258,877	40,586,618	428,670,403	852,393,999

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1	議会費	158,446,000	155,320,043	0	3,125,957	3,125,957
	1 議会費	158,446,000	155,320,043	0	3,125,957	3,125,957
2	総務費	2,095,447,940	2,006,040,795	388,800	89,018,345	89,407,145
	1 総務管理費	1,738,667,940	1,670,824,315	388,800	67,454,825	67,843,625
	2 徴税費	176,339,000	169,239,445	0	7,099,555	7,099,555

	3	戸籍住民基本台帳費	80,326,000	75,864,907	0	4,461,093	4,461,093
	4	選挙費	52,871,000	44,017,432	0	8,853,568	8,853,568
	5	統計調査費	12,991,000	12,039,343	0	951,657	951,657
	6	監査委員費	34,253,000	34,055,353	0	197,647	197,647
3		民生費	5,838,106,600	5,617,263,776	43,333,000	177,509,824	220,842,824
	1	社会福祉費	3,578,838,600	3,392,759,092	40,003,000	146,076,508	186,079,508
	2	児童福祉費	1,721,718,000	1,695,594,731	3,330,000	22,793,269	26,123,269
	3	生活保護費	537,550,000	528,909,953	0	8,640,047	8,640,047
4		衛生費	2,020,846,000	1,961,374,835	8,445,000	51,026,165	59,471,165
	1	保健衛生費	366,479,000	330,522,378	0	35,956,622	35,956,622
	2	清掃費	821,703,000	815,308,922	0	6,394,078	6,394,078
	3	簡易水道設置費	17,368,000	13,731,253	0	3,636,747	3,636,747
	4	環境対策費	200,296,000	186,812,282	8,445,000	5,038,718	13,483,718
	5	病院費	615,000,000	615,000,000	0	0	0
5		農林水産業費	471,081,576	449,137,754	5,444,000	16,499,822	21,943,822
	1	農業費	317,028,760	309,533,180	0	7,495,580	7,495,580
	2	林業費	98,398,000	92,731,097	0	5,666,903	5,666,903
	3	水産業費	55,654,816	46,873,477	5,444,000	3,337,339	8,781,339
6		商工費	432,960,000	333,844,607	81,980,000	17,135,393	99,115,393
	1	商工費	247,518,000	170,748,556	71,831,000	4,938,444	76,769,444
	2	総合経済対策費	185,442,000	163,096,051	10,149,000	12,196,949	22,345,949
7		土木費	1,745,684,728	1,514,764,329	209,116,600	21,803,799	230,920,399
	1	土木管理費	3,421,000	3,222,456	0	198,544	198,544
	2	道路橋りょう費	449,579,942	400,667,452	46,180,000	2,732,490	48,912,490
	3	河川費	94,134,286	51,557,954	42,213,600	362,732	42,576,332
	4	港湾費	105,000	104,827	0	173	173
	5	都市計画費	697,915,800	681,667,707	6,333,000	9,915,093	16,248,093
	6	住宅費	500,528,700	377,543,933	114,390,000	8,594,767	122,984,767
8		消防費	553,692,040	516,479,225	19,943,000	17,269,815	37,212,815

	1 消防費	553,692,040	516,479,225	19,943,000	17,269,815	37,212,815
9 教育費		1,064,239,302	930,561,373	78,399,000	55,278,929	133,677,929
	1 教育総務費	354,638,000	252,453,879	77,815,000	24,369,121	102,184,121
	2 小学校費	133,161,000	126,377,949	0	6,783,051	6,783,051
	3 中学校費	89,258,000	82,988,875	0	6,269,125	6,269,125
	4 社会教育費	232,779,302	227,257,459	0	5,521,843	5,521,843
	5 保健体育費	254,403,000	241,483,211	584,000	12,335,789	12,919,789
10 災害復旧費		149,095,690	139,129,283	7,617,000	2,349,407	9,966,407
	1 農林水産施設 災害復旧費	6,968,000	5,692,282	0	1,275,718	1,275,718
	2 公共土木施設 災害復旧費	138,003,690	129,409,768	7,617,000	976,922	8,593,922
	3 文教施設災害 復旧費	4,124,000	4,027,233	0	960,767	96,767
11 公債費		1,511,340,000	1,511,069,217	0	270,783	270,783
	1 公債費	1,511,340,000	1,511,069,217	0	270,783	270,783
12 予備費		5,713,000	0	0	5,713,000	5,713,000
	1 予備費	5,713,000	0	0	5,713,000	5,713,000
歳 出 合 計		16,046,652,876	15,134,985,237	454,666,400	457,001,239	911,667,639

歳 入 合 計 15,194,258,877円

歳 出 合 計 15,134,985,237円

歳入歳出差引残額 59,273,640円

内

基金繰入金 10,000,000円

議第86号

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成30年9月13日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度 水俣市 国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較
1 国民健康保険 税		349,558,000	413,734,642	361,493,074	3,809,871	48,431,697	△11,935,074
	1 国民健康保険 税	349,558,000	413,734,642	361,493,074	3,809,871	48,431,697	△11,935,074

2	使用料及び手数料	445,000	298,058	298,158	0	△100	146,842
	1 手数料	445,000	298,058	298,158	0	△100	146,842
3	国庫支出金	1,266,591,000	1,130,882,125	1,130,882,125	0	0	135,708,875
	1 国庫負担金	650,744,000	601,007,125	601,007,125	0	0	49,736,875
	2 国庫補助金	615,847,000	529,875,000	529,875,000	0	0	85,972,000
4	県支出金	306,661,000	224,937,088	224,937,088	0	0	81,723,912
	1 県負担金	23,804,000	21,265,088	21,265,088	0	0	2,538,912
	2 県補助金	282,857,000	203,672,000	203,672,000	0	0	79,185,000
5	療養給付費等交付金	135,064,000	108,598,696	108,598,696	0	0	26,465,304
	1 療養給付費等交付金	135,064,000	108,598,696	108,598,696	0	0	26,465,304
6	前期高齢者交付金	1,300,000,000	1,470,304,141	1,470,304,141	0	0	△170,304,141
	1 前期高齢者交付金	1,300,000,000	1,470,304,141	1,470,304,141	0	0	△170,304,141
7	共同事業交付金	1,116,454,000	961,354,276	961,354,276	0	0	155,099,724
	1 共同事業交付金	1,116,454,000	961,354,276	961,354,276	0	0	155,099,724
8	財産収入	318,000	373,943	373,943	0	0	△55,943
	1 財産運用収入	318,000	373,943	373,943	0	0	△55,943
9	繰入金	264,384,000	262,124,440	262,124,440	0	0	2,259,560
	1 他会計繰入金	264,384,000	262,124,440	262,124,440	0	0	2,259,560
	2 基金繰入金	0	0	0	0	0	0
10	繰越金	63,986,000	1,268,242,128	1,268,242,128	0	0	△1,204,256,128
	1 繰越金	63,986,000	1,268,242,128	1,268,242,128	0	0	△1,204,256,128
11	諸収入	10,132,000	9,283,825	8,003,831	0	1,279,994	2,128,169
	1 延滞金加算金及び過料	8,687,000	6,759,625	6,759,625	0	0	1,927,375
	2 市預金利子	1,000	55,323	55,323	0	0	△54,323
	3 雑入	1,444,000	2,468,877	1,188,883	0	1,279,994	255,117
歳入合計		4,813,593,000	5,850,133,362	5,796,611,900	3,809,871	49,711,591	△983,018,900

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	76,377,000	73,629,150	0	2,747,850	2,747,850

	1 総務管理費	40,284,000	39,075,171	0	1,208,829	1,208,829
	2 徴税費	29,971,000	29,558,139	0	412,861	412,861
	3 運営協議会費	174,000	78,300	0	95,700	95,700
	4 国民健康保険特別対策費	5,948,000	4,917,540	0	1,030,460	1,030,460
2 保険給付費		3,148,799,000	2,903,828,164	0	244,970,836	244,970,836
	1 療養諸費	2,799,300,000	2,584,818,461	0	214,481,539	214,481,539
	2 高額医療費	341,217,000	312,125,083	0	29,091,917	29,091,917
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	7,140,000	6,024,620	0	1,115,380	1,115,380
	5 葬祭諸費	1,140,000	860,000	0	280,000	280,000
3 後期高齢者支援金等		372,296,000	354,056,770	0	18,239,230	18,239,230
	1 後期高齢者支援金等	372,296,000	354,056,770	0	18,239,230	18,239,230
4 前期高齢者納付金等		1,307,000	1,301,630	0	5,370	5,370
	1 前期高齢者納付金等	1,307,000	1,301,630	0	5,370	5,370
5 老人保健拠出金		14,000	8,598	0	5,402	5,402
	1 老人保健拠出金	14,000	8,598	0	5,402	5,402
6 介護納付金		155,487,000	155,486,073	0	927	927
	1 介護納付金	155,487,000	155,486,073	0	927	927
7 共同事業拠出金		948,102,000	917,521,382	0	30,580,618	30,580,618
	1 共同事業拠出金	948,102,000	917,521,382	0	30,580,618	30,580,618
8 保健事業費		30,156,000	21,135,557	0	9,020,443	9,020,443
	1 保健事業費	6,503,000	4,239,575	0	2,263,425	2,263,425
	2 特定健康診査等事業費	23,653,000	16,895,982	0	6,757,018	6,757,018
9 基金積立金		374,000	373,943	0	57	57
	1 基金積立金	374,000	373,943	0	57	57
10 公債費		146,000	38	0	145,962	145,962
	1 公債費	146,000	38	0	145,962	145,962
11 諸支出金		40,590,000	38,478,941	0	2,111,059	2,111,059
	1 償還金及び還付加算金	30,867,000	28,873,941	0	1,993,059	1,993,059

	2 繰出金	9,723,000	9,605,000	0	118,000	118,000
12 予備費		39,945,000	0	0	39,945,000	39,945,000
	1 予備費	39,945,000	0	0	39,945,000	39,945,000
歳 出 合 計		4,813,593,000	4,465,820,246	0	347,772,754	347,772,754

歳 入 合 計 5,796,611,900円
 歳 出 合 計 4,465,820,246円
 歳入歳出差引残額 1,330,791,654円
 内
 基金繰入金 0円

議第87号

平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成30年9月13日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度 水俣市 後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 保険料		248,997,000	238,333,647	238,335,947	2,300	△4,600	10,661,053
	1 後期高齢者医療保険料	248,997,000	238,333,647	238,335,947	2,300	△4,600	10,661,053
2 使用料及び手数料		56,000	39,000	39,200	0	△200	16,800
	1 手数料	56,000	39,000	39,200	0	△200	16,800
3 繰入金		147,088,000	145,907,287	145,907,287	0	0	1,180,713
	1 一般会計繰入金	147,088,000	145,907,287	145,907,287	0	0	1,180,713
4 繰越金		2,000	189,900	189,900	0	0	△187,900
	1 繰越金	2,000	189,900	189,900	0	0	△187,900
5 諸収入		514,000	381,547	340,047	0	41,500	173,953
	1 延滞金加算金及び過料	73,000	25,553	25,553	0	0	47,447
	2 償還金及び還付加算金	440,000	355,700	314,200	0	41,500	125,800
	3 預金利子	1,000	294	294	0	0	706
歳 入 合 計		396,657,000	384,851,381	384,812,381	2,300	36,700	11,844,619

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 総務費		396,217,000	383,939,281	0	12,277,719	12,277,719
	1 総務管理費	19,461,000	18,742,328	0	718,672	718,672
	2 徴収費	9,602,000	9,129,072	0	472,928	472,928
	3 後期高齢者医療広域連合納付金	367,154,000	356,067,881	0	11,086,119	11,086,119
2 諸支出金		440,000	370,000	0	70,000	70,000
	1 償還金及び還付加算金	440,000	370,000	0	70,000	70,000
歳 出 合 計		396,657,000	384,309,281	0	12,347,719	12,347,719

歳 入 合 計 384,812,381円
 歳 出 合 計 384,309,281円
 歳入歳出差引残額 503,100円
 内
 基金繰入金 0円

議第88号

平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

平成29年度水俣市介護保険特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成30年9月13日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度 水俣市 介護保険特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収入済額との比較
1 保険料		590,705,000	600,230,121	596,082,815	672,494	3,474,812	△5,377,815
	1 介護保険料	590,705,000	600,230,121	596,082,815	672,494	3,474,812	△5,377,815
2 使用料及び手数料		84,000	64,532	64,732	0	△200	19,268
	1 手数料	84,000	64,532	64,732	0	△200	19,268
3 国庫支出金		911,284,000	927,906,159	926,926,159	0	980,000	△15,642,159
	1 国庫負担金	565,894,000	606,982,909	606,982,909	0	0	△41,088,909
	2 国庫補助金	345,390,000	320,923,250	319,943,250	0	980,000	25,446,750
4 支払基金交付金		917,458,000	894,917,202	894,917,202	0	0	22,540,798
	1 支払基金交付金	917,458,000	894,917,202	894,917,202	0	0	22,540,798
5 県支出金		488,539,000	486,962,872	486,962,872	0	0	1,576,128

	1 県負担金	463,446,000	461,871,147	461,871,147	0	0	1,574,853
	2 県補助金	25,093,000	25,091,725	25,091,725	0	0	1,275
6 繰入金		513,142,000	496,098,775	496,098,775	0	0	17,043,225
	1 一般会計繰入金	513,142,000	496,098,775	496,098,775	0	0	17,043,225
7 繰越金		32,456,000	204,852,877	204,852,877	0	0	△172,396,877
	1 繰越金	32,456,000	204,852,877	204,852,877	0	0	△172,396,877
8 諸収入		6,024,000	6,516,210	6,516,210	0	0	△492,210
	1 延滞金、加算金及び過料	214,000	59,800	59,800	0	0	154,200
	2 預金利子	1,000	1,869	1,869	0	0	△869
	3 雑入	5,809,000	6,454,541	6,454,541	0	0	△645,541
歳 入 合 計		3,459,692,000	3,617,548,748	3,612,421,642	672,494	4,454,612	△152,729,642

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予 算 現 額 と 支出済額との比較
1 総務費		83,691,000	78,990,541	2,862,000	1,838,459	4,700,459
	1 総務管理費	39,412,000	35,640,523	2,862,000	909,477	3,771,477
	2 徴収費	10,129,000	9,524,958	0	604,042	604,042
	3 介護認定審査会費	33,783,000	33,593,480	0	189,520	189,520
	4 趣旨普及費	25,000	10,900	0	14,100	14,100
	5 運営協議会費	342,000	220,680	0	121,320	121,320
2 保険給付費		3,167,197,000	3,124,085,111	0	43,111,889	43,111,889
	1 介護サービス等諸費	2,787,875,000	2,756,900,949	0	30,974,051	30,974,051
	2 介護予防サービス等諸費	161,618,000	158,824,567	0	2,793,433	2,793,433
	3 その他諸費	3,063,000	3,062,640	0	360	360
	4 高額介護サービス等費	68,741,000	63,306,743	0	5,434,257	5,434,257
	5 高額医療合算介護サービス等費	9,027,000	7,414,506	0	1,612,494	1,612,494
	6 特定入所者介護サービス等費	136,873,000	134,575,706	0	2,297,294	2,297,294
3 地域支援事業		173,240,000	118,795,978	0	54,444,022	54,444,022
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	74,326,000	30,812,953	0	43,513,047	43,513,047
	2 一般介護予防事業費	33,210,000	30,009,329	0	3,200,671	3,200,671

	3 包括的支援事業・任意事業	65,256,000	57,842,936	0	7,413,064	7,413,064
	4 その他諸費	448,000	130,760	0	317,240	317,240
4	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
5	公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
6	諸支出金	33,562,000	33,158,635	0	403,365	403,365
	1 償還金及び還付加算金	33,513,000	33,109,635	0	403,365	403,365
	2 繰出金	49,000	49,000	0	0	0
7	予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
	1 予備費	2,000,000	0	0	2,000,000	2,000,000
歳 出 合 計		3,459,692,000	3,355,030,265	2,862,000	101,799,735	104,661,735

歳 入 合 計 3,612,421,642円

歳 出 合 計 3,355,030,265円

歳入歳出差引残額 257,391,377円

内

基金繰入金 0円

議第89号

平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

平成30年9月13日提出

水俣市長 高岡利治

平成29年度 水俣市 公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1	分担金及び負担金	793,000	926,700	801,780	30,580	94,340	△8,780
	1 負担金	793,000	926,700	801,780	30,580	94,340	△8,780
2	使用料及び手数料	282,154,000	283,629,136	281,751,496	18,100	1,859,540	402,504
	1 使用料	282,153,000	283,619,136	281,741,496	18,100	1,859,540	411,504
	2 手数料	1,000	10,000	10,000	0	0	△9,000
3	国庫支出金	119,812,000	84,753,593	84,753,593	0	0	35,058,407

	1 国庫補助金	119,812,000	84,753,593	84,753,593	0	0	35,058,407
4 繰入金		571,573,000	563,635,000	563,635,000	0	0	7,938,000
	1 繰入金	571,573,000	563,635,000	563,635,000	0	0	7,938,000
5 繰越金		3,238,040	3,318,490	3,318,490	0	0	△80,450
	1 繰越金	3,238,040	3,318,490	3,318,490	0	0	△80,450
6 諸収入		3,115,000	3,109,158	3,109,158	0	0	5,842
	1 延滞金加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	1,000
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	1,000
	3 雑入	3,113,000	3,109,158	3,109,158	0	0	3,842
7 市債		271,300,000	233,500,000	233,500,000	0	0	37,800,000
	1 市債	271,300,000	233,500,000	233,500,000	0	0	37,800,000
歳 入 合 計		1,251,985,040	1,172,872,077	1,170,869,517	48,680	1,953,880	81,115,523

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 公共下水道事業費		539,520,040	448,110,760	84,000,000	7,409,280	91,409,280
	1 公共下水道事業費	539,520,040	448,110,760	84,000,000	7,409,280	91,409,280
2 公債費		711,465,000	711,464,699	0	301	301
	1 公債費	711,465,000	711,464,699	0	301	301
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		1,251,985,040	1,159,575,459	84,000,000	8,409,581	92,409,581

歳 入 合 計 1,170,869,517円

歳 出 合 計 1,159,575,459円

歳 入 歳 出 差 引 残 額 11,294,058円

内

基 金 繰 入 金 0円

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を

御説明申し上げます。

まず、議第84号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国保水俣市立総合医療センターの病床数を変更するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、平成29年度一般会計及び特別会計決算認定について、順次、御説明申し上げます。

なお、説明中の金額につきましては、万円単位で申し上げます。

まず、議第85号 平成29年度水俣市一般会計決算認定について申し上げます。

本会計の決算額は、歳入合計151億9,425万円、歳出合計151億3,498万円、歳入歳出差し引き5,927万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源4,100万円を差し引き、さらに地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に1千万円を積み立てた残額827万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入94.7%、歳出94.3%となっております。

次に、議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計57億9,661万円、歳出合計44億6,582万円、歳入歳出差し引き13億3,079万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入120.4%、歳出92.8%となっております。

次に、議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計3億8,481万円、歳出合計3億8,431万円、歳入歳出差し引き50万円は全額翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入97.0%、歳出96.9%となっております。

次に、議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計36億1,242万円、歳出合計33億5,503万円、歳入歳出差し引き2億5,739万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源188万円を差し引いた残額2億5,551万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.4%、歳出97.0%となっております。

次に、議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

本会計は、歳入合計11億7,086万円、歳出合計11億5,957万円、歳入歳出差し引き1,129万円から翌年度へ繰り越すべき事業の財源1,120万円を差し引いた残額9万円を翌年度に繰り越しております。

また、予算額に対する執行割合は、歳入93.5%、歳出92.6%となっております。

なお、議第85号から議第89号までの平成29年度の各会計決算につきましては、監査委員の審査

意見書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び主要な施策の成果に関する説明書をあわせて提出いたしております。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第84号から議第89号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決及び御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時30分 休憩

午後2時30分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第84号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第89号平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案のうち、議第85号を除くほかの議案は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

日程第24 特別委員会の設置について

○議長（福田 斉君） 日程第24、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

- 1 名 称 一般会計決算特別委員会
- 2 構成人員 7人
- 3 審査事項 平成29年度水俣市一般会計決算認定について
- 4 審査権限 3に掲げる審査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を委任する。
- 5 審査期間 12月定例会まで

○議長（福田 斉君） お諮りします。

議第85号平成29年度水俣市一般会計決算認定につきましては、委員7人をもって構成する一般会計決算特別委員会を議席に配付のとおり設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とするこ

とにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算特別委員会の設置については、そのように決定します。

お諮りします。

ただいま設置されました一般会計決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小路貴紀議員、桑原一知議員、岩村龍男議員、塩崎達朗議員、高岡朱美議員、牧下恭之議員、谷口眞次議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を一般会計決算特別委員に選任することに決定しました。

一般会計決算特別委員会におかれては、直ちに委員会を開催の上、正副委員長を互選し、議長まで御報告願います。

委員会審査のためしばらく休憩します。

午後2時33分 休憩

午後2時52分 開議

○議長(福田 斉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を御報告します。

委員長 牧下恭之議員

副委員長 桑原一知議員

以上のとおりであります。

○議長(福田 斉君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、21日午後1時30分から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、20日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時53分 散会

平成30年9月21日

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録
(第5号)

表 決

平成30年9月第3回水俣市議会定例会会議録（第5号）

平成30年9月21日（木曜日）

午後1時30分 開議

午後4時9分 閉会

（出席議員） 15人

小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	塩 崎 達 朗 君
谷 口 明 弘 君	岩 村 龍 男 君	高 岡 朱 美 君
田 中 睦 君	牧 下 恭 之 君	松 本 和 幸 君
福 田 齊 君	藤 本 壽 子 君	中 村 幸 治 君
岩 阪 雅 文 君	谷 口 眞 次 君	野 中 重 男 君

（欠席議員） 1人

田 口 憲 雄 君

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（岩 下 一 弘 君）	次	長（岡 本 広 志 君）
次 長（松 尾 裕 二 君）	参	事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）		

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総合政策部長（帆 足 朋 和 君）	総 務 部 長（関 洋 一 君）
福祉環境部長（深 江 浩 一 郎 君）	産 業 建 設 部 長（城 山 浩 和 君）
教 育 長（小 島 泰 治 君）	総合政策部次長（本 田 聖 治 君）
総 務 部 次 長（坂 本 禎 一 君）	産 業 建 設 部 次 長（田 中 眞 也 君）
水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）	総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）
総合政策部政策推進課長（設 楽 聡 君）	総 務 部 財 政 課 長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第5号

平成30年9月21日 午後1時30分開議

- 第1 議第68号 専決処分の報告及び承認について
 専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 第2 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について
- 第3 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 第8 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第9 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議第79号 工事請負契約の締結について
- 第13 議第80号 市道の路線認定について
- 第14 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第15 議第84号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について
- 1 陳第2号 「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について
- 1 陳第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 1 議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 1 議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

(付託委員会)

第17 議第90号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

(総務産業)

第18 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時30分 開議

○議長（福田 斉君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（福田 斉君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

田口憲雄議員から所用のため、本日の会議に欠席する旨の届出がありましたので、お知らせします。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、条例案1件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成30年7月分の一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により、さる8月20日熊本市で開催された第26回熊本市議会議員研修会に議員13人を派遣しました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、藤本壽子議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

○議長（福田 斉君） この際、お諮りします。

藤本壽子議員から、さる9月11日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって、藤本壽子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

発 言 取 消 申 出 書

平成30年9月11日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成30年9月14日

水俣市議会議員 藤 本 壽 子

水俣市議会議長 福 田 斉 様

-
- 日程第1 議第68号 専決処分の報告及び承認について
専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議第69号 水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について
- 日程第3 議第70号 水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議第71号 水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議第72号 水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議第73号 水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議第74号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第75号 平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第76号 平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第77号 平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第78号 平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議第79号 工事請負契約の締結について

日程第13 議第80号 市道の路線認定について

日程第14 議第81号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第15 議第84号 水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第1、議第68号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第84号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、15件を一括して議題とします。

順次委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務産業副委員長藤本壽子議員。

（総務産業副委員長 藤本壽子君登壇）

○総務産業副委員長（藤本壽子君） ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

まず、専決処分されました議第68号平成30年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、平成30年7月7日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費などを計上している。

これらの財源としては、第17款繰入金、第18款繰越金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、豪雨による農地災害の発生状況の例年との比較についてただしたのに対し、復旧工事の申請が、例年、5件前後の申請があるが、去年は0件であった。今年は7件申請があっており、例年と比べると多い状況であるとの答弁がありました。

また、豪雨で被害を受けた道路について、通行ができる状況であるかただしたのに対し、片側通行等で対応しており、全面通行止めの箇所はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、議第70号水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、スポーツキッズサポーター基金の創設に伴い、寄附金を充当する事業の区分を明確化し、寄附者の意思を具体的に事業に反映することにより、さらなる寄附の促進を図り、本市の個性豊かで活力あるまちづくりに資するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市ふるさと大好き寄附条例第2条の、事業の区分を変更した経緯についてた

だしたのに対し、スポーツキッズサポーター基金の創設に伴い、現状との整合性を取り、条例全体の体裁を整えたものであり、スポーツキッズサポーター基金に関することが加わった部分を除けば、内容的には変更はないとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議第74号平成30年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、電算システム新規開発事業、第5款農林水産業費に、市内一円土地改良事業、熊本県中山間農業モデル地区支援事業、第7款土木費に、市内一円河川等維持補修費、第10款災害復旧費に公共土木施設の災害復旧費などを計上している。

これらの財源としては、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、継続費の補正として、水俣芦北広域行政事務組合消防本部芦北消防署新庁舎建設の変更を計上している。

繰越明許費の補正として、電算システム管理運用経費を計上している。

債務負担行為の補正として、新庁舎等ネットワーク構築業務委託料ほか2件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業ほか2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、軽自動車税と固定資産税の課税誤りがあった件について、対応方法や対応状況についてただしたのに対し、まず対象者に謝罪文書を送付し、戸別訪問等により、詳細な説明を行った。すでに、軽自動車税を追加で納付いただく全61名の方から了承をいただいた。固定資産税を還付することとなる対象者にも謝罪と説明を終えたとの答弁がありました。

また、林地台帳整備業務委託料についてただしたのに対し、来年4月1日から自治体で市町村における森林の管理を行うことになり、林地の場所や所有者などの情報を林地台帳として整備するための委託料であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第78号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の補正として、水俣市浄化センター等の運転管理業務委託料の追加を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第80号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、熊本県の「主要地方道水俣田浦線」の改良により、旧道となった区間を引継ぎ、水俣

市道認定基準を満たしていることから、新たに本路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、厚生文教委員長牧下恭之議員。

（厚生文教委員長 牧下恭之君登壇）

○厚生文教委員長（牧下恭之君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第68号平成30年度水俣市一般会計補正予算第3号中付託分について申し上げます。

本案は、平成30年7月7日の豪雨に係る災害復旧等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、第10款災害復旧費に公共土木施設災害復旧費を計上している。これらの財源として、第17款繰入金及び第18款繰越金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第69号水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について申し上げます。

本案は、スポーツを通した子どもたちの健全育成を推進することを目的として、寄附金等を財源とする水俣市スポーツキッズサポーター基金を設置し、基金の管理及び運営等を円滑かつ効率的に行うため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、基金運用の考え方についてただしたのに対し、利息だけで運用するのは難しいため、いただいた寄附金を取り崩して活動に係る資金として支出することになるが、事業については一般財源をできるだけ持ち出すことがないよう、寄附金の中で賄いながら進めていきたいとの答弁がありました。

なお委員から、今後、広報での周知等に努め寄附者を募り、寄附が継続していく仕組みを作っていたきたいとの意見がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第71号水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格等の見直しを図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、議第72号水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、保育所等との連携、食事の提供の特例及び食事の提供の経過措置について定めるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第73号水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、多世代交流事業の推進を図り、施設の目的外使用について使用料を設定する必要があるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第74号平成30年度水俣市一般会計補正予算第4号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、介護予防地域づくり事業、第9款教育費に、小中学校空調設備整備事業、小・中学校施設維持管理費、スポーツキッズサポーター関連事業などを計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第16款寄附金、第17款繰入金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

繰越明許費の補正として、徳富蘇峰・蘆花施設管理運営事業ほか1件の追加を計上している。

また、地方債の補正として、学校教育施設等整備事業を追加、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、小中学校のブロック塀撤去工事について、ブロック塀撤去後のフェンス設置の考え方をただしたのに対し、すでに水俣第一小学校と水俣第二小学校においてフェンスを設置しているように、原則、敷地の境になっている箇所については設置するが、敷地の中にあるものについては撤去のみを行うとの答弁がありました。

また、小中学校の空調設備の設置について、今後の予定をただしたのに対し、国の今年度の補正予算、来年度の当初予算次第ではあるが、国へ提出した事業計画では、今年度中に設計を行い、来年度、設置予定であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第75号平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ27万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億3,388万2,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に国保事業報告システムの改修に伴う委託料の増額を計上している。

この財源としては、第4款県支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第76号平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ38万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億864万3,000円とするものである。

補正の内容としては、第2款諸支出金に保険料還付金及び還付加算金の増額を計上している。

この財源としては、第6款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第77号平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,850万円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ36億1,351万円とするものである。

補正の主な内容としては、第6款諸支出金において、介護給付費等の確定に伴う国県支出金等返還金などを計上している。

これらの財源としては、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第6款繰入金、第7款繰越金、第8款諸収入をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第79号工事請負契約の締結について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館空調設備改修工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、協定書内の工事の共同企業体に係る記載内容についてただしたのに対し、本工事の共同企業体の構成員が飯塚電機工業株式会社水俣営業所、興南電気株式会社の2社である。その代表企業が飯塚電機工業株式会社水俣営業所となっており、その代表者が松本氏となっているとの答弁がありました。

なお、本件については討論があり、水俣市政治倫理条例に抵触する恐れがあり、議会としてははっきりとした対応を示すべきと思われるため反対であるとの意見と共同企業体の構成員である飯塚電機工業株式会社水俣営業所はこれまでも本市の他の工事を受注されており、契約担当課においても所定の手続きのもとで仮契約が行われており、問題がないと思われるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決定しました。

次に、議第81号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について申し上げます。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、全国的に広域連合の規約の改正の流れがあるのかとただしたのに対し、西日本の中では4件であるとの答弁がありました。

本件については討論があり、現行では市長区分、町村長区分、市議会議員区分、町村議会議員区分の4つの枠からの選出であるため、首長と議員のバランスがとられている。改正案では、45市町村の構成市町村の中から各1名ずつ選ぶというメリットはあるが、大きな枠でみれば、民主主義が後退すると思われるため反対であるとの意見と、今までの委員については、議員の場合、立候補制になっており、問題がないと思われるため賛成であるとの意見があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第84号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、国保水俣市立総合医療センターの病床数を変更するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年9月14日

総務産業常任委員長 田口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 齊 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第68号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 平成30年度水俣市一般会計補予算（第3号）付託分	承 認	全員賛成

議第70号	水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第74号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
議第78号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第80号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

平成30年9月14日

厚生文教常任委員長 牧下恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第68号	専決処分報告及び承認について 専第12号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第3号）付託分	承認	全員賛成
議第69号	水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第71号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第72号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第73号	水俣市児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第74号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第4号）付託分	原案可決	全員賛成
議第75号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第76号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第77号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第79号	工事請負契約の締結について	否決	賛成少数
議第81号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決	賛成多数
議第84号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これから、委員会の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員会の審査報告について、質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 ただいま厚生文教委員会の審査報告にありまして、不採択とされました議第79号工事請負契約の締結について質問いたします。常任委員会で反対された4人の議員のうち、反対討論された3人の議員の主張。そちらでは、野中議員、中村議員、岩阪議員も政治倫理条例に抵触する恐れがあるというのが反対の理由だったということですが、これに間違いございませんかというのが一つの質問です。

○議長（福田 斉君） 牧下委員長。

○厚生文教委員長（牧下恭之君） はい、間違いありません。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 反対された議員が契約の相手方として飯塚・興南建設工事共同企業体の代表者名が議員の奥様であることが政治倫理条例に抵触する恐れがあると主張されたらしいですが、対象者が企業の役員をされているという事実を委員会で確認されたのか、また反対された議員から抵触するという明確な根拠が示されたのかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 牧下委員長。

○厚生文教委員長（牧下恭之君） はい、示されておりません。

○議長（福田 斉君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 では委員会の中で、市役所の契約担当課である契約管財係はこの政治倫理条例に違反するかどうかということについて、見解を示されたのか。もし、示されておればどのような見解であったかお尋ねします。

○議長（福田 斉君） 牧下委員長。

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 財政課契約管財係の答弁は、この会社はこれまでもいろいろな契約手続きをなされています。そういった中で政治倫理条例の認識はしておりますので、特に問題は無いものとして契約締結、そして実施行為までなされているという答弁でありました。

○議長（福田 斉君） ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 塩崎達朗議員。

○塩崎達朗君 真志会の塩崎達朗です。議第79号工事請負契約の締結について一つ質問いたします。委員会でこの議案が否決された場合の影響について何か議論はありましたでしょうか。以上です。

○議長（福田 斉君） 牧下委員長。

○厚生文教委員長（牧下恭之君） 委員会ではしておりません。

○議長（福田 斉君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

小路貴紀議員、谷口明弘議員、中村幸治議員及び野中重男議員から議第79号について、高岡朱美議員から議第81号について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

(松本和幸議員退場)

(「議長」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 暫時休憩します。

午後1時59分 休憩

午後1時59分 開議

○議長(福田 斉君) 再開します。初めに、小路貴紀議員。

○小路貴紀君 水進会の小路貴紀です。私は議第79号工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論します。

まず、通常の厚生文教常任委員会では、委員長を含む8名での審査となりますが、本議案につきましては、関係する議員が退席され、7名での審査となりました。委員長には賛否を表明する資格が与えられていないため、残り6名のうち真志会の桑原議員と水進会の小路の2名が賛成。そして無限21の田中議員、政進クラブの中村議員及び岩阪議員、共産党の野中議員の4名が反対の意を表され、常任委員会において本議案は否決となりました。

否決に至る討論において、1名は意見を一切表明されず、残り3名の議員からはおよそ、政治倫理条例に抵触するのではないか、政治倫理条例に違反する恐れがある、政治倫理条例に抵触する恐れがあると反対理由を述べられております。

このことからおわかりのとおり、違反する恐れとか抵触する恐れというのはあくまでも可能性や推察の域であり、行政や議会そしてわたしたち議員は法令や条例などを遵守することが第一義であり、もしも違反しているのであれば、具体的な事由をもって判断する見識が求められます。

仮に政治倫理条例に違反や抵触する恐れがあるのであれば、どういった点がどのような理由であるかを具体的に示す必要がありますし、そのためには議員自ら調査を行うことも必要です。

そして違反や抵触の有無をはっきりと断定して、その結果を明らかにすることで、理解を求めていかなければなりません。単に抽象的で具体性に欠ける理由だけでは、議員としての役割と責任を果たしているとは言えず、行政の執行及び市民生活に多大な影響を及ぼすことは避けなければなりません。

また、常任委員会では本議案を反対された議員から契約書類やその内容について確認したいとの意見が出され、契約業務の所管である財政課契約管財係担当者の出席を求めました。担当者からは、契約の相手方になる共同企業体の代表会社になる飯塚電機工業株式会社水俣営業所とは、これまでもいろいろな契約手続きがなされている。政治倫理条例の認識はしており、そういった中で特に問題はないものとして、契約締結、そして実施行為までなされていると説明を受けました。行政が政治倫理条例を認識している中で、問題ないと判断しているにも関わらず、常任委員

会における反対理由が、政治倫理条例に違反や抵触の恐れがあるという具体性に欠ける状況では、行政執行に異議を突きつけられるわけでもなく、到底正当化できるものではないと考えます。

議員は賛否を表明するだけで、その後の対応は行政責任とする安易な考えは、余りにも無責任であり、ただただ職員を混乱させるばかりか、市民の皆様や地元企業に迷惑がかかるだけです。行政が問題ないと判断していることを覆すためには、具体的理由を示す必要があり、その責任は議員側にあることを、ここにいらっしゃる皆様と認識合わせをまずはしておきたいと考えます。

さて、今回の工事請負契約は、飯塚・興南建設工事共同企業体との締結であり、その共同企業体の代表者として、飯塚電機工業株式会社水俣営業所所長松本ふく美様となっております。議員に関係する配偶者だからとか、代表者だからということを、政治倫理条例に違反や抵触する恐れがあると理由にされているのでしょうか。

飯塚電機工業株式会社水俣営業所におかれては、過去3年間で見ても、単独及び共同企業体として、市発注の工事を10件以上実施されてきており、水俣営業所所長松本ふく美様での契約となっております。行政が政治倫理条例上違反となることを判断していれば、市発注工事の入札すら参加できないわけで、契約及び施工もできません。政治倫理条例の違反や抵触の恐れを指摘されるのであれば、そもそもこれまでの工事实績がまずは問題となるのではないのでしょうか。

しかしながら、これまでの予算審査や決算認定でも、一切異議が出たことはなく、何ら問題も生じておりません。よって政治倫理上でも、議会が問題ないと判断してきたわけです。これまで議会としてチェックしてきた中で、了と判断されてきたことを、今までのことは棚に上げて今回だけ、会社名等が議案で確認できるからといって、政治倫理条例上、違反や抵触する恐れを理由にするのは著しく整合性に欠けます。これまでの議会チェック機能を自ら否定することにつながることを認識すべきです。

過去の工事の中では10億円を超す水俣市防災行政無線整備工事も共同企業体としての実績もあることから、今回の契約金額が高いとか低いとかを問われるものでもありません。水俣環境アカデミアの開設に際しては、機械設備を施工されております。平成28年4月30日のオープニング式典には私も出席していましたが、水俣環境アカデミアの改築工事の施工に豊富な経験を活かしていただいたとして、地元企業4社の内の1社として、飯塚電機工業株式会社水俣営業所は当時の西田市長から感謝状を授与されております。これまでの市発注工事に関しての実績の証でもあり、公然の事実であります。

次に共同企業体の代表者ということについては、あくまでも契約上の話であります。代表者に役員や権限の意味合いは含まれておりません。政治倫理条例の第5条を読み解くと、議員の配偶者が役員をしている企業は市民に疑惑の念を生じさせないため、市が行う公共工事等の請負契約、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならないとあります。

繰り返しますけれども、議員の配偶者が役員をしている企業はという主語がございます。市民に疑惑の念を生じさせないことが、直接の違反や抵触の恐れになる理由には該当せず、議員の配偶者が役員をしている企業かどうか問われる条文になっております。私たち議員が守るべき条例ですので、読み違えたり、勝手な解釈は許されません。よって一般的に企業の役員がどのようなものであるかに関わらず、役員であるかどうかは企業の定款などから判断されるものであり、飯塚電機工業株式会社の役員にはなっておられません。

これらのことから、政治倫理条例に違反や抵触する恐れがあるとする理由にはなり得ません。余りにも無理があります。過去の工事などは議案として上がってこなかったことを理由に、過去のことに目をつむるとするものであれば、今回の件については、何か恣意的な判断が働いているか、あるいは単なる嫌がらせと受け止められてもいたし方ありません。

行政側はあくまでも議会側に政治倫理条例があることを認識しているだけであり、職員が拘束されるものではありません。政治倫理条例上の疑義があるのであれば、まずは議会側の手続きによって明らかにすべきであると考えます。政治倫理審査会の開催であったり、附帯決議といった方法もあるのではないかと考えます。

以前、木造の競り舟をFRP製の新艇として建造する際、岩阪議員の不適切な関わりもあって、結果的に地元唯一の造船業者に発注することができなくなってしまいました。また、納期を確保するために3,318千円の追加予算を組まざるを得ない状況になりました。

常任委員会及び本会議で議員の数による勝ち負けをはっきりさせるため、賛否を明らかにする方法もあったかと思えます。しかし、追加予算の否決によって新艇建造が間に合わず、多くの市民が参加し観戦する伝統行事の継続に影響が出てはいけないとの判断で、第一に優先すべきは市民のことであり、当時の市長与党・野党に関係なく、附帯決議をもって追加予算を承認した経緯もあります。

本議案が否決された際の一番の被害者は市民であり、あわせて本件に関する機械設備工事のみならず、分割発注される建築工事及び電気工事に関わる地元企業も工事に着手できなくなり、多大な影響をこうむることになります。地元企業におかれては、工事を遅滞なく進めるため、下請け業者の協力も得ながら、機材や人員の確保に努められていると聞いております。

本契約が不履行になれば、全ての工事がストップすることとなり、既に工事のために閉館予定期間が設けられている文化会館の閉館期間がさらに延びてしまうこととなります。文化会館を利用される市民・関係者におかれては、閉館期間を念頭に来年度のスケジュールを調整されているとも聞いております。市主催の文化事業や子どもたちの学校行事、来年市制70年を迎える記念イベントなどのスケジュールは全て見直しとなります。本議案にある文化会館の機械設備の工事については、旧庁舎の設備を一部転用することで経費削減も盛り込まれておるようです。工事が延

期となれば、旧庁舎からの設備移設にも手をつけることができず、今後の旧庁舎解体及び新庁舎建設のスケジュールも見直しせざるを得ない状況も考えておかなければなりません。結果的に市民生活に及ぼす影響は広範囲になります。

繰り返しになりますが、政治倫理条例を持ち出すのであれば、まずは議会側で事実を明らかにすべきです。本議案に対する政治倫理条例上の対応は、私たち議員そして議会の責務です。議案を否決して、議会が行政執行を混乱させることではありません。議員自らが作った条例を機能させず、都合の良いように解釈して、政治倫理条例に違反や抵触する恐れという抽象的な理由を議会が正当化することは、あまりにも危険であり、本議案のみならず、既存の行政業務を具体性のない理由だけで洗い出さなければなりません。どれだけの影響を及ぼすのかはわかり知れません。議員には自由に賛否を表明する権利があるかもしれませんが、その理由を議員自身が明確にして市民に説明することができなければ、市民の負託に応えることはできません。

また議員は市民の負託に応えるためにも、市民生活への影響を少しでも回避したり、地元企業を支援していく努力を惜しんではなりません。今回の議論や採決結果に対して市民の皆様や地元企業などから、政争の具と受け取られてしまった場合、議会への信頼と信用は一気に失墜します。

また、法令・条例に即して日々の業務にあたっている職員の方からは、政治倫理条例の問題は議会ですべて欲しいという声があります。今回の件で議会が間違った判断をするなら、職員からもそっぽを向かれ、議会と職員の良好な関係は崩れてしまいます。

以上、市民の皆様や地域を支えていただいている地元企業に対する気配りを優先に考えたとき、政治倫理条例上の疑義は議会側で事実を明らかにするすべは残っております。とれるべき方策を議会自らが放棄して、具体性に欠ける理由で本議案を否決し、行政執行の停止あるいは停滞、遅延を招くことになれば、禍根を残します。市民の皆様が安心・安全に生活していただくとともに、議会が市民の皆様から信頼を得るためにも、議員には最良の選択が求められます。

本議案に関する私自身の考えは、政治倫理条例上の疑義が不明なままで、議案採決の賛否と結びつけるべきではなく、まずは市民生活を第一に考えることであると断言します。政治倫理条例上の疑義については、必要があればしかるべき場で協議して、事実を明らかにするため、議会の責任で対応すべきです。

議員の皆様方におかれましては、良識ある判断を切にお願い申し上げまして、御賛同くださいますようお願いいたします。以上で討論を終わります。

○議長（福田 斉君） 次に、中村幸治議員。

○中村幸治君 政進クラブの中村幸治です。私は議第79号水俣市文化会館空調設備改修工事（機械設備）の請負契約締結について、反対の立場で討論いたします。

この工事は、契約金額1億4,904万円、契約の相手は飯塚・興南建設工事共同企業体、代表者

は松本ふく美氏になっています。9月14日厚生文教委員会の中で、次の確認をいたしました。この請負契約は水俣市と共同企業体との契約であること。その共同企業体の代表者は松本ふく美氏であること。松本ふく美氏は当市議会議員の配偶者であること。当然ですが、建設工事共同企業体協定書を水俣市に提出をされています。その協定書の中身を見てみますと、第5条に当企業体の構成員として、飯塚電機工業(株)水俣営業所、興南電気株式会社の2社で、第6条に当企業体は、飯塚電機工業(株)水俣営業所所長松本ふく美氏を代表者とするとなっています。

次の第7条に代表者の権限を掲げてあります。それを見ますと当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに入札及び見積書の提出、工事請負契約の締結、請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するとあります。これらの権限を持つことができる松本ふく美氏を代表とする共同企業体との契約となると、水俣市政治倫理条例第1条や第5条等に違反する可能性があります。

よって、議第79号水俣市文化会館空調設備改修工事の請負契約締結については、反対いたします。以上で討論を終わります。

○議長（福田 齊君） 次に、谷口明弘議員。

○谷口明弘君 真志会の谷口明弘です。私は議第79号工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論します。

ただ今の委員長報告及び質疑、及びお二人の討論などから明らかになったことが、私は3つあると考えます。

まず一つ目が、厚生文教委員会では条例違反に相当する明確な根拠は何ら示されず、政治倫理条例に抵触するのではないかという、極めて曖昧な理由で否決されたということ。

二つ目は、水俣市は今回対象となっている企業と、これまでも防災無線工事や水俣環境アカデミア機械工事、水俣市第一水源地改修工事などを初め、数々の水俣市の公共工事を請け負ってきた実績があること。これはすなわち前西田市長の時代も含め、執行部も議会も政治倫理条例に照らし合わせて、これまで問題ないものと認識してきたということでもあります。

三つ目は、今議会で仮に工事請負契約が否決された場合に生じる様々な影響について、常任委員会で議論された形跡がなく、市民や工事に携わる企業、文化会館のイベントに関わる市内外の関係者に対して、極めて重大な影響をもたらすことへの配慮が全く欠けていること。以上の三点です。

市民の皆さんにも知ってもらうために、委員長報告に対する質疑で、牧下委員長も答弁されておりましたが、今回の工事請負契約が議会で否決された場合の影響について、私なりに調べましたので申し上げます。

いくつかある中で主なものを挙げますと、まず文化会館が利用するイベントに影響がでます。来年5月に空調設備の更新工事が終わる計画でありまして、既に平成31年2月から5月まで文化会館の使用ができないと市民にアナウンスしておられ、6月以降は市制70周年イベントを初め、既に多くのイベントのスケジュールが組まれているそうです。これらのイベントが実施不可能になった場合の影響は重大です。

次に今回の工事の目的である空調設備の更新工事は、建設工事、電気設備工事、電気工事を分離して発注してあるため、電気設備工事が否決されれば、建設工事や電気工事を契約した企業に対して、契約解除のみならず、損害賠償の可能性すら発生します。

さらに経費節減のため、旧庁舎の空調設備を文化会館に転用する計画だそうですが、空調設備の移設が終わらなければ、旧庁舎の解体工事に取りかかれず、新庁舎建設の進捗に大きな影響が出る懸念があるそうです。ちなみに旧庁舎の解体は平成31年3月からの予定です。

これらの影響を、反対されている議員はその常任委員会もしくは事前に、認識されていたのか甚だ疑問であります。常任委員会の不採択を受け、執行部の関係者の皆さんは、これらの影響について可能な限り、反対された会派の議員に説明に回られたと聞いております。ですので、既にこういった影響は私が説明しなくてもご存知のことと思います。

そもそも、議会が定めた政治倫理条例に抵触する恐れがあると言うのなら、本当に抵触するかどうか、議会として白黒つけたうえで、採決すべきではないでしょうか。政治倫理条例には、第7条に政治倫理審査会の設置をうたっています。問題意識を持たれた議員は、厚生文教委員会で採決する前に、政治倫理審査会に調査を申し出るなど事前にやるべきことはたくさんあったはずですが。議員という立場でありながら、十分な調査や議論も行わず、その後の影響なども考慮せず、数に任せて否決することなど、断じてやってはならない行為であると考えます。

また、小路議員の討論にもありましたように、今回問題となっている契約の相手方は、政治倫理条例の第5条にある、配偶者が役員をしている企業には私は該当しないと判断します。付け加えて言うならば、そういった、どうとでも解釈できるような条例を作った議会に責任があると思います。やるならばその条文を手直しするとか、やることはまだ議会の方でいっぱいあるはずですが。

こういった理由から私は、議第79号工事請負契約の締結について、議案どおり可決すべきものであるというのが私の結論です。

議員のみなさんの良識ある判断をよろしくお願いします。以上です。

○議長（福田 齊君） 次に、野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。議第79号工事請負契約の締結について、反対討論を行います。

まず今、賛成の議員からいくつかの討論がございました。それらを整理して、いくつかに論点を整理しながら述べていきたいというふうに思います。

まず最初に、今討論がございましたけれども、政治倫理条例そのものは機能していると私は考えます。あえて今、これを変えなくてもいいということが私の考え方であります。これに沿って議員なり、市長・副市長なりは、それなりに襟を正して仕事をしてきたというふうに理解しております。

さて、中身に入ります。

第一に以前から、飯塚電機の松本ふく美氏は名前が出ていて、市の工事を行ってきたと、単独でもあったし、ジョイントベンチャーでもあったという話が、二人の方から言われました。入札もされ、そして契約を水俣市が行ってきたのはなぜか、ということについて、まずこれを説明しなきゃいけないというふうに思います。

まず第一に単独の場合ですけれども、飯塚電機が水俣市と直接、工事契約をされたときの話ですけれども、松本氏は飯塚電機の役員をされていない。ですから政治倫理には当たらないという解釈であったというふうに聞いております。ですから入札することも、工事請負することも何ら問題なかったということであります。

次にジョイントベンチャーについても、防災無線等でジョイントベンチャーを組んで、飯塚電機さんは仕事をしてきたという話が今ございました。この時の管理者は日本無線であります。ですから代表は日本無線がされております。何社かで工事されてるわけですけれども、他の会社もあるんですけれども、あくまで代表は日本無線さんであって、飯塚電機さんも、2つ目、3つ目、4つ目かにつながって工事をされたということになっています。いずれの場合にも政治倫理条例には抵触しません。この2つの例はですね。ですからこれまで前の市長の時もこういう工事はされてきた。執行部もこれでいいでしょうということで見られてきたんだろうと思います。

さて、二点目です。今回の議会で議案の可決がなければ、文化会館の工事が大きく遅れてしまう、という議論が二人の議員から討論がございました。来年の予定では数々のイベントが計画されている。影響を与える可能性があるというような主張であったと思います。そして副市長を中心に私ども議員のところを個別に回って、今回これを議決してもらわないと大きな影響が出ますということをやううと回っておられます。これは圧力ではないかと思うような、そういうような回り方をされております。

議会から厳しくチェックがかかるような、こういう議案について、市長初め執行部はなぜ法律の専門家などと相談して、このジョイントベンチャーの組み方で問題ないかどうか、飯塚電機の松本ふく美さんをトップにすることで問題がないかどうかということを厳密にチェックされてきたのでしょうか。私にはそのようには見えません。今9月議会で議案が通らなかったということ

体じゃないのか。それで弁護士にも聞きましたよ。政治倫理条例を送って、この協定書も送って、事例を送って、それで判断した結果、これは政治倫理条例5条に抵触するという判断なんです。そういうことで今回は私どもはこれはこのまま通すわけにはいかない。

当然、政治倫理審査会でも審査されるべきだと思います。政治倫理審査会に申し入れするには、市民の有権者の50分の1の署名が要ります。はいすぐ出しますからで審理できるわけじゃないんです。50分の1の署名が要るんですよ。そういう手続きもこれから必要になってくると思います。ですから、こういうものも、こういう事態になるということを前提にしっかりと準備をする、議案については検討する、ということが必要だったんじゃないでしょうか。

以上のような理由から今回の工事請負契約については、私は反対であります。同意できません。以上です。

(松本和幸議員入場)

○議長(福田 斉君) 次に、高岡朱美議員。

○高岡朱美君 日本共産党の高岡朱美です。私は議第81号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、反対の立場から討論いたします。

本案は、現在全県的な選挙により、市長8名、市議会議員8名、町村長8名、町村議会議員8名計32名で構成している広域連合議会を、各構成市町村の長及び議会から1名選出し、定員45名に変更するものです。この改変には次のような問題点があることを指摘いたします。

第一に、全ての市町村が平等に住民の意思を反映させるという主旨での提案であるならば、人口比を考えた傾斜配分があってしかるべきです。人口74万人の熊本市と1000人弱の五木村が同じ1議席という配分が果たして妥当でしょうか。

第二に、これは現行の制度にも言えることですが、市町村長を議員に選出することの矛盾です。市長村長は各自治体では執行機関の長として後期高齢者医療制度の事務を執行する立場にあります。そういう立場にある者が広域連合においては、議決に加わり、執行部のチェック役をすることは二元代表制を損なうものです。かつてこれにより、様々な矛盾を抱えた阿蘇広域行政事務組合は、平成23年に規約改正を行い市町村議会の議員のみで構成する議会に改変した例がございます。

第三に、後期高齢者医療広域連合議会議員の現職にある者の話によりますと、今回提案されている規約変更については、広域連合執行部が主導して提案しており、議会において一度も議論されていないとのことです。議席数や議員の選出方法を変えるのであれば、どのように変えることが県民にとって望ましいのか、まずは議会の中で議論し、時間をかけて方向性を出していくべきではないでしょうか。

今回の提案は一見全ての組合員の意思が反映されるように思われますが、これまで述べてきた

ような問題点について深慮された形跡はなく、改変案に賛成することは到底できません。よって、議第81号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に反対を表明し、討論を終わります。

○議長（福田 斉君） ほかに討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

午後3時3分 開議

○議長（福田 斉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

（「議長」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 桑原議員。どちらの討論になりますか。

79号。

松本議員の除斥を求めます。

（松本和幸議員退場）

○議長（福田 斉君） 再開します。

桑原一知議員。

○桑原一知君 真志会の桑原一知です。私は議第79号工事請負契約の締結について、賛成の立場から討論いたします。

中村議員の反対討論を整理しますと、現状の契約の実態を述べられただけで、政治倫理条例の1条と5条における条文に対して、何が違反や抵触なのか具体的に示されておりません。事実は隠されたままです。

また、これまでの単独契約やJV契約について、野中議員からは政治倫理条例上問題ないと断言されました。今回のJVが初めての共同企業体だという理由だけで、また、弁護士に相談されたと言われましたが、弁護士の反対理由は何なんでしょうか。言えない、隠さないといけないことがあるのでしょうか。この点も具体的に違反している理由が示されておりません。今回が初めての共同企業体と言われますが、今後も新たな共同企業体は、どんどん出てくる可能性はあります。地元企業の方々はよくご存じです。

また、税法上など市の契約は、それぞれの個々の会社との関係であります。よってこれまでの単独やJVで問題なかった会社なので、政治倫理条例上の疑義と合致しません。

反対意見の主旨は政治倫理条例といいながら、何ら覆す理由を述べていない。

以上のことから私は、賛成の立場で討論いたしました。皆様の良識ある態度をよろしく願ひ

します。

○議長（福田 斉君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終結します。

（松本和幸議員入場）

議第68号専決処分の報告及び承認についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は承認であります。

本件は、委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の審査報告のとおり承認しました。

○議長（福田 斉君） 次に、議第69号水俣市スポーツキッズサポーター基金条例の制定についてから、議第78号平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてまで、10件を一括して採決します。

本10件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本10件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本10件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

（松本和幸議員退場）

○議長（福田 斉君） 次に、議第79号工事請負契約の締結についてを採決します。

本件については、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員会の審査報告は否決であります。

したがって原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（福田 斉君） 起立少数であります。

したがって本件は、否決されました。

(松本和幸議員入場)

○議長(福田 斉君) 次に、議第80号市道の路線認定についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会審査報告のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第81号熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(福田 斉君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員会審査報告のとおり可決しました。

○議長(福田 斉君) 次に、議第84号水俣市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(福田 斉君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会審査報告のとおり可決しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 議第83号 平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について
- 1 議第89号 平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について
- 1 陳第1号 最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について

1 議第2号 「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について

1 議第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について

1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

1 議第82号 平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

1 議第86号 平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

1 議第87号 平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

1 議第88号 平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（福田 斉君） 日程第16、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 審 査 ・ 調 査 申 出 書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年9月14日

総務産業常任委員長 田 口 憲 雄

水俣市議会議長 福 田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第83号	平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第89号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため

陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	慎重審査を要するため
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	慎重審査を要するため
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年9月14日

厚生文教常任委員長 牧下 恭之

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
議第82号	平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	慎重審査を要するため
議第86号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第87号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
議第88号	平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

平成30年9月13日

議会運営委員長 野中 重男

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第17 議第90号 水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

○議長（福田 斉君） 日程第17、議第90号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

議第90号

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例を次のように制定することとする。

平成30年9月21日提出

水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例

市長及び副市長の平成30年10月1日から同年10月31日までの期間における給料月額、水俣市長等の給与に関する条例（昭和26年告示第18号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定による額から、その額に10分の1を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（この条例の失効）
- 2 この条例は、平成30年10月31日限り、その効力を失う。

（提案理由）

市税の課税誤りに関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものである。

○議長（福田 斉君） 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第90号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について申し上げます。

本案は、市税の課税誤りに関し、市長及び副市長としての総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第90号について、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（福田 斉君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時12分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました議第90号について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました議第90号は、議席に配付の議事日程表のとおり総務産業委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後3時13分 休憩

午後4時5分 開議

○議長（福田 斉君） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案について、総務産業委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから委員会の審査報告を求めます。

総務産業副委員長藤本壽子議員。

（総務産業副委員長 藤本壽子君登壇）

○総務産業副委員長（藤本壽子君） 先ほど総務産業委員会に付託されました議第90号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について、委員会での審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

本案は、市税の課税誤りに関し、市長及び副市長として総括的な管理監督責任があるものと判断し、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の提案理由は、市税の課税誤りに関し、市長及び副市長としての管理監督責任があるためとのことであるが、課税誤りの対象期間は、前市長の任期中ではないかとただしたのに対し、課税誤りした期間が前市長の任期中であるが、今回、課税誤りが発覚し、市民に対して御迷惑をおかけしたことについて、現在の市長が自ら判断したものであるとの答弁がありました。

また、過去の市長の任期中の誤りで、その誤りが発覚した時点の市長の給与を減額した事例はあるのかとただしたのに対し、過去にも同様の事例があるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報

告します。

平成30年9月21日

総務産業常任副委員長 藤本 壽子

水俣市議会議長 福田 斉 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第90号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成

○議長（福田 斉君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

これから委員会の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員会の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 質疑なしと認め、これで委員会審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第90号について、討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第90号水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

本件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会審査報告のとおり可決しました。

日程第18 議員派遣について

○議長（福田 斉君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について

肥薩四市議会議員研修会

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

派遣目的 今後の議会活動に資するため
派遣場所 阿久根市
派遣期間 平成30年10月30日(火) 1日間
派遣議員 15人以内

経 費 既決予算の中から支出

○議長（福田 斉君） お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（福田 斉君） 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（福田 斉君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成30年第3回水俣市議会定例会を閉会します。

午後4時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 福田 齊

署名議員 塩崎 達朗

署名議員 岩阪 雅文

平成30年9月第3回水俣市議会定例会（8月31日～9月21日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第68号	専決処分の報告及び承認について 専第12号 平成30年度水俣市一般会計補 正予算（第3号）	8月31日	各 委	9月21日 承 認	
議第69号	水俣市スポーツキッズサポーター基金条例 の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第70号	水俣市ふるさと大好き寄附条例の一部を改 正する条例の制定について	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第71号	水俣市放課後児童健全育成事業の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第72号	水俣市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第73号	水俣市児童館設置条例の一部を改正する条 例の制定について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第74号	平成30年度水俣市一般会計補正予算（第 4号）	8月31日	各 委	9月21日 原案可決	
議第75号	平成30年度水俣市国民健康保険事業特別会 計補正予算（第1号）	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第76号	平成30年度水俣市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第77号	平成30年度水俣市介護保険特別会計補正予 算（第2号）	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第78号	平成30年度水俣市公共下水道事業特別会計 補正予算（第2号）	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第79号	工事請負契約の締結について	8月31日	厚生文教	9月21日 否 決	
議第80号	市道の路線認定について	8月31日	総務産業	9月21日 原案可決	
議第81号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部 変更について	8月31日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第82号	平成29年度水俣市病院事業会計決算認定及 び剰余金処分について	8月31日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第83号	平成29年度水俣市水道事業会計決算認定及 び剰余金処分について	8月31日	総務産業	9月21日 継続審査	
議第84号	水俣市病院事業の設置等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	9月13日	厚生文教	9月21日 原案可決	
議第85号	平成29年度水俣市一般会計決算認定につ いて	9月13日	一般会計 決算特別	9月21日 継続審査	
議第86号	平成29年度水俣市国民健康保険事業特別会 計決算認定について	9月13日	厚生文教	9月21日 継続審査	

議第87号	平成29年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月13日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第88号	平成29年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月13日	厚生文教	9月21日 継続審査	
議第89号	平成29年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月13日	総務産業	9月21日 継続審査	
議第90号	水俣市長及び副市長の給与の減額に関する条例の制定について	9月21日	総務産業	9月21日 原案可決	

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告12号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月13日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	9月21日	総務産業	9月21日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	9月21日	厚生文教	9月21日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	9月21日	議会運営	9月21日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代表者の住所 及び氏名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第1号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度及び、開かれた最低賃金審議会のあり方を求める陳情について	水俣市浦上町 3-93 中山 徹	総務産業	6月13日	9月21日 継続審査
陳第2号	「水俣川河口臨海部振興構想事業計画」に対する市民説明会を求める陳情について	水俣市陣内 1-10-33 山下 善寛	総務産業	6月26日	9月21日 継続審査
陳第4号	所得税法第56条の廃止を求める意見書提出を求める陳情について	水俣市栄町1丁目 1-25 北蘭 正人	総務産業	平成29年 6月22日	9月21日 継続審査